A651
109

0057520000

0057520-000

A651−109

帝国及列国の陸軍

陸軍省

昭和９年版

１９３４印刷

AJF

シシE49

A651
109

昭和九年版

帝國及列國の陸軍

昭和九年一月以印刷代謄寫

陸軍省

A651
109

396.2

1028439

帝國及列國の陸軍

目次

緒　言……一頁
第一篇　陸軍軍備の趨勢……七
第一章　國防上列國の立場と其陸軍々備……七
第二章　陸軍裝備の趨勢……九
第三章　航　空……一七
第四章　化學戰準備施設……一五
第五章　國家總動員準備……一九
第六章　軍隊教育の複雜化と在營年限問題……二四
第七章　國際軍縮會議……二五
第二篇　帝國陸軍概觀……三〇

第一章　序　論……三〇
第二章　帝國の國防方針……三〇
第三章　總動員準備……三五
第四章　兵　役……四二
第五章　平時兵力……四五
第六章　航　空……四六
第一節　兵力及航空器材……四七
第二節　防　空……四八
第三節　民用航空……五〇
第七章　時局兵備充實……五一
第八章　陸軍豫算……五四
第三篇　列國陸軍概觀……五八
第一章　蘇聯邦……五八
第一節　國防の特異性……五八
第二節　兵役制度……六一
第三節　平時兵力及編制、裝備……六四
第四節　航　空……六七
第五節　化學戰準備施設……七三
第六節　陸軍豫算……七五
第二章　滿洲國……七七
第三章　中華民國……七七
第一節　兵　力……七八
第二節　航　空……八二
一　航空兵力……八二
二　民用航空……八五
第四章　北米合衆國……八八
第一節　國防要領……八八
第二節　兵役制度……八九
……九〇

第三節　兵力及編制……九三
第四節　航　空……九五
一　航空兵力……九六
二　民用航空……九九
第五節　化學戰準備施設……一〇一
第六節　陸軍豫算……一〇四
第五章　波蘭國……一〇五
第一節　國防の特異性……一〇五
第二節　平時兵力及編制裝備……一〇六
第三節　兵役制度……一〇七
第四節　陸軍豫算……一〇八
第六章　英　國……一〇九
第一節　國防要領……一〇九
第二節　兵役制度……一一〇

第三節　兵力及編制……一一三
第四節　航　空……一一四
一　空軍兵力……一一七
二　民用航空……一一八
第五節　化學戰準備施設……一二〇
第六節　陸軍豫算……一二一
第七章　佛　國……一二二
第一節　國防要領……一二二
第二節　兵役制度……一二四
第三節　兵力及編制……一二八
第四節　航　空……一二九
一　空軍陸上部隊の兵力及編制……一三〇
二　民用航空……一三一
第五節　化學戰準備施設……一三三

第六節　陸軍豫算……一三四
第八章　獨　國……一三五
第一節　國防要領……一三五
第二節　兵役制度……一三六
第三節　兵力及編制……一三九
第四節　航　空……一四〇
第五節　化學戰準備施設……一四三
第六節　陸軍豫算……一四七
第九章　伊　國……一四八
第一節　國防要領……一四八
第二節　兵役制度……一五〇
第三節　兵力及編制……一五一
第四節　航　空……一五三
一　空軍兵力……一五四

二　民用航空……一五五
第五節　化學戰準備施設……一五六
第六節　陸軍豫算……一五六
附　錄　極東の情勢に就て……一五六
附　表……一五八
其一　列國陸軍軍備一覽
其二　列國新兵器整備一覽

昭和九年版 帝國及列國の陸軍

緒言

戰爭準備に對する信念

戰爭は實に國家興亡の岐れる所の大事であつて好んで行ふべきでないことは勿論である。故に列國が國際間の和親を圖り、時々發生する紛議を外交手段に依り努めて平和裡に解決し以て人類共同の理想たる恒久的平和を實現せんことを努めてゐる。

然れども各國家は各固有の國民的理想と傳統とを有し且生存上の利害を異にしてゐる。從つて各國間に紛爭が生じた場合各國民各〻其主張を固守して相讓らぬに於ては到底外交手段に依つてのみ之が調和解決は期せられない、是れ方今列國が戰爭の止むべからざるを豫期して國防の充實に日も尚足らざ

る所以であつて各國民が斯くして萬一に處し敢て戰爭をも辭せざるの覺悟と實行とを具有することに依り始めて自己の國策遂行を保障し得べく偶〻以て國際間の紛議が生ずる場合も多くは平和的手段に依りて解決し得るのである。

帝國の對外中樞國策

皇國現代の對外的中樞國策は滿洲國の健全なる發展を援助し其建國の理想を速に宇內に顯揚し皇國と相携へて東亞の平和確保に邁進せしむるにある。而して此種我が國策の遂行は延て世界平和の確立に貢獻し人類の發展と其幸福の增進とを保障する所以である、是れ實に我民族の道義觀に立脚せる世界的大策の實行と謂はなければならぬ。

帝國の危機

然し現代の如き民族的國家對立の實情に在る人類文化の過程に於ては帝國の斯くの如き世界的奉仕も或は列國の猜疑を蒙り其誤解を招き之が遂行上既に多大の障碍を受け將來一層の難關に遭遇することなきを保し難い。殊に列國の滿洲事變に對する認識不足は遂に帝國をして國際聯盟離脫の止むなきに至らしめ明年に於て之が最後的決定を見んとしてゐる。帝國の聯盟離脫決心の前後に於て加へられた列國の壓迫に照せば帝國が再び更に大なる國際危機に際會すべきは豫測するに難くない。加之時恰も華盛頓及倫敦條約改締の時機に相當し關係列國の神經は彌が上にも尖銳化し而も一方帝國海軍は條約の結果に基くとせば必ずしも有利ならざる形勢に置かるゝの情勢に在る。

國防充實の基調

此を以て今後數年間の我國防は專ら此難局打解に傾注せられ極力外交施策の支援を成し威嚴ある東洋平和の支柱とならねばならぬ。然り而して皇國國防上に於ける我陸軍の大任は大陸方面よりする脅威に對し皇國及滿洲國の安

全を確保するに在るは明かであるが、隣邦人は其國民的傳統、地理的環境竝經濟的政治的理由に基く東方進出政策に因由し今や極東に於て或は兵力の增備に或は之が運用上の諸施設の實行に狂奔しつゝある有樣である。是れ帝國及滿洲國々土防衞上の脅威を感じ或は我道義的國策遂行上の一大障碍とも認められる。然れども此等の脅威又は障碍は日滿兩國の堅實なる提携發展と有力なる兵備の充實とに依つて擧國一致の精神を以て今後國民の發する全智全能力により幸に又に斫らずして此等の難關を突破し得るに至るやも知れぬ。

是れ皇國陸軍の現下に於ける國防的信念にして吾人が目下兵備の改善充實の必要を唱へ有形無形上の國防實現を期しある所以亦實に玆に存するのである。

然るに世上往々我陸軍を以て求めて大陸に大事を構ふるものなりと唱ふるものあるは最も遺憾である。

戰爭勃發動機の見解

凡そ一國の存亡を賭すべき戰爭殊に國民戰の性質を帶ぶべき近代戰爭が單なる一部人士の意見に依り人爲的に作爲せられて成立し得べきものにあらず、國策上の根本的相違に依り避けんとして避くべからず、必至の勢を以て迫り來る場合に於て已むを得ず惹起せらるゝものである。唯遺憾ながら吾人は現時に於ける隣邦の思想と其國家的發展の動向等が斷じて戰爭への傾向を有せずと謂ふを得ず、故に此萬一の危險を未然に防止し平和の裡に國家の安泰を保ち我國策遂行を完うし得るものは實に東亞を鎭壓する有力なる我國防の充備と之に基礎を置いて潑剌眞摯に活動する外交政策とに存するのである。

本書刊行の趣意

飜つて最近の大戰の示す所に依れば、將來戰の型容は擧國戰の色彩を益々

濃厚ならしめて來た。從つて同胞が軍の使命と其本質内容に通曉し、平戰兩時を通じて軍民一體の實を擧げ、爲し得る限りの準備を整へあることは、國防の目的を達するの根源をなすものである。若し本書にして軍事に對する同胞の關心に貢獻するの一助ともならば、幸甚之に過ぐるものはない。

本書は第一篇に於て陸軍々備一般の趨勢を明かにし、第二、三篇に於て帝國及列國陸軍々備の現狀を述べることゝしたが、特に非常時局の認識に資する爲附錄として極東情勢に關し補足して置いた。

第一篇　陸軍軍備の趨勢

第一章　國防上列國の立場と其陸軍々備

各國の整備すべき兵力量、編制、裝備、用兵の要領等は、主として其國防上の要求によりて決定せらるべきものである。凡そ國家には夫々獨自の國策があり、又國土構成の狀態によりて其防衞に難易を生じ、財政、經濟、資源等の狀態により、兵力の維持、管理に大なる關係を生ずるものであるから、各國共兵力量等の決定には以上の如き自主的諸元が影響を及ぼすは勿論、關係列國の情勢は相對的要素として之が決定に重大なる役割を演じてゐる。

例へば佛國は接壤國たる獨逸に對する爲、最も迅速なる作戰の遂行を必要とする關係上、精銳にして强大なる常備軍を有し、且至短期間の動員完結を企圖してゐる。英國は從來は其地理的關係と優勢なる海軍力とに信賴し得る關係上、佛國の如く迅速なる動員を必要としなかつたが、近時に至つて國際情勢の變化、航空機の發達等の爲、從來の如く國防軍の主力を海軍とし、之に依りて其國土を防衞することは困難となつたので、遂に古來よりの傳統的方針を放棄するの已むなきに至り、速戰即決主義

を採らんとしてゐるが、未だ佛國の如き迅速動員の施設にはなつて居らない。又米國の如きは比隣に強國を有せず、且優勢なる海軍を保有してゐるので、陸軍の動員は緩慢であつて差支なく、尙國內資源豐富にして工業發達し、國富多大であるから、戰時に方り一擧に多量の軍用資材を製造整備し得る等の可能性を有する等、他の到底企及し得ざる國防上の好條件を有するので、陸軍さしても平時より大兵力を保持するの必要がない、依つて平時は目下約十三萬二千の正規軍さ、約十八萬七千の護國軍さを保持するに止め、戰時に當りては開戰後十箇月間に悠々さして實に四百五十萬の大軍を編成したる後、攻勢作戰を敢行することを企圖してゐる。次に蘇聯邦は、革命後「世界革命の武裝支隊」たる赤軍の建設に努め、今や百三十萬に餘る常備軍を保有し、「蘇聯邦の防衞に當らしむるこ共に、共產主義の下に全世界に於ける被壓迫勤勞民の自由解放に對する爭鬪を支援すべき」任務を與へてゐる。斯くの如く各國の陸軍々備は各、其國の立場に依り、之に適應する如く定められて居るのである。

我が國の陸軍々備も亦我が國獨特の立場に應ずる如く定められて居るのは勿論である。我が國は資源乏しく、之が補充は國外殊に東亞大陸に仰がねばならぬ關係上、有事に際しては戰爭遂行の爲にも、國民生活を保障する爲にも、大陸の一角を確保せねばならぬ。且又我が國は工業力未だ十分ならずして、戰時に方り一擧に大量の軍用資材を製造し、之に依て大軍を編成するが如きこさは困難であり、

且資源其他の關係上長期持久の作戰は我が最も不利さする所であるから、萬般の手段を盡して戰爭の終局を速かならしめ、已を得ざる場合に於ても爾後の長期戰に備ふる爲、敵に先んじて戰局の大勢、戰爭の死命を制すべき要所、要點を占領し、爾後の作戰を有利に指導するの準備が必要である。是我が國が、所謂速戰即決の要求に應ずる基礎的常備軍を保有し置くの必要ある所以である。

第二章　陸軍裝備の趨勢

人智の進步、科學の發達に伴ひ、戰鬪の方式亦漸次變化を來し、科學の力を利用し、文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つた。殊に世界大戰に於ては參加列國各、其國運を賭して戰つた關係上、必然的に兵器の長足の進步を促した。即ち莫大の國費を投じて新戰用資材、特に新兵器の考案、研究、製造に全力を盡したる結果、航空機、戰車、化學戰に伴ふ各種資材、長射程砲等の現出を見、又在來の火砲、銃器、通信器材その他、あらゆる戰用資材が劃期的進步發達を遂げた。而して此趨勢は大戰後に於ても益、顯著さなり、劣等裝備の軍隊は戰場の優勝者たるを得ざるこさ明なるに鑑み、各國陸軍に於ては、競うて新兵器の研究さ裝備の改善さに努力してゐる。今近代的裝備の內容を分類して見るさ。

一　火力裝備
二　機械化裝備
三　空軍裝備及防空裝備
四　化學戰裝備
の四種に大別される。

一　火力裝備

火力裝備とは輕、重機關銃、各種歩兵砲、各種機關砲、擲彈筒、火砲特に重砲等、各種の威力大なる火器を增加して、小は分、小隊より、大は師團、軍團に至る迄、火力を最大に發揮し得る如く裝備することである。而して列强は世界大戰に於て多大の犧牲を拂つて之が充實に努力した結果、何れも優秀なる裝備を有してゐるが、戰後に於ても續いて之が充實、改善に努力してゐる。

二　機械化裝備

大戰間火力裝備の發達、陣地の靱强化に伴ひ、各國は裝甲により火力の損害を輕減し、内燃機關の利用により軍の機動性を增大せんとし、機械化裝備に著意するに至つた。即ち機械化裝備とは戰車、裝甲自動車、自動車砲兵、牽引自動車等を在來の部隊に配屬して其活動性を增し、或は更

に進んで以上述べたやうな裝甲移動兵器及特種自動車のみを以て編成したる、所謂機械化兵團なる特種の部隊を創設するを謂ふのであつて、英、米及蘇聯邦等最も之に力を用ひ、既に各種の實驗を終り、蘇聯邦は既に著々之が編成を實施し、英國も近く編制の改革を見んとする趨勢に在る。

三　空軍裝備及防空裝備

世界大戰を契機として航空機が飛躍的發達を遂げ、其威力の偉大なるを認められし結果、戰後列國は競うて之が發達を圖り、其數及威力を增加して、空中勢力の充實を圖り、以て制空權の獲得に努力を拂ひ、一方防空の裝備に注意してゐる。而して將來戰に於ては、航空機は獨り戰場に於て其威力を發揮するのみならず、開戰と同時に戰場の後方遠大なる距離に亙り、又更に敵國領土に對し活動すべきものであるから、完全なる防空の施設を整備すると共に、國民が航空竝防空に關して十分の知識を有し、敵の空襲に對して訓練せられあることは、國防上必須の條件となつたのである。

四　化學戰裝備

化學戰裝備とは毒瓦斯の研究、攻撃及防禦に關する諸施設を謂ふのである。毒瓦斯に就ては一八

九九年の海牙條約に於て、之が使用を禁止せられたるに拘らず、世界大戰に於て、對手國が使用したこの口實の下に、參戰各國悉く之を使用したるは周知の如くである。而も戰後一九二二年の華府會議に於て、再び海牙條約を尊重すべきことを協定したが、各國は敵が使用したる場合の對抗手段なりとして、依然として年々多額の經費を支出し、毒瓦斯の研究、毒瓦斯戰法の演練等を實施しつゝあるは覆ふべからざる事實であつて、殊に蘇聯邦は既に攻擊用部隊を編成してゐる。

以上の如く、列國陸軍の裝備は、世界大戰への參加に依り、劃時代的進歩を遂げしのみならず、戰後益〻之が改善、充實に努力しつゝありて、其裝備の發達は實に驚嘆に値するものがある。特に將來戰に於て、戰局を左右するものは、空中勢力及化學戰裝備なりとするの趨向に在るは注意すべきことである。飜つて我が陸軍は、歐洲戰場の渦中に投ずるを免れたが、其代り軍の編制、裝備は依然舊態のまゝ經過し、新兵器の裝備に於て戰後列國陸軍に比し、其質に於てはた量に於て著しき遜色あるに至つたことは、蓋し當然の成行と謂へ頗る寒心に堪えぬ事態となつた。前述の如き趨勢に鑒み、且は財政窮乏の情態をも考慮して屢次の軍備整理を行ひ、鋭意裝備の改善に努力し、不十分ながら逐次其面目を改めつゝあつたが、滿洲事變後の切迫せる一般情勢は、軍の裝備をして到底現狀に滿足するを許さず、急速なる改善を絶對必要とするに至つた。

今爲參考各國野戰師團裝備の概況竝主要なる新兵器の數を比較すれば左表の如くである。

列國陸軍野戰師團裝備比較表

區分	蘇聯邦軍師團	米軍師團	英軍師團	佛軍師團
輕機關銃	一六八（騎兵共）	約一、〇〇〇（自動小銃）	（騎・砲・工兵共）三一八	三二四
重機關銃	一六二	約二五〇	（騎兵共）二〇四	
平射步兵砲	九	高射約一〇〇	高射（騎兵共）二八	
曲射步兵砲	九		對戰車機關銃（騎兵共）五二	一四四
野砲	三六	四二	？	九
內聯隊砲	一八	四八	五四	最小限 三六
野戰重砲	一二	二四	一二	
飛行機	一	一三	？	一八
輕戰車	一	二四	一八	一六

列國主要兵器數比較表

國名	飛行機	高射砲	戰車	裝甲自動車
蘇聯邦	二、五〇〇機以上（約一割の海軍機を含む）	不詳	約二、〇〇〇輛	約八〇〇輛
米國	約一、八〇〇機	約二〇〇門	約五〇〇輛	約二〇〇輛
英國	約一、五〇〇機	正規軍四八門 其他不詳	約二二〇輛	約二〇〇輛
佛國	約三、〇〇〇機	約一六〇門	約一、五〇〇輛	多數

伊國	約一、五〇〇機	約一四〇門	約一二〇輛	約五輛

備考

一、師團内の歩兵聯隊數は米軍に在りては四、蘇聯邦軍及佛軍に在りては三であつて、英軍師團に在りては其歩兵は聯隊に區分することなく、三旅團、一二大隊である。從て主要兵器の歩兵一中隊當りの比率は、蘇軍、佛軍にありては日本軍のものに比し著しく優越なるものである。例へば日本軍は中隊當り輕機約六、重機約一、火砲〇・七であるが、蘇軍は輕機六、重機六、火砲一・八の比率を示してゐる。

二、本表の外各國軍共に師團の外に強大なる重砲、機械化兵團、化學戰部隊、航空部隊を有することは確實であるが、それ等の師團に對する割當數は不詳である。

三、右表に記載せる蘇聯邦軍は平時編制である。尙蘇聯邦では機械化部隊を師團内に有するものがある。

備考

一、米は、陸軍飛行機を、英、伊は空軍省飛行機を、佛は航空省飛行機を示す。

二、本表の外英國に於ては歩、騎兵用輕戰車數百輛を、佛國に於ては多數の豫備戰車を有す。

三、日本の現狀は列國に比し著しく遜色あるを以て鋭意整備中である。

第三章　航空

列國軍事航空政策

歐米各國が現在採用しつゝある軍事航空政策を觀るに、平時一定度の航空兵力を整備するゝ共に、大に民用航空を發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用することに依り、空中勢力の充實を企圖して居るのは、各國其軌を一にして居る。但其航空勢力整備の方法に至りては、各國夫々特色を示して居る樣である。即ち佛國は、民用航空を大規模に補助、奬勵するゝ共に、他方に於て平時尙強大なる航空兵力を擁して、自ら歐洲大陸空中の覇權を掌握せんとするの概を示し、英國は一時航空方面に於ては寧ろ消極的であつて、航空兵力の整備及民用航空の補助等遙に佛國に及ばなかつたが、近時隣邦佛國の航空政策に刺戟せられ、空中國防の輿論沸騰し、遂に積極的政策に變じ、航空部隊の增設、研究、敎育に、或は民用航空の發達、助成に、其施設濺剌たるものあるに至つた。

次に米國に至りては、其政策竝施設共に頗る徹底的にして今や其數、訓練、規模竝施設に於て世界各國に凌駕し、名實ともに『米國第一』の意氣を示して居る。又獨國は、媾和條約に依り嚴重なる制限を受け、軍事航空は禁止せられ、民用航空も單座機の性能に於て若干の制限を受けて居るのであるが、其卓越せる技術と工業力とに依り、又民用航空の發達竝其國外に於ける發展に依り、戰時急速に軍用轉化の準備を怠らざるは注目に値するものがある。彼の佛國が、獨逸はいざ開戰と云ふ場合には一夜にして約千機の空軍を編成し得べしとなすは、弥ち同國の杞憂とのみ思はれない。

平時航空勢力の海外進出

尙列強は自國航空勢力の海外進出を圖り、一は以て戰時の爲自國航空工業を培養すると共に、他面海外に政略及戰略的定期航空路を獨占して、萬一に備ふる所あらんとして猛烈なる競爭を行つてゐる。茲に特に注意を要するは、平時の定期航空路は戰時の作戰航空路として、大なる價値を發揮することであつて、其平時の諸施設は、直に航空部隊の根據地として其威力を發揮し得るものなることである。即ち平時定期航空路は戰時の航空根據地を、豫め主要作戰路に沿ひて、點々配置せられあるのと等しいことである。

爆撃の重要視

又最近歐米軍事航空界の趨勢は、大に爆撃航空隊を重要視し、開戰當初に於ける攻勢に依り、敵國の資源竝交通諸機關等を破壞して、其作戰の初動に齟齬を生ぜしむると共に、敵國民の志氣を脅威し、

更に戰場に於ては之を艦隊及地上部隊と協同せしめ、殊に近時强馬力發動機を裝せる大型遠距離飛行機の續出に依り、航空機の軍事的用法は一大進展を遂げしものと見るべく、同時に國防上、國土防衛即ち防空の必要を痛切に感ずる次第である。航空機の發達に伴ひ、啻に戰鬪が完全に立體化したのみならず、戰場は擴大し、開戰と共に國土の全部を擧げて戰場化するの結果となり、接壤各國の國境に於ける天險も要塞も、今や空襲に對しては昔日の效果なきに至つたのは顯著なる事實である。之が爲、

國土防空

各國共國土の防空は國防上の最大重要事なることを刻銘し、防空の爲諸種の手段を講究して居る。防空の第一義は敵機をして一歩も我が領土に進入せしめざるにあるを以て、弥大なる航空部隊を整備し、所謂「空中の敵に對しては空中威力を以て對向せざるべからず」と謂ふ方針に就ては各國共同一である。然し如何に優勢なる空軍を整備するも、空中威力は間歇的にして制空は絶對的ならざるを以て、各國共他の一面に於て國内上空に進入したる敵航空機に對する直接防衛の施設を講じて居る。

第四章　化學戰準備施設

各國化學戰に對する見解

世界大戰に於て航空機、戰車等と相俟つて、毒「ガス」が戰場に重大なる威力を發揮したるは周知の事實である。大戰後毒「ガス」禁止問題は各種の機會に於て云爲せられたるも、今日列國は尙依然として

毒「ガス」の研究竝該戰闘法の演練を實施しつゝある現況である。

一九二二年の華府會議は五大强國間に於て右海牙條約の尊重を協定せしも、會議の主宰者たりし米國は、毒「ガス」の使用は他の戰闘手段より遙に人道的にして危險少く且經濟的なりと稱し、爾來其施設を完備して大々的研究に從事し、每年二百萬圓乃至四百萬圓の經費を使用してゐる。英國も亦華府會議の協定は五箇國間に限られ、他の國の參戰の場合には效果なきを以て、敵の毒「ガス」攻撃に對し國家及國民を防禦するは、爲政者の責任なりとなし、防禦を名として、各種の研究を行ひ、每年約二百萬圓を支出して居る。尙英、米就中米國に在りては、軍縮準備委員會に於ても催涙「ガス」は人を殺害することなく警務用として極めて重寶のものなるが故に、之をしも戰用に供することを禁止するは却て非人道の譏を免れずとて公言し、一切の「ガス」使用の禁制に關しては留保せんとする意嚮を有し最近國際軍縮會議專門委員の報告も亦化學戰禁止は實際問題として著しく困難にして寧ろ不可能なることを指摘して居る、蘇聯邦は最近化學戰準備の絶對必要を認め、甚大の努力を以て各般の施設を行ひ、其他佛、獨、伊は固より、波蘭、西班牙、「チエツコ・スロバキヤ」、羅馬尼等に至るまで之が研究及施設に努力しあるの現況である。而して此等各國の化學戰準備の方針は共通であつて、平時之が準備に對する基礎の諸研究は政府に於て之を實施し、一面民間の化學工業の發達を促進すると共に、之との

化學戰準備の方針

運繫を確保し、且化學戰に對する一般常識を普及し、尙毒「ガス」其他の化學兵器の平時用途を奬勵し、以て有事に際し國家の全智全能を有利に利用せんとするにある。

國家總動員

第五章　國家總動員準備

國家總動員とは有事に際し、國家全體が平時の態勢より戰時の態勢に移り、國家の利用し得る人的、物的、有形、無形一切の資源を擧げて之を統制按配し、軍事の要求を完全に充すと共に、國家の生存、國民の生活を確保する等、國家の全能力を戰爭遂行の爲最も都合よき狀態に移し、其能力を合理的經濟的に運用する業務を指すのである。

使用兵力少く裝備亦簡單にして戰爭の規模狹少であつた往時に在りては、動員は主として陸海軍の範圍のみに止まり、爾他百般の諸施設に至つては、格段の變革を要しなかつたが、世界大戰以來徹底的に科學化せる裝備と、膨大なる動員兵力とを以て持久に陷り易き特性を有する近代戰に對しては、精銳なる國軍を骨幹とすべきこと勿論であるが、更に國家國民の全智全能を擧げて、國防に當るを必要とするに至つた。從つて巨大なる軍の需要を充足すると共に、可及的範圍に於て國民生活を確保し、軍民一體能く戰爭の重壓に堪へて、其目的の貫徹を期せんが爲には、國防に關する一切の要素を精査

して、國民精神の指導、不足資源の補塡、經濟機構の改變等戰時資源の統制運用に關し、平時より各般の計畫施設を完備し、戰爭の當初より一貫せる方針に基き、整然たる戰爭指導を爲すの必要を生じた。

總動員準備

國家總動員準備とは國を擧げて行ふ戰爭準備であつて、軍の戰力を保持增强すべきものであるから、其完成を見ない限り、軍自體の戰爭準備が如何に完備しても、近代戰に應ずる眞の完全なる準備と謂ふことは出來ない。我國の如く軍需資源に乏しく、且工業力が未だ所望の域に達して居ない國に於ては特にそうである。

軍備は平時に於ては之を最少限度に保有し、國際情勢の急迫に伴ひ神速に國の堆へ得べき最大限度に擴充し、莫大なる軍の需要を完全に充足して、速戰即決、速に戰爭を終局に導くを以て理想とするのであるが、國を擧げて行ふ此戰時態勢への轉移を整々にし、全國力を打つて一丸とし、之を戰爭遂行の一點に集中發揮せしむることが、即ち總動員であつて、特に我國の如く少數の平時兵力に甘んぜなければならぬものに在つては、此準備の完成を俟つて始めて將來戰に於ける戰勝の光明を確信し得るのである。加之總動員準備は、其計畫の進捗に伴ひ、不足資源の開發、過剩資源の消化及發明研究の氣運を促進し、延いて巨額に上る軍需品の死藏を節約し、更に非常時統制經濟の對策を講ぜしむる等、

獨國

平時國の經濟的發展に貢獻する效果も亦決して尠くないのである。

世界大戰に於て、總動員に關する準備を缺き、塗炭の苦汁を滿喫した列强は、一面軍縮に依る缺陷を補はんとして、齊しく皆、經濟的間接戰備たる本計畫の完成を急いで居る。

蘇聯邦は國民生活極度の壓迫を意とせず、國防勞働會議、國家計畫委員會に於て、第一、第二次の產業五年計畫、換言すれば總動員計畫を立案し、各省は其擔任に從ひ、銳意之が實現に向つて驀進しつつある。即ち第一次五年計畫に於ては、國防の完備は軍隊及國民の訓練と共に、產業の發展に俟つこと大なりとなし、國民總收入の三乃至四割に該當する累計九百億留の巨額を投じ、特に重工業を重視して、工業に於ては二乃至三倍、農業に於ては一倍半に其生產力を增加せしめつゝある。又第二次五年計畫に於ては、累計千四百乃至千五百億留を以て、國民經濟の再組織を完成し、其全部門に亙り最新の技術的基礎を創造すべく本年既に其第二年目に入つたのである。

本產業計畫の成果が、蘇國當初の企圖に副はなかつたことは明であるが、其電化事業又は機械工業等に於て、一段の進步を見たることは事實であつて、特に其工業地の中心が、逐次東漸の勢を示して居るのは、吾人の最も關心を要する所である。

米國總動員業務は陸軍省の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數個の補給部局を設け、關係各省及民間

團體之に協力して、專ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究、補給計畫竝戰時諸機關の編成等に關し、徹底せる具體的準備を進めつゝある。

佛國

佛國は高等國防會議に、研究委員會及常置事務局を附して、總動員計畫を設定し、各省は各、其擔任に從ひ、具體的細部計畫を立案して居る。一九二八年上下兩院に於て可決せられたる國家總動員法案は、全國民の國家防衛義務及政府の資源强制取得權等を規定せるものであるが、未だ公布せらるゝに至らない。

然れども官公吏及豫備役將校に總動員業務の敎育普及を圖り、又廣く人材を網羅せる軍需工業顧問委員會を陸軍省內に設置し、又工業動員管區を設けて總動員の實施を容易ならしむる等、歐洲政局の不安增加に鑑み、徹底的對策の確立を期しつゝある。

英、獨、伊

英國は國防大學を設け、一般官公吏及將校等に對する總動員の敎育機關たらしむるを特徵とし、獨逸は純然たる總動員準備をも禁止せられて居る爲、國民の體育を奬勵し、且、民間航空及機械竝化學工業等を進步發達せしめ、戰時直に軍需工業に轉換利用せんことを期しつゝある。特に伊太利は、其特殊の國情に基き、國防最高會議、國家總動員準備委員會、國防最高會議事務局、產業事務局、產業動員局を設置して、總動員を計畫準備し、一九二九年既に總動員法を制定公布した。

帝國總動員準備完成の急務

一九三六年前後の全面的危機に加ふるに蘇國の赤化工作は其鋭鋒を東洋に進め國力の發展に伴つて活動漸次活潑となり、又歐米諸國の支那に對する利權獲得運動は彼をして愈、抗日侮日に狂奔せしめ更に米蘇、蘇支の國交恢復となり東亞を蔽ふて暗雲低迷、我國をして重大なる決意をなすの必要に迫らしめつゝある。此時局に處すべき我非常時對策は、軍備の擴充を以て第一要義とすべきこと勿論ではあるが、更に速急に他國に優先して國防に關する各種要素を總動員し、來るべき危機に備ふるの準備を完成しなかつたならば、彼の或は豐富なる資源と、偉大なる工業力とを有し或は膨大なる平時兵力を擁して尙且戰備に汲々たる隣邦列强に對し、我戰爭準備は甚だしき缺陷を有するものと言はざるを得ない。

第六章　軍隊教育の複雜化と在營年限問題

近時軍事科學の進歩に伴ひ、各種の兵器、戰鬪資材は殆ど之と並行して發達し、從つて之を使用する兵員の教育は、日一日と複雜困難になつて來た。即ち最も單一であると稱せらるゝ歩兵の如きも、從來單に小銃と銃劍とを以て裝備せられてゐたが、今日に於ては既に輕、重機關銃、平射、曲射兩歩兵砲、手榴彈、擲彈筒を加へ、通信には手旗、有線電話の外、鳩、犬、無線電信、回光通信を用ひ、其他飛行機や戰車を使用し若は之に對する戰鬪、毒「ガス」の防護、煙の使用等に至る迄、皆新に歩兵に課せられたる戰鬪任務であつて、又一般に戰法の革新に伴ひ、兵卒各個に極度の獨斷と戰鬪能力とを要求するに至つたことは到底昔日の比でない。歩兵に於て既に然り、其他の兵種就中技術兵種とも見るべき戰車、砲、工、鐵道、電信、航空等の諸兵に至つては尚更であつて、此に多くを言はずとも想像し得る所である。

此の如く兵員の教育が益〻複雜困難となりつゝあるに對し、他方國民の負擔を輕減し、生產の增加を圖る等の見地より、各國共に在營年限の短縮を要望するの傾向に在る、而して此問題は直に軍の戰鬪能力に影響を及す重大問題なるが故に、輕々に之を處斷し得ざるのみならず、軍の戰鬪能力を低下せしめずして在營年限を短縮する爲には、之に伴ふ各種の新施設を必要とし、其所要經費は却て增加を來すことゝなるので、此相異なる要求の調和に就ては從來各國共に多大の苦心を拂ひ、從つて在營年限の增減と之に伴ふ諸施設とは、共に幾多の紆餘曲折を經て今日に及んで居る。列國中徵兵制度の國は佛、伊、蘇聯邦等であつて、此等諸國の在營年限問題の經緯に就ては各章節に於て詳述し、茲には之を省略するが、佛國が一九二八年より愈〻一年在營制を實施するに至つた動機及之が實施に伴ふ新施設竝經費の莫大なる增加、伊國が世界大戰後一度在營八箇月を企圖して失敗し、爾後逐次在營年限を延長して遂に現制(一年半在營制)に至りたる經緯、蘇聯邦が其陸軍の主力たる正規兵に於て在營年限二年制を採用しある事實等は、我が國の在營年限問題を研究するに方り、大に參考とするに足るものである。

第七章　國際軍縮會議

國際聯盟創設以來の重要懸案であつた一般軍縮會議は、十數年の準備期間を經て漸く作製し得たる軍縮案を基礎とし昭和七年二月世界環視の下に壽府に開催せられ參加國實に六十有餘に及んだ。爾來今日に至る間殆んど二年に亙り論議せられあるも、傳統政情軍備環境等を異にした列國は利害互ら相反

しあるを以て遂に未だ有效現實なる軍備縮少に到達すること能はず、特に昭和八年十月獨の軍縮會議に脫退してより議事進行の中心對象を失ひ會議の前途頗る暗澹たるに至つた。

今會議經過の要項を述べるに最初に提出せられた軍縮準備委員會作製の軍縮案は、幾多の紆餘曲折を經て昭和八年二月自然消滅の姿となり、同年三月よりは英「マグドナルト」案により討議を續行し、此間六月開催せられたる世界經濟會議に關聯し多少の進境を見たるも、遂に實質的重要具體問題に觸れずして七月より一般委員會を休止した。

其軍縮案の要旨及列國の態度は大體次の通りである。

其一、安全保障及人員問題

篇	章其他	原案の要旨	列國の態度
第一篇 安全保障			
	其他	巴里不戰條約の違犯又は違犯の脅威あるときは聯盟之を審議し事件の處理又は違犯責任國の決定を行ふ此審議には軍縮條約に加盟せる非聯盟國も參加す 右の實行を容易ならしむる爲若干の地方特別協定を豫定す	多數國特に佛の一派は本篇諸規定を一層具體的ならしむることを希望す 蘇は侵略國の定義及其檢證法等を本篇に附加することを提案し佛の一派之に贊成し一案を作成せり

第二篇 軍備縮少			
人員			
章	定義	陸軍	海空軍	歐洲規定
	兵員の定義 兵員に準じ制限すべきものゝ種別特性	(1) 歐洲大陸諸國の分 蘇五〇萬、佛四〇萬、伊二五萬、獨波二〇〇萬、西一七萬、其他一五萬以下 (2) 英國及非歐洲諸國の分は追て之が記入を豫定す	夫々其器材に關聯して決定すべきことを豫定す	在營年限を一定し且兵に對する幹部及長期服務者の比を統制す
	定義には大なる異論なきも自國に對する之が適用に關し多數の反對あり	(1) 大國は孰れも自國の數字に反對なるべきも未だ露骨に之を表明せるものなし (2) に關しては進んで數字を提示せる國なし	異議なし	表面上大なる反對なし獨は修正案を出せしも撤回

第三篇 器材			
章	其他	原案の要旨	列國の態度
陸軍		(1) 移動砲最大口徑一一五粍（初案一〇五）但し一五五粍以下の現有砲は保有するを得 (2) 海岸砲最大口徑 四〇六粍 (3) 戰車最大自重 一六噸 (4) 戰車の數に依る制限を豫定す	(1)乃至(3)に關しては日本の外直接の反對なし但し列國が本規定特に禁止兵器の破壞を受諾するとは思はれず (4)審議未了

軍備縮少	
材	
海軍	華府、倫敦兩條約を基礎とし且つ概ね各國現有勢力を限度として制限す
空爆	空爆全廢 但し遥遠の地に於ける警察動務を除く
空軍	(1) 飛行機最大自重三噸但し軍隊輸送機水上機を除く (2) 各國の保有し得べき飛行機數 日、英、米、佛、伊、蘇各五〇〇其他は二〇〇以下種々但し獨、墺、勾、勃には保有を許さず (3) 飛行船全廢 (4)(3) 民間航空取締に關する若干の規定（略す）
篇章其他	原案の要旨
第四篇化學戰	(1) 化學、燒夷兵器及細菌の使用竝是等の準備（防禦用のものを除く）禁止 (2) 違犯ありたる場合の調査及實地檢證の手續を規定す (3) 制裁規定は別に審議中

其三、化學戰及監督制度

篇章其他	列國の態度
第四篇化學戰	贊否區々なり 但し書削除の主張多し (1) に關しては大多數國異論なし (2) は小國側より一、二不足の申出あり大國は上記數字に反對なること勿論なるも本案の不通過を見越してか率直に抗議せるものなし (3) 以外には特に著しき反對なし

第五篇各種規定	
常設委員會	
（監督制度）	
(1) 全加盟國の代表を以て常設軍縮委員會を組織す (2) 右委員會の權限及其運用 イ、條約履行の監視、改訂準備 ロ、情報及定例文書に依る調査 ハ、加盟國の訴告又は自發的請求に依る實地檢査 ニ、特定國に對する定例實地調査	佛及其一派は特に本委員會の權限及其運用を強化することを主張、英米讓歩、蘇は監督受諾を表明せり

附記

一、國防費制限問題は全く本軍縮案に掲上せられあらず同問題は佛を除く大國大部の反對あるを以て當分成立の見込なし

然るに十月一般委員會再會に先立ち獨は主として軍備平等權に絡み遂に軍縮會議を脱退するに到り會議は停頓狀態を續けてゐる。

第二篇　帝國陸軍概觀

第一章　序　論

我が國軍は、萬世一系の、天皇親しく統率し給ふ所であつて、皇威を發揚し、國家を保護する爲、畢國皆兵の主義に據りて成立せることは、建國の歴史と國體とに徴し、又憲法の條章に昭し炳乎として明である。

帝國憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と明示し、以て國軍の統帥は一に　至尊の大權に屬することを示し、同第十二條には「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定して、編制及常備兵額の決定權を明にしてゐる。又同第二十條には「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定め、以て國民皆兵の制を確立せられてゐる。此等は皆法制上我が建軍の大義を闡明したものであつて、統帥・編制兩大權の確立竝徴兵制の制定は實に帝國軍制の大本をなすものである。

第二章　帝國の國防方針

帝國國防方針

帝國傳統の國是

帝國々防の方針は、帝國の國土を防衛して其獨立を保全し、國民の生存福利を保障し、帝國傳統の國是を貫徹するのにある。而して帝國傳統の國是は、開國進取以て國力の充實、國運の進展を圖り、東洋の平和を確保して世界平和の維持に貢獻するにあつて、四圍の情勢如何に變轉するとも長へに遵るべきものではない。而して國力の充實國運の進展は、帝國の境遇上大陸の資源に俟つものが甚だ多いのであるから、一朝事を戰火の決裁に訴へねばならぬ場合に於ては、帝國陸軍は海軍と協同して我が領土の直接防衛に任ずると共に、帝國々民の生存福利を保障する爲、必要缺くべからざる國防圏を設定確立して、大陸よりする敵の脅威に對抗すると共に、一面戰爭の持久に備へ、以て爾後の作戰を有利に遂行せねばならぬ。滿洲國を承認せる際、日滿議定書に於て、滿蒙に對する一切の脅威が同時に帝國の康寧に關するに鑑み、日滿兩國共同して國家の防衛に當るべく、之が爲所要の帝國軍を滿洲國内に駐屯せしむることゝなつた。即ち滿洲國の國防は滿蒙を生命線とし、其確保を傳統的信條とする日本帝國の國防圏内に包含せらるゝに至つたのであつて、帝國が滿洲國の國防を擔任することが、とりもなほさず我が日本の國防を鞏固ならしむることになるのである。即ち之は對外的に極めて重大なる意義を有することで、日滿兩國は苟も國防に關する限りは兩國渾然一體となり、之に當ることを世界に宣言し、又滿蒙を中心とする極東の問題に對し、換言すれば帝國の傳統的使命に關し、我が國の

日滿協同防衛

決意を闡明したものであつて其結果生ずべき有ゆる障碍、荊棘は自ら排除して進むべき責任を負擔するものである。

最惡の場合を考慮

近時國際關係は益〻複雜となり、其利害關係は愈〻錯綜してゐるので、一度戰爭勃發せんか、從來の如く一國對一國の戰爭は、一國對數國、若くば數國對數國の戰爭となり、或は更に第二次世界大戰とならぬとも限らぬ。殊に極東に利害關係を有する諸國は、對支問題を中心として、近時事毎に帝國の發展を阻害し、我が行動を拘制することに努めてゐることは周知の事項にして、今次滿洲事變竝對外經濟進出に對する各國の態度に徵しても明かである。勿論帝國としては對數國戰の如き不利なる事態の發生は、極力之を避くるに努力せねばならぬが、戰時國際情勢の變轉は端倪すべからざるものがあり、我が忍び得る最大限度を越すことなきを保せないので、我が國としては常に最惡の場合を顧慮して最善の備へがあらねばならぬ。

兵力

而して戰時我が豫想する敵軍兵力に對し、必勝を期せんとせば、我が軍は、數上に於ても優勢を占むることが必要であるが、兵力に於て優勢を占めんとするが如きは、我が國財政の現況上、吾人の夢想だにし得ざる所で、對等は愚か、劣勢の兵力を以て甘んぜねばならぬ。故に帝國軍は、傳統的精神の砥勵、訓練の精到、指揮の卓越、戰法の選擇、編制裝備に對する工夫等諸般の手段を悉して、國軍作戰能力の向上を圖り以て兵力の劣勢を補はんと努めてゐるが、我が作戰能力の優越を恃んで、兵力を過度に輕視するが如きは、多大の禍機を包藏するもので決して適當ではない。

世上說をなすものがあつて「十年或は數十年に一度用ふることがあるかないか分らぬ陸軍を、巨億の國費を以て保持することは不經濟であつて、又舉國戰の性質を有する近代戰に於ける戰時の使用兵力に比すれば、我が平時兵力の如きは、九牛の一毛に過ぎない。此の際、寧ろ國民皆兵主義を恢弘し、青年訓練の徹底實行を圖り、戰時に至りて大軍を編成するを可とす」と言ふものがある。理論一應近代戰の色彩を說明し得たるかに見えるが、是國防上に於ける我が帝國の地理的及經濟的地位と、隣邦の情勢とを度外視せる素人論と謂はねばならぬ。即ち論者の唱ふるが如き方策は、米國の如く東西に太洋を控へ、或は英國の如く大陸の均勢を利用する活機を把握するの態勢を占め、直接敵兵の侵襲を蒙るの虞なく、縱へ之あるも、優勢なる海軍により、或は他國の陸軍力の掩護によりて、先づ其時機を遷延し、其間豐富なる資源と整備せる工業力とによりて、比較的容易に優勢なる野戰軍を編成し得るが如き國情に於て、始めて之が實行を許すべきものである。然るに我が國は、地理的に境を强大なる陸軍國と接し、開戰後直に優勢なる敵軍と、獨力會戰を交へざるべからざる環境に在ることは、過去兩戰役に照して疑なき所であつて、且國內資源甚しく貧弱にして工業の發達未だ十分ならず、加ふ

るに財力亦乏しくして長期戰に適せず、國家總動員の如きも亦野戰軍の確實なる掩護と、國外資源の獲得とを前提とせねばならず、戰爭の彌久は日毎に不良なる影響を內治外交上に及すこと、三十七、八年戰役當時に於ける外交の眞情、及現下の內政竝國際的情勢に鑑みて、豫斷に難からざる所である。

速戰即決

果して然らば、所謂速戰即決敵を壓伏するは、帝國國防方針の第一義たらねばならぬ。固より戰爭の本質的變遷に鑑み、而も亦自給自足の國を敵手とするに於ては、戰爭の長期に亙ることあるべきは、之を覺悟せねばならぬから、國家總動員の準備は、平時より萬全を期せねばならぬが、先づ百般の手段を悉して戰爭の終局を速かならしめ、已むを得ざる場合に於ても、爾後の長期戰に備ふる爲、作戰上は勿論、資源上及外交上最も有利なる地步を、神速機敏に確保せねばならぬ。是れ我が國軍が、開戰後一擧に敵軍を擊破して、第一期戰を速戰即決するに足る兵力を平時から維持せねばならぬ點である。是即ち戰時大兵を新募敎育し、初めて大軍を建設せんとする英米の方式を、直に採て以て我が國の軌範たらしむべからざる所以である。曩に、世界大戰に方り、英米の新軍が歐洲戰場に出動せるは、實に新軍建設著手後幾多の困難を經驗して、二年乃至三年の日子を要したるに徵するも、戰時急速なる軍備整頓の困難を、想察することが出來る。

歐洲接壤列強が、其の國富を傾倒しても、尙且平時より陸軍の兵力を強大にしあるが如き、又蘇聯邦が、五年計畫によりて產業上の自給自足を圖ると共に、精銳なる正規軍及民兵軍基幹部約四十七萬、國家保安部（「ゲ・ペ・ウ」）軍隊及護送軍隊約二十三萬、竝相當の訓練を經たる民兵軍交代部約六十萬を有し、特に編制、裝備の充實を期しつゝあるが如きは、以て我が國防上の鑑とせねばならぬ。

第三章　總動員準備

世界大戰に於ける各國の苦き經驗に刺戟せられたる我國は、總動員準備の必要を痛感し、大正七年軍需局を設置し、更に之を擴張して內閣統計局と合併し、國勢院を設立したが、次で之を廢止し、昭和二年新に內閣資源局を設立した。資源局は內閣總理大臣の所管で各省特に陸海軍と密接に連繫し、人的、物的資源一切の統制運用に關し、主として戰時計畫を樹立し、以て戰時に於ける軍の莫大なる需要を充足せしむると共に、國民生活の需要をも考慮する擧國一致の資源的戰爭準備を司掌する機關である。

資源局

總動員に關する平時法令

我國に於ては、未だ總動員法が制定公布せられて居ないが、大正七年公布せられたる軍需工業動員法は、戰時に於ける軍需品工場、事業場の管理使用收容竝軍事輸送機關、又は政府の管理する工場、事業場に對する全國民の强制徵集等を規定して居る。本法は其範圍を軍需工業動員に限定し、且內容が甚

しく不備である爲、之を總動員法こして視る場合に於ては、頗る不完全なるのみならず、未だ施行の態様さへも整へあらざるを遺憾こする。但資源調査に關しては昭和四年資源調査法令が公布せられて以來其狀況を明瞭ならしむるこゝが出來た。

以下若干重要事項に關し、總動員が如何に計畫準備せらるべきかの概要に就き說述する。

イ　精神動員

戰鬪の勝敗が物質的威力を凌駕する軍の精神的威力に依て決せらる、如く、近代戰に於ける戰爭の終局も、亦物的資源よりも人、特に其國民精神に依て決せられるのであつて、世界大戰に於ける露國の崩壞が國民精神の腐敗動搖に依つたこゝは周知の事實であるが獨逸敗戰の主因も亦實に此に在つたのである。

思想戰　又所謂思想戰は、斯の如く銃後の國民若くは出征軍に對し、思想攪亂に依りて其戰意を減退放擲せしめ、遂に之を敗者に陷る、ものにして、將來戰に於ては武力戰に併行し、徹底して此種方策が運用せられるから、之が防遏排擊の準備、即ち國民戰意の破碎を防ぎ戰爭長期に及んで益、之を熾烈ならしむるこ共に進んで敵の精神的團結を攪亂するの準備を整へねばならぬ。之が爲には先づ日本精神を確立するこゝが必要である。

日本精神の確立　平靜時に於ては大なる波瀾なく一見確立せるが如く思惟せらる、國民精神も、戰時に於ては其生活の壓迫に伴つて動搖し、動もすれば不平不滿の念を生じ易い。然れごも、非常時には非常の手段がなくてはならぬ。戰時倥傯の際、萬人をして其意を得しむるこゝは到底爲し能はざるこゝである。故に個人の利害得失の如き、些々たる係爭は之を總復員後の解決に委ね、能く小我を棄て、純正なる日本精神に立脚し、國民をして悉く其職分に應じ、和衷協力の實を擧げしめなければならない。而して此不平を忍び不滿を抑へて國家の統制に服せしむるものは、即ち崇高なる國家觀念であつて、之が確立の爲には、共產主義者の彈壓のみに止まらず、國家の全面に亙り苟くも糜爛せる物質文化の弊を釀成する因子に向つて、徹底的膺懲を加ふるこ共に、各敎育機關を刷新革正し、且全敎化團體を糾合して日本精神の鼓吹徹底を期しなければならない。而して戰時國民をして、製力協心義勇奉公の至誠を披瀝せしむる爲には、先づ平時より農山漁村の救濟、中小商工業の振興、特權階級の橫暴打破等による社會政策の徹底を期し、下は上を怨まず、上は下を苦しめず、相共に國家を淨化し、國民をして其所に安んぜしめなければならない。

ロ　人員動員

戰時國の要する人員は軍の所要兵員の外、軍需工業及總動員の要員で莫大なる數に上り、其供給は人

員資源に惠まる、我國と雖も、決して容易の業ではない。即ち將來戰に於ける參加兵員は、到底日露戰爭に於けるが如き百萬の寡少兵員にあらざるは勿論、軍需工業の要員は、大戰間に於ける各國の事例に徵するも概ね戰場兵員の二倍を要し、更に運輸通信、警備及總動員の執行竝國民生活維持等の爲、多數の人員を必要とするのである。

徵募統制機關の確立

戰時は、健康なる男子は勿論老幼、婦女、癈失者に至る迄、苟くも用ひ得べき者は悉く之を用ひなければならぬから、其募集徵用竝勞力統制の爲、全國に亙り大規模の徵募統制機關の確立を必要とするのみならず、技術職員、聽工、船員、及無線電信員等は甚だしく不足を告げるから戰時急速養成に努むるも尙特に開戰當初に於ける需要充足の爲には、已むを得ず兵役關係者と雖も緊要缺くべからざるものに限り、召集猶豫の特例を設け、更に國家の必要に際しては、軍需工業動員法に依り、兵役關係の有無に係らず、何人と雖も戰時に際し軍事輸送機關竝政府の管理するか又は國の經營に係る軍需品の生產、修理に任ずる工場、事業場に强制從事せしめ得る樣になつて居る。

召集猶豫、軍需工業動員法による强制徵集

勤勞報國

何れにせよ全國民に勤勞報國の精神を喚起し、自ら進んで必須事業に從事せしむると共に、兵役關係者相互間は勿論、非兵役關係者との間に於ても、戰場に出でて死生の巷を馳驅する者と內地に止つて暖衣飽食する者と、其負擔報酬に均衡を保持せしむることは、衆心一致の國防觀を强化する爲絕對の要件である。

ハ　產業動員

不足資源の補塡

平時產業は國民生活を主體として一部の統制を加ふるに止まるが、戰時產業は軍需充足を第一義として統制經濟に依るを本旨として居る、而して其轉移が整々に行はれなかつたならば、經濟恐慌の波紋を大にし、供給を圓滑ならしむることが出來ずして、戰爭遂行の信念を破壞する。故に平時より戰時經濟の根基を確立し、平戰時の產業政策を調和して、戰時に於ける軍民の需要を滿足せしむべき準備を完成して置く必要がある。

石油、鉛、亞鉛、錫、「ニツケル」、「アルミニウム」、白金、水銀、石綿、「ベンゾール」、「トルオール」、生「ゴム」の如き重要資源で不足するものが少くない。之等不足資源に付ては戰時一層消費節約、廢品利用等の手段を講ずるは勿論、其開發、確保、又は代用品の研究に於て萬遺憾なきを期すると共に、生「ゴム」或は石油の如く我勢力圈內に於て如何に其開發に努むるも質或は量に於て、我需要を充足し得ざるものは、資源の保有又は代用の途を講じ、尙且不足するものは已むを得ず之を輸入に俟たなければならない。又此保有資源に關しては機を失せず回收し得る途を講ぜねばならぬ。

資源の保有回收竝代用

軍需優先

何れの場合に於ても資源の配當は、軍需充足を第一義とし、資源の爲に作戰を制肘せざるを以て本則

こするのであるから、石油の如き重要不足資源に就ては、軍自ら努めて消費を節約し、經濟的に使用することは勿論であるが、更に國内に現存するもので取得し得べきものは、最後の一滴に至る迄悉く之を軍用に供し民間需要に對しては代用品を以て滿足せしめなくてはならない。其他過剰資源の對策こして消化增進、生産轉換、工場動員こして工場の新設、擴張こ轉換、或は工場の管理、使用、收容、産業系統の確立、企業の合理化、教育註文制度、規格統一等重要統制事項多々存するのである。

ニ　貿易管理

貿易管理機關

戰時貿易は主こして我勢力圈内又は與國こ の間に限らるゝが故に、日滿經濟「ブロック」を擴充して東亞經濟聯盟を結成し、努めて戰時に於ける我經濟圈を擴大して資源の有無相通を容易ならしめなければならない。而して平時に於ける貿易の對照を戰時豫想する我勢力圈外に求むるに從ひ、戰時貿易への轉移益〻困難こなるから、平時貿易の對照も亦努めて戰時の要求に合致せしむるの著意が必要である。

戰時に於ける本貿易實施の適否は、直に國家の戰力及國民生活に影響する所が大であつて、平時に於ても我輸出貿易の飛躍に依る經濟鬪爭の激化は、至る所に經濟黃禍を絶叫せしめ、戰時我の欲する與國をすら經濟的敵國に加盟せしめんこする實情なるに鑑み、特に戰時に於て新なる貿易の管理機關を設置し、政府の行ふ輸出入は勿論一般貿易業者にも鞏固なる統制を加へ、我外交折衝こ相俟ち貿易對策を誤らないここが必要である。

本　金融動員

戰費

戰費は戰爭の規模、期間等に依つて異るが世界大戰に於ける實績に徵するに平均年額獨逸は三百四十一億「マルク」、英國は十七億五千萬磅、米國は百三十一億弗の巨額に達して居る。從て將來戰に於ては我國に於ても日露戰爭に於けるが如き小額（全期間を通し約十五億圓）の戰費に止まり得ざるここは明瞭であつて之が調達法たる增稅竝公債は各利害を異にする爲、我國情に照らし其調和を圖らなければならないが、大戰間に於ける主要各國の公債は、其募集年額百二十億圓乃至三百億圓に達して居る。

金準備

此巨額の戰費の大部は我勢力圈内に支出せられ、圈外支出は其一小部分に過ぎずして對外支拂の外、金準備を必要こしないから、假令外債募集の不調を前提こしても、之を以て直に戰爭を忌避するは當を得たものこするここは出來ない。但日銀の現在に於ける金保有量の程度を以ては滿足出來ないここ勿論であつて、之が對策は先づ本邦産金の海外逃避防止を以て第一義こするのである。尙通貨の膨脹、

物價騰貴に對する調整竝に特設金融機關の研究等を必要とする。

以上の外陸海空の運輸機關及通信機關の統制準備、技術動員、平時より軍の警備を核心として全警備機關の統制ある警備計畫を樹立、情報、宣傳機關の統制、各種戰時法令の準備、總動員執行機關設立の準備等を必要とする。

第四章　兵　役

上古、國民皆兵の制は大化の改新に至りて確立し、次で文武天皇の大寶令に依りて軍制大に整ひ、諸國に軍團を設け、管下壯丁の三分の一を徵集して訓練し、其兵力は十餘萬人に及んで居た。然るに爾後泰平久しきに亙り士氣漸く衰ふるに及んで、兵農自ら二つに分れ、遂に武門武士の習を成すに至つた。明治五年徵兵令を發布せられ、茲に國民皆兵の制度を古に復されたのは、實に　明治天皇の御英斷であつて、兵制上特筆すべき事件と云ふべきである。

帝國兵役制度の根本義は、我が特有の國體、建國の歷史、建軍の本義、國民の崇高なる道義に基き、擧國一致擧民皆兵であつて、兵役を以て國民の最高且榮譽の義務となすと同時に、忠良なる臣民の享有する權利と爲す點にある。即ち憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられ、又戶籍法の適用を受くる年齡十七年より四十年迄の男子は、兵役に堪へざる者及六年の懲役（禁錮）以上の刑に處せられたる者を除くの外は、凡て兵役に服することを定めてある。

次に兵役は之を常備兵役（現役及豫備役）、後備兵役、補充兵役（第一及第二）、國民兵役（第一及第二）に分つてゐる。現役兵は軍隊に入りて教育を受け戰時部隊の骨幹と成り、豫後備兵は戰時の要員たるものである。但安寧秩序を維持し、若は最も迅速を要する出兵等の爲には、現役兵のみを以て出動することがある。第一補充兵は現役兵に缺員を生じたる場合之が補充をなし、又必要に際し之を召集して所要の敎育訓練を施し、以て戰時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戰時若くは事變に際し、必要に應じ之を召集して戰時の要員に充つるものである。

現役豫後備役の服役期間は左の如くになつて居る。

服役期間

一　現　役	二年にして其在營期間は左の如くである。
一　般　兵	約二年
輜重兵特務兵	歩兵（戰車兵を除く）にして青年訓練所の訓練又は之と同等以上と認むる訓練を修了したる者は一年六箇月 約二箇月

看護兵及鑄工兵	一年六箇月
補助看護兵	三箇月
二 豫備役	五年四箇月
三 後備役	十 年

我が國の在營年限は、既往數次の變遷に依り、逐次短縮して今日の狀態となつた。即ち日露戰役以前の三年在營制の採用を始めとし、爾後逐次他兵種に及ぼし、大正十年騎兵を最後として各兵悉く二年在營制となり、更に昭和二年兵役法の改正に依り、特に步兵にして青年訓練を修了し檢定に合格せる者は、一年六箇月にて歸休せしめらるゝこととなつた。而して斯くの如く在營年限逐次の短縮は、國民負擔の輕減を計り、產業の振興を期待すると共に一般國民教育の向上と青年訓練實施の結果とが、軍隊教育に貢獻する所あるべきを豫期してのことであつた。然れども一面科學の進步に伴ひ、兵員の教育は益〻複雜困難となりつゝあるので、此の上にも在營日時を短縮して速成注入的教育を施すことは、軍の戰鬪能力を低下することゝなり、我が國情に立脚する精兵に依る速戰即決の主義に副ひ得ないことを注意せねばならぬ。

尙昭和八年四月の改正で幹部候補生の納金制度を廢止し、凡て一般現役兵として徵集し在營概ね三箇月の後優良の人材を選拔して幹部候補生に採用し、之に適切なる教育を施す如き制度に改められた。

第五章　平時兵力

明治六年始めて我が陸軍が編成された時は、全國を通じて其平時兵員は三萬六千六百人に過ぎなかつたが、日清戰爭の際には七師團となり、戰後六師團を增設して十三師團となり、此兵力を以て日露戰役を迎へ、該戰役後更に擴張せられて常備兵力約二十九萬人、二十一師團となつた。然るに世界大戰後、我が陸軍は歐米列强軍の情勢と國家財政の情況とに鑑み、其改編整理の必要を認め、大正十一年及大正十四年の二回に亙り之を實施し、現在我が陸軍の常備兵力は約二十三萬人、十七師團となつた。之を各兵種に類別すれば左の通りである。

兵種區分	(大)隊數
步兵	聯隊（大）七十聯隊と六大隊
戰車	二
騎兵	十五聯隊
野砲兵	十五聯隊

騎	砲	兵	一
山	砲	兵	四聯隊と一大隊
野	戰重砲兵		八 聯隊
重	砲	兵	三聯隊と八大隊
高	射	砲	一聯隊と一大隊
工		兵	十七 大隊
鐵	道		二 聯隊
電	信		二 聯隊
航空兵	飛	行	八 聯隊
航空兵	氣	球	一 隊
輜	重	兵	十五 大隊

第六章　航　空

我が陸軍航空は大正十四年の軍備整理實施以來鋭意其整備、充實に努力してるるが、之を隣邦航空兵

力、施設の現況に比較するときは、未だ顯しく遜色ある狀態である。

第一節　兵力及航空器材

航空諸隊としては、現在飛行八聯隊(二十六中隊)及氣球一隊(二中隊)を有してるる。

而して飛行機は科學竝工藝技術の進運に伴ひ、驚異すべき進歩を示しつゝあるので、現況に安んずることなく、連續不斷の研究を行ひ、列國航空界に後れざる如く、優秀なる新鋭機を現出せしめんこと努力して居る。而して航空機製造工業は、官民工場共に其技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦概ね完備の域に達せんとし、今や飛行機機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其製造能力も概ね平時の要需を充足し得るの狀況である。又發動機製造技術は未だ獨創的境地を開拓するには至らないが、製造權を有する外國發動機の製作に就ては、寧ろ彼を凌駕すべき好成績を擧げて居る。然れども歐米に於ける航空機工業の駸々たる發達に比するときは、尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戰時に於ける製造能力に想到するときは、更に平時に於ける工業力の培養に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する。但茲に最も考慮を要するは平戰兩時に於ける需要量の調和である。即ち平時に於ける

需要量は僅少であるから、航空機製造工場の増加するに從ひ、各工場への配當數量を減少し、遂には之を經營難に陷らしむるの虞があるので、已むを得ず民間工場を某程度に限定するの必要を生じ、當局としても頗る苦心して居る。尙內地製造に係はる航空機の價格は逐年低下しつゝあるも、製造機、原料其他生產量の關係等に因り、未だ外國品に比し高價なるを免れず、且飛行機は漸次金屬製機に改善せられ、之が裝備發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり、之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる狀況である。

第二節　防　空

現在の爆撃機は四、五噸の爆彈を積載し、一時間三百粁近くの大速度を以て、一氣に二千五百粁を往復飛行し得るが故に、敵飛行根據地がカムチヤツカ、浦鹽、小笠原父島、上海等に在る場合に於ては、日本全土は殆ど敵機の活動範圍中に包まれ、又航空母艦は移動する飛行根據地であるから、一旦緩急ある場合帝國は敵機の爆彈に對抗し得るの準備にあらねばならぬ。

面して昨今隣邦の情勢は最も速に防空の完備を要求して止まない。

扨防空の實施は左の三段の構が必要である。

一、敵の飛行機を襲來し得ざる如くすること。

敵の飛行機を襲來し得ざる如くするには、陸、海軍が進んで敵を攻撃し、之を遠く撃退することが最も完全なる手段である。然しながら戰地に於て敵を撃退するには相當の時日を要し、而も敵の飛行機は開戰當初より攻撃して來るから、飛行部隊を以て敵の根據地を襲撃し、之を撃滅することが理想的であつて最も完全なる防空である。

併し敵機を悉く壞滅することは誠に困難な事であつて、生き殘つてゐる敵機が襲撃して來るのである。茲に國土防空第二段以下の構へが必要になつて來る。即ち敵機が我が國土に襲來し來つた場合の手當を必要とする。併し廣き土地に悉く防空施設を完備し、其網を以て完全に日本全土を覆ふことは事實不可能であるから、先づ重要なる所に施設をなすことが必要である。是即ち都市要地の防空施設であつて次の二、三に該當する。

又我が國は領土の形狀細長く航空兵力の分散を餘儀なくせられ、又主要都市は海岸に近く爲に敵機に對し深き防空施設を行ひ得ざることは、家屋の木造なるに相俟つて、我が防空上の弱點を成形するものである。

二、襲撃し來つた敵飛行機を撃墜又は撃退すること。

敵機が我が都市要地の上空に來る以前に之を處理せねばならぬ、之が爲防空司令部、防空監視隊、防空飛行隊、高射砲隊、高射機關銃隊、照空隊、阻塞氣球隊等が必要である。

三、夢撃されんとする都市要地を陰蔽し、襲撃せられたる場合の損害を減少すること。

之は當該地方住民の自己防衛に關する當然の仕事であつて、晝間大都市要地の全部を匿すことは不可能であるが、夜間に於ては敵機襲來を知るや、防空司令部の意の儘に消燈若は光をかくすのである、之を燈火管制と謂ふ。又損害を減少する爲には、消防、防毒、交通整理、救護、警備等の處置に依らねばならぬ。

防空の必要竝都市要地防空の概要は以上の如くであつて、我が當局に於ては鋭意之が研究中なるも、其施設には多額の經費を要する等の關係上、未だ希望の施設を爲すに至らない。

第三節　民用航空

民用航空が戰時に於て航空軍備の第二線たることは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず、民用航空の發達、指導に大なる力を用ふる所以も亦玆に存するのである。

從來我が國の民用航空は、之を歐米各國の夫れに比し格段の差異があり、到底比較にならなかつたが近時漸く其の緒につき、特に政府補助の下に設立した日本航空輸送會社は東京、大阪、福岡、京城、大連間に航空路を開設し、旅客、郵便物及貨物の定期空輸を實施してゐる。尙一昨年九月には日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ、十一月三日以來新義州、奉天、新京、「ハルピン」、「チチハル」等の主要都市間に三一六〇粁に亙る線の營業が實施せられつゝある。之に依つて日滿の航空連絡は完成された譯で、旅客は勿論、郵便物、貨物等の輸送に一新紀元を劃するに至つた。又近く仙臺竝臺灣航空路開設を企畫中であるが、今後は益〻官民協力して民用航空の發達と海外航空路の開拓とを期せねばならぬ。

第七章　時局兵備充實

今や内外の時局は滿洲事變以來急轉回し、所謂非常時の狀態に推移し來つたので、過般軍制調査會に於て成案を得たる大規模の軍制改革に因る軍の戰力の某時期間低下竝編成、團結及師管等の一時的動搖は極力之を避けねばならぬ。而も一方に於ては此時局に善處して皇威の發揚、國防の完備に遺憾なきを期すると共に、日滿議定書の示す所に基き滿洲國内の治安維持にも任ぜざるべからざるに至り、

軍の裝備も亦到底現狀を以て滿足する能はず、之が改善の必要は正に急務中の急務となつた、これ時局兵備改善案の生じたる所以であつて、國策遂行の爲め内外多大の各種經費を要し財政急迫の今日にも拘らず巨額の支出を國庫に仰ぐ所以である。

時局兵備改善案の内容は之を大別すれば左の四項に區別することが出來る。

一、在滿兵力の充實

二、補備教育の實施

三、緊急を要する諸制度の改善

四、作戰資材の整備

一、は即ち日滿議定書の示す所に從ひ、滿洲國治安の維持を目途として必要なる兵力を滿洲に保持せんとするものである、今日滿洲に派遣しある部隊は、平時編成を基礎としてゐるので、團隊數多きに比し實力之に伴はず、從て各團隊共に戰力の發揮、運營に不便が少くないから、今後に於ては團隊數は著しく之を增加しないが、個々の團隊は其内容を充實し、又之に飛行機、自動車、戰車、重砲、鐵道、通信等の技術部隊を比較的多く增加し、以て宏大遠隔の地に孤立して困難なる治安維持の任務遂行に適せしめ、内地留守部隊の如きは極度に之を減縮し或は之を廢止して、以て外地に於ける戰力の保持に努めんとするものである。

二、の補備教育の實施とは所謂裝備の改善、新式部隊の增加に伴ふ要員を養成せんとするものである。本來此種の要員を得んとせば、軍隊を增加擴張して徹底せる訓練をなし、永久的施設に依りて毎年既教育兵を得、之を集積して得員を求むるを本則とするが、斯くては完成までに多くの歲月を要し、且平戰兩時の編制を改革せねばならぬので、今日の時局に直面して斯くの如き悠長なる施設を爲すことは許されない。故に已むなく平時他の軍隊にある人員、又は在鄉既教育の將校下士官兵に對し、臨機應急的に某期間必要なる教育を行はんとするものである。

三、は緊急を要する諸制度の改善であつて、大部分は軍制改革案に於て實現を期したる施設中、緊急施設の要ある事項に屬し將來に亙る改善であるが、其實施を一日も速く著手するの必要あるものである。其具體的事項はこゝに詳述するを得ないが、下級幹部充實の爲將校生徒の增加、其任官して充實を完了する時期に到るまで、過渡的處置としての特別志願將校の制度、下級幹部の不足を補ふ爲めの特務曹長の增加、納金制度を廢するに共に豫後備役幹部の補充を適切合理ならしむる幹部候補生制度の改正、特科下士官養成機關の新設、通信兵及航空兵に幼年兵の採用、飛行隊、戰車隊一部の擴張、瓦斯防護教育機關の新設、各隊に於ける瓦斯防護の教育施設、軍犬の整

備等が之に屬する。

四、は作戰資材の整備で所謂裝備の改善、充實の本態を爲すべき事項に對して、主として前述兵備改善の結果に伴ふものである。抑〻國軍作戰資材整備計畫は、大正十年より昭和十年迄に十四箇年の繼續費として、國防充實費五億六千百萬圓を以て之が充備計畫を圖つたが、爾後數次の行財政整理に遭ひ、繰延及節減を重ねて來た。而して今日國防充實費の實體を見れば、尚昭和八年度乃至二十一年度に亙り、四億三百餘圓を殘す實情であつて、當初の豫期に反すること頗る遠いものがある。而して今日まで之を受容し來たのは、國家財政上の要求已み難きものがあつた爲である、然るに今や非常時に際會し到底今日迄の狀態に甘んずることが出來ないので、取り敢へず八年、九年兩年度に於て既定繼續費を繰上げ整備充實を期せんとしたもので、其整備すべき資材は、兵器、被服、衞生材料、獸醫材料、其他百般の軍需品に及ぶのである。

第八章　陸軍豫算

新年度豫算編成方針

現に實行中なる昭和八年度陸軍豫算は帝國四圍の情勢と日滿兩國の關係等に鑑み、現下の時局に善處する爲、所謂時局兵備改善を企畫し滿洲に於ける兵備の充實及國防上の緊急事項と認むべき作戰用軍需資材の整備促進等に要する經費を計上したのであつたが、爾來列強との利害交錯一層深刻となり加ふるに隣邦の兵備は益〻增強せらるゝの傾向に在り、而も滿洲國內治安維持の爲依然として威力ある我軍隊の存在を必要とする等、昨年立案したる時局對策は之を繼續強化すべき實情に在るので九年度陸軍豫算編成の方針は其根本に於て八年度と大差ないものである。

豫算內容

昭和九年度陸軍豫算は一般會計に於ては歲出總額約四億四千九百萬圓である。其の內新規增加額は約二億三千三百萬圓であつて、軍需諸品整備に伴ふ增加、滿洲事件に基く增加、及一般新規事項に基く增加等に基因するものであるが八年度同樣時局の關係上例年に比し著しく豫算の膨脹を來たした之を昭和八年度豫算と比較すると約百四十八萬圓の增加である。

以下各事項に就き其の概要を說明する。

一、軍需諸品整備關係豫算に就て

軍需諸品整備とは第七章「時局兵備改善」に於て述べた如く我軍の裝備が、世界大戰の試鍊を經、日進月步の改善を怠らざる歐米列強軍に比し著しく遜色あるに鑑み、不取敢既定繼續費を繰上げ要求して、新式兵器材料等を充實し、軍容を刷新せんとするものであつて、昭和九年度に於ては九年度以降の殘額約二億五千萬圓中諸種の關係上、不取敢一億圓を後年度より繰上げ之を實施し、引續き

昭和十年度に於て國防充備費殘額中約七千五百萬圓を既定年割に繰上げ組入るゝことにした。

二、滿洲事件費關係豫算に就て

日滿議定書の定むる所に依つて、滿洲國の治安維持竝國土防衞の爲同國內に駐屯せしむべき兵力は、昨年末即ち本年度豫算編成當時の計畫に於ては、軍司令部以下駐屯部隊、獨立守備隊、其他の特殊部隊、補給機關等の所要經費として昭和八年度滿洲事件費約一億四千六百萬圓の成立を見た。爾來滿洲國內の治安工作は、漸次其の成果を收めて居るが、呼倫貝爾、熱河等への進出に依りて著しく我軍の守備區域を擴大したのみならず、廣正面を以て武裝堅固なる蘇國と境を接するに至りたるも、又蘇支兩方面よりする宣傳、謀略等の惡作を排除して民心の安定を圖り治安の確保を圖る必要があるので、新に獨立守備隊、憲兵等を增加するの外、寡少の兵力を以て能く廣地域に亙る防衞を完うするには、通信連絡の敏活と部隊移動の快速とを特に必要とする。

以上の樣な次第で、昭和九年度滿洲事件費は、初度費及一般維持費に於ては八年度に比し增加して居るが、討伐行動等を主なる理由とする特殊維持費に於ては、著しく減少を來したのである。

更に昭和九年度滿洲事件費を昭和八年度と比較すると總額に於て約千二百萬圓の減少となる。

三、一般新規事項豫算に就て

九年度一般新規事項のため要する豫算の總額は、八百三十萬圓であつて、其の中主なるものは飛行場其の他整備費(約四〇萬圓)、行賞に要する經費(約二六五萬圓)、敎育訓練振作に要する經費(約二五〇萬圓)、軍用自動車奬勵費の增加(約三〇萬圓)等である。

第三篇　列國陸軍概觀

本篇は單に列國陸軍の梗概を示して軍政上の資料たらしむる趣旨に止まらず、所謂國防上の立場より萬難を排して戰爭準備を餘儀なくせられて居る、小國波蘭をも記述して參考に供することゝした。

第一章　蘇聯邦

第一節　國防の特異性

蘇聯邦は現在列國と大體に於て國交を結んでゐるが、其國是とする所は建國の始めに於て標榜せる世界革命の遂行であつて、共憲法第一篇に於し、『ソウエート』共和國建設以來全世界の國家は二個の集團に分裂せり。資本主義の集團及社會主義の集團是なり（中略　社會主義集團の優良性と資本主義集團の罪惡性を强調す）、只此の如き狀態の存在せる事に依りて、蘇聯邦共和國は世界の帝國主義を破碎するを得、自國の存在を確保し、且經濟的建設に著手する事を得』と明示してゐる。之は明かに資本主義と共產主義との鬪爭を國是としてゐることを示すものであつて、又『レーニン』も『蘇聯邦が帝國主義諸國と相竝んで、永久的

に存在することは考へ得べからざることである。結局何れかの群が勝利するであらう、而して此勝負は兩者の戰慄すべき衝突に依つてのみ決せられる。茲に於てか資本主義諸國を徹底的に轉覆せざれば已まざるの慨が必要である』と云つて居る、要するに蘇聯邦は世界各國を革命に導き、之を共產主義國と化することを最高の對外方針となしてゐる。即ち世界を蘇聯邦と同主旨の國と爲すことが、間接に蘇聯邦の存在を防衞するの手段に外ならないのである。

而して蘇聯邦の對外政策は、國內及國外の情勢に應じ、或は積極に或は消極に變化したことはあるが、之は單に一時の方策たるに止まり世界赤化の戰術上の變遷に過ぎず、結局世界革命の理想には決して動搖はないのである。而して何時かは戰慄すべき衝突を免れ難い資本主義的支配權力と『プロレタリア』獨裁權力との現在の共存關係を、蘇聯邦に於ては『一時的對立關係』と認めてゐる。

其急速且容易に實現すべしと考へたる西歐方面への革命工作が失敗し、國內的には新經濟政策への退却を餘儀なくせらるゝや、蘇聯邦の欲するとに拘らず、資本主義國家との合法的外交機關の交換を必要とするに至り、五年計畫の實行は更に其必要を倍加したのである。斯くの如く蘇聯邦の『合法的外交機關』の任務は、圍繞資本主義國の對蘇攻勢を緩和するにあるので、其說く所は『他意なき平和』の希望であり、資本主義と社會主義との二つの對蹠的システムの共存可能論である。然れど

も國策遂行に關しては此合法機關たる政府の外に、裏面的人格とも謂ふべき蘇政權と不可分の關係にある、蘇聯邦共產黨を主體とする國際共產黨（コミンテルン）なる非合法的機關があつて、世界革命の實現に偉大なる役割を演じてゐることは、茲に詳說の必要を認めないのである。

蘇聯邦が如上の政策を遂行せんが爲に、軍備の必要なることは固より言を俟たない所である。而して赤軍建設の目的は資本主義國家の攻擊に對し、蘇聯邦を擁護するを以て主としてゐるが、尙情況に依りては資本主義國內「プロレタリア」の革命的蹶起に際し之が援助に使用することを認めてゐる。赤軍ハ蘇聯邦ノ防衞ニ任スルト共ニ、其存在ノ事實ヲ以テ全世界ニ於ケル被壓迫勤勞民ノ自由開放ニ對スル爭鬪ヲ支援スルモノトス』と述べてゐるが、是れ婉曲に其積極的任務を表明せるもので、過去に於ける蘇聯邦の一時的外蒙占領、「エストニア」事件（一九二四年、蘇「エ」國境に兵力を集結）、昭和四年東支事件に徵するも明瞭なる事實である。

前述の如く蘇聯邦の國防は露國民の祖國の防衞ではなく、彼等の所謂「世界に於ける勤勞民の唯一且最初の祖國」なりと稱してゐる、「無產階級獨裁國家」を標榜せる蘇聯邦の擁護であるから、國防は唯勞働者農民の權利にして、二者以外の階級は劍を執つて國防に任ずるの權利を附與せられず、從つて商業從事者及雇傭勞働者を使用する農工業者は軍隊に編入せず、其代償として一定の金額を徵するか、若くは雜役勤務に服せしめてゐる。

第二節　兵役制度

蘇聯邦は革命間一九一八年一月十五日人民委員會の決議により、義勇兵主義を以て赤衞軍を編成したが、一九一八年四月必任義務兵制度を布き、同年七月制定の憲法に於ても之を認めた。其後國內戰及一九二〇年の蘇波戰の試練を經て、一九二二年徵兵令を制定し、次で之に所要の改正を施して、一九二五年九月蘇聯邦兵役法を發布し、更に一九二八年及一九三〇年之に若干の改正を行つた。之を要約すれば次の如くである。

赤軍は陸軍、海軍及空軍に別たれ、別に國家保安部に屬する特別軍隊即ち「オゲペウ」軍隊及護送軍隊を有する。

陸軍は之を正規部隊と民兵部隊との二種に區分せられてゐる。正規部隊は赤軍の中堅をなすもので、主として國境方面に配置せられ、服役其他は他の列強の正規軍と變りがないが、民兵制度は赤軍の獨特のものであるから次に若干解說を加へる。

國軍の基礎を民兵に置かんとするのは、蘇聯邦建設以來の理想であつたので、政府は一九二一年第九

回共產黨大會の決議に基いて、國民皆兵、經濟的軍備の實施に著手せんとしたが、當時國內戰及對波戰の爲尾大なる作戰軍を擁してゐたので、其實現を圖ることが出來なかつた。爾後對外戰も熄み、國內亦略〻鎭靜したので、一九二三年初頭から一般師團の改編に著手し、同年八月法令を以て民兵師團制度を確定し、逐次主として國境にあらざる正規師團を民兵師團に改編するに至つた。然しながら此制度は訓練の不足に基く有形無形上幾多の危險不安を藏してゐるので、軍部當局は總兵力の大半のみを民兵部隊とするに止めた。民兵部隊は基幹部と交代部から成立してゐる、基幹部は正規部隊と同樣の基礎の下に成立し、正規部隊と殆ど同樣の各級幹部を有し、其數其質に於て決して正規部隊に劣つてゐない。民兵部隊交代部は當該召集區より每年一定期間之を召集するのである。民兵と謂ふ名稱に依りて、動もすれば其價値が低い樣に了解するものがあるかも知れぬが決して左樣でない。即ち民兵部隊は前述の如く平時基幹部充實しある外、其召集時に於ては概ね戰時編制の部隊を編成し、之を純然たる野營地に於て訓練するので、全兵卒を常に敎練に出場せしめることが出來、出費を惜まず必要なる諸機關を整備してゐるので、現制度の短日月を以て正規師團に近い戰鬪力を保持してゐる。之を他國の靑年訓練、軍事豫備敎育と同一視することは甚だ當らないのである。又民兵師團は現地召集の制であるから、地方と密接なる連繫を保ち、又建制上團結に有利なる點多く、動員に方りても其迅速を期し得るのである。

又正規部隊及民兵部隊に入らざるものは隊外現役勤務に服し、五年間に六箇月の敎育を受ける。特別軍隊とは國家保安部軍隊及護送軍隊であつて、前者は國境守備、反革命運動の鎭壓、交通線の守護等に任ずる共產政權維持の旗本とも稱すべきもので、各兵科を有し一般赤軍に優るとも劣らざる最も精練の軍隊であり、後者は輸送物品の護送に任ずる部隊である。

服役年限は十九歲より四十歲迄であつて左表の如くである。別に義勇兵制度ありて志願者を現役勤務に服せしめ、又勤勞婦人も義勇兵に服することが出來る。

兵役區分 ＼ 勤務區分	召集前の準備敎育	現役（五年）		歸休	第一豫備役	第二豫備役
正規部隊	一般に二年、海軍及「オ・ゲ・ペ・ウ」國境海軍警備隊勤務者は三年	營	一般に三年	一―二年	九年	六年
			同上一―二年			
			召集二箇月以內			
民兵部隊交代部	二年間に二箇月の敎育を實施す	現役五年間に於て步砲兵八箇月、騎兵十一箇月の召集敎育を行ふ				

（召集期間通算三箇月以內、一年一箇月以內）

年齢	現役勤務（正規及民兵に入らざるもの全部）	現役五年間に六箇月以内の召集教育を行ふ
19—20		
21—25		
26—34		
35—40		

要するに蘇聯邦の兵役制度は徹底せる國民皆兵主義であつて、而も其間勢農一流の革命擁護手段を考案苦心しあるを窺ふことが出來る。尙聯蘇の新兵役法を、他列強の夫れと比較するに、他列強が平和主義、軍縮問題等に影響せられて、齊しく在營年限の短縮を行ひあるに對し、正規兵に於て二乃至四年の長期在營を規定せるが如き、或は專門學校以上に於ける軍事訓練を義務的のものとせるが如き、或は軍需工業を義務化し、兵役化せるが如き、皆蘇聯邦に於ける特異の點であつて、如何に蘇聯邦が軍備の整備に眞面目なるかゞ知られる。

第三節　平時兵力及編制、裝備

一九三三年に於ける赤軍平時總兵力（特別軍隊を含む）は約百三十萬にして正規兵約四十七萬（民兵部隊基幹人員を含む）、民兵部隊交代部約六十萬、特別軍隊約二十四萬（國家保安部軍隊約十五萬、護送軍隊約九萬）より成り、概ね左の如く編成せられて居り、尙別に空軍陸上部隊の兵力二萬三千を有してゐる。而して第一次五年計畫の進捗に伴ひ民兵師團若干其他の增加を見たのは特に注目に値する。

步兵軍團司令部	二二（軍團は二一——四師團を基幹とす）	
步兵師團	二九	計七六
民兵步兵師團	四七	
騎兵正規師團	一〇	計一三
同民兵師團	三	
同獨立旅團	八	
空軍諸部隊（純海軍用を除く）	飛行二四二中隊、氣球一〇中隊、航空艇三中隊	
其他の獨立諸隊		

赤軍の裝備は、附表「列國新兵器整備一覽」に示すが如く、飛行機約二千五百機（純海軍用を含む）以上、戰車約二千及裝甲自動車約八百を有し、且此等戰車隊、裝甲自動車隊を主體とし、常設の機械化兵團四個を設置し、尙二十乃至三十個の師團配屬機械化部隊を有して居る。又赤軍の化學戰施設は中央機關として化學戰特別研究委員會、化學戰部隊（研究所六、製造所四、學校二、化學聯隊一、同獨立

大隊數個）を有する外、歩兵聯隊、騎兵師團（獨立騎兵旅團）以上の各單位毎に夫々化學部隊を有する等、我が陸軍に比し著しく完備し、火力裝備に於ても、亦我に優つて居る。即ち赤軍歩兵師團及騎兵師、旅團の火力裝備は左の如くである。

火器別		歩兵師團（三聯隊）	騎兵師團（二旅團）	獨立騎兵旅團（三聯隊）
自動火器數	輕機	一六二	一六〇	九六
	重機	一六二	八〇	四八
	計	三三〇	二四〇	一四四
火砲數	野砲	三六	騎砲 二四	同 六
	十二榴	一二	六	—
	計	四八	三〇	六

備考　本表の外聯隊學校等の兵器を通算すれば、歩兵師團に於て輕、重機各十八、野砲六を增加することゝなる。

之を要するに、勞農赤軍の戰鬪能力は、今や帝政露軍に優るとも劣らぬものとなつたことは疑なき所で、更に產業五年計畫の進展に伴ひ駸々乎として日を追ふて軍備は充實せられてゐる。

第四節　航　空

蘇聯邦の航空界は、革命後二、三年間は國內騷亂の爲不振の狀態に在つたが、一九二一年頃より政府の努力漸く眞面目となり、軍事航空施設の大擴張を企圖するに共に、大に民用航空の發達を奬勵せし結果、一九二五年頃以來蘇聯邦航空界は急速なる發達を遂げ、現在に於ては歐米列强に比し殆ど遜色なく、將來益、發達を見るべき狀況に在る。

一、空軍の兵力及編制

全航空部隊は赤軍空軍本部長之を統べ、革命軍事會議に直屬する。軍管區司令官は作戰及衞戍關係に於てのみ、管內所在の航空部隊を統轄し、空軍本部長は教育、補給、人事等爾他の業務に就き軍管區航空部長を通じて航空部隊を指揮して居る。

其兵力は一九二二年陸上部隊約二十中隊に過ぎなかつたが、一九二五年には七十八中隊、二十八年には百一中隊となり今や陸上部隊二百四十二中隊、其機數は約一割强の海軍機を含みて約二千五百機以上に達した、而して戰鬪爆擊隊の增加は特に顯著である。

尙空軍の器材を充實する爲、蘇聯邦は一九二二年以來獨、伊、英、米、佛等の諸國より飛行機を購入

し、又國内に於ける航空機製造工場の整備を急ぎつゝあつたが國民生活を犠牲とし武力充實を主眼とせる第一次五年計畫の完成と共に航空工業、原料資源茲に確立せられ異常なる躍進を續けつゝある。

二、民用航空

從來民間航空全聯合統一部なる名稱の下に國防勞働會議の隷下にありし民間航空中央統轄機關は一九三二年民間航空本部と改稱せられ、聯邦人民委員會議に直隷するに至つた。而も目下の民間航空本部長は赤軍高級幹部の一人である。從つて蘇聯邦に於ては、民用航空と稱するも、其實質に於ては國營に異ならず、從つて政治的、特に國防上に大なる考慮を拂ひつゝあるは當然である。

民用航空事業は、航空路の開拓、之に伴ふ航空會社の發展及飛行家の養成等に特に努力を用ひ、現在所有する民用機の數は明確ならざるも、少くも約五百機に上るべく、其一九三〇—三一年度豫算額一億五千萬留に及んでゐる。而して其國土の關係よりする需要の度竝五箇年計畫による左記の狀況(航空線路數を一〇〇條となす)及尨大なる第二次五年計畫より判斷し、將來機數は益〻增加するものと思はる。

蘇聯邦は、五箇年計畫を以て航空路の大擴張を企圖し、目下進捗中である、而して特に主要都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしむる如きは國防上大に意義ありと謂はねばならぬ。

西伯利鐵道沿線に於て、不時著陸場を完備し、且某間隔を存して完全なる飛行場設備を整へ、平時民用航空に便すると共に、有事の際に於ける空軍部隊の空中輸送に遺憾なからしめてゐる。尙五箇年計畫による航空路の延長及其業績を示せば左表の如くである。

第一次五年計畫に於ける航空路延長竝其業績表

區分 / 年次	航空路延長(粁)	飛行距離(粁)(航空路に於ける飛行距離)	輸送量 旅客(人)	郵便物(噸)	貨物(噸)
一九二八	一一四二二	二七六六(二四九七七八五)	一〇六一三	九三・一	一六二・二
一九二九	一七五四二	四〇四七(三五六一九一〇)	一三八六五	八九・五	二四一・三
一九三〇	二九二八一	五八八八(四八七九四〇八)	一七八三四	一四三・八	二六六・四
一九三一	三〇四七五	七五四(六七九八(六一四四二七三))	二二七三四	三五四・二	三一五・八
一九三二	三〇五一七	七五〇〇	三二六〇〇	四五三・〇	五五一・五

備考 本表は蘇航空雜誌「サモリョート」に依る

又第二次五年計畫に於ける航空路擴張計畫は左の通である。

第二次五年計畫に於ける航空路豫定計畫表

區分 / 年次	航空路 延長（粁）	旅客（人）	貨物（噸）	郵便（噸）
一九三三	八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇
一九三四	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一一、〇〇〇
一九三五	一六〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
一九三六	二二〇、〇〇〇	一、四二〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
一九三七	三〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇

備考　本表は新聞情報に依る

尙邊疆地方威嚇の目的を兼ね蘇聯邦政府は今回自國に於て建造せる新型郵便旅客飛行機を以て、一九三一年には實に延長四萬五千餘粁に達し、獨佛兩國と比肩し世界有數のものとなつた。同年九月三日より莫斯科を起點として「セバストーポリ」（クリミヤ）、「アンゴラ」（トルコ）、「チフリス」（高加索）、「テヘラン」（波斯）、「カブール」（アフガニスタン）、「テルメード」（蘇國境）、「タシケント」、「オレンブルグ」を經て再び莫斯科に歸還する週航路を開始した。此全航路は延長約九千粁である。

昨年度末迄に完成せる航空路中主要なる幹線は左記の通である。第二次五年計畫に於ては之等幹線を基礎とし縱橫に新航空路を開設し設備の改善擴張と相俟つて偉大なる躍進を遂げんとを期してゐる。

(1)　モスクワ―カザン―スウエルドロフスク―チタ―ハバロフスク―ウラヂオ
(2)　モスクワ―サマラ―オレンブルグ―タシケント
(3)　モスクワ―ハリコフ―ロストフ―ピヤチゴルスク―バクー―チフリス

民用航空會社は左の二箇にして、共に半官半民の組織である。

1、「デルルフト」會社、蘇獨合辦にして主として、莫斯科――伯林方面の航空路を擔任して居る。
2、「ドブロリョート」會社、蘇聯邦の會社として從來「ドブロリョート」及「ウクライナ」航空會社の二者を有せしが、一九三〇年一月合併し、又同年十一月航空事業の統一の爲勞働國防會議の管轄下に民用航空全聯邦統一部設置せらるゝに至つた。

航空事業中特に顯著なるは國防飛行化學協會（オソアヒム）であるが、其會員數約千百萬人であつて、此協會が民間の手に掌握せらるゝや、同會社の事業は同部に移管せられ、爾來直接政府資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機約四百に達し、尙最近に於ける蘇邦民間飛行學校數は約二四を算してゐる。航空要員養成に關しては「模型飛行機より「グライダー」へ」「グライダーより輕飛行機へ」「輕

飛行機より軍用機へ」なる標語の下に兒童青年に呼びかけ系統的に著々其效果を收めつゝあるここは蘇國航空工業航空機製作技術の發達完成と共に吾人の注目に値する所である。尙民用航空として蘇聯邦特異の事業は、飛行機を以て寫眞の測量、魚群の捜索、害虫驅除、播種等に利用する外、北極探檢隊に參加する等、地理的産業的開拓事業に活躍し、甚大の效果を擧げつゝあるここである。

第一次五年計畫に於ける産業飛行機の業績表

區分 / 年次	空中寫眞測量（平方粁）	農林業害虫獸驅除（ヘクター）	マラリヤ蚊驅除（千ヘクター）	播種（千ヘクター）	森林調査（百萬ヘクター）
一九二八	—	三二八八六	—	—	—
一九二九	三九一五五	三三一四九	—	—	—
一九三〇	一〇五五〇〇	六八八八三	八、六	—	—
一九三一	一〇四八六六	二四四六六五	一一、〇	四、二	一、〇
一九三二	一一五〇〇〇	四四二六〇〇	五八二、八	六、一九	一一、〇

本表は蘇航空雜誌「サモリヨート」に依る

第五節　化學戰準備施設

一、概　說

一九二一年頃より將來化學戰の必現を期し、之が研究、施設に努力し、軍部及民間に諸種の施設を行つた、即ち赤軍に於ける革命軍事會議に化學戰部を置き、又化學戰特別研究委員會を設け、之が研究普及に努め、更に常設部隊として化學聯隊及同獨立大隊を設けたる外、一般軍隊に瓦斯裝備を附加し、之が訓練に大なる努力を拂ひつゝある。尙一般民間に對し、化學戰に關する研究竝知識の普及の爲國防飛行化學協會（オソアヴイアヒム）を建設し、其活動亦刮目すべきものがある。

二、軍部の施設

軍部の施設は左に示すが如く大規模のものにして、化學兵器の製造竝使用に關する研究、戰鬪法の演練等を實施しつゝある。

1、化學戰特別研究委員會　一箇

化學兵器研究所　六箇

化學兵器製造所　四箇以上

2、化學戰部
- 高等化學戰學校(將校教育) 一箇
- 速成化學戰學校(下士以下教育) 一箇
- 「モスクワ」化學聯隊 一箇
- 化學獨立大隊 約三箇

士官學校に於て、豫備學年に在りては個人防護法を、初級學年に在りては化學兵器に關する理論上の知識を與へ、且實際的動作を一層完全ならしめ、上級學年に在りては以上の外軍事化學に關する理論及實際的知識の教育法をも授けて居る。

3、軍隊に於ける化學戰部隊

從來化學戰に關する教育普及の爲、軍管區司令部に軍事化學指導官を置いて居たが、最近に於ては軍師團步兵聯隊、騎兵師團、獨立騎兵旅團等には總て化學小隊を設けて居る。此等の化學戰部隊は防護及煙の使用を主務とするが、一方に於ては毒瓦斯を攻撃的に使用することも出來るのである。

三、民間の施設

民間の施設として特筆すべきものに國防飛行化學協會(オソアウイヤヒム)がある、本協會は民間機關であるが、各縣郡等に支部を有し、政府當局の指導を受け、國庫の補助金に依て維持せられ、航空機竝化學兵器の進歩、發達を圖るを目的とし、且全國青、少年の軍事教育、國民の軍事化の第一線機關として盛に活動して居る。

會員は一九三二年には五百萬であつたが、産業五年計畫後は毒瓦斯防護關係者のみにても千七百萬となり、更に現在では「婦人を國防に近づけよ」と叫んで百十萬の婦人會員を擁して居る。本會は元來防空防毒を主體したものであつたが、最近では瓦斯原料の研究、化學工業の擴張、化學工業品製造所の設置、農業の航空化學化等、單に防空防毒に止らずして積極的に活動し、「アビアヒム」隊の外、化學研究會、軍事瓦斯防護研究會、「アビアヒム」研究會(瓦斯避難所五七一箇を管理す)、「アビアヒム」隊長候補者講習會等があり、會員の會費に依つて化學實驗所(一三三箇所)瓦斯防護學校を建設して居る。

第六節　陸軍豫算

最近七箇年に於ける豫算總額と軍事豫算とを對比すれば左の通りである。

年度	豫算總額	軍事豫算
一九二六—二七年度	約 四、九五九、九六〇、〇〇〇留	約 六三五、四八〇、〇〇〇留
一九二七—二八年度	約 六、四六一、五〇三、〇〇〇	約 七八〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二八—二九年度	約 七、八六四、一二〇、〇〇〇	約 九七九、〇〇〇、〇〇〇
一九二九—三〇年度	約 一一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇	約 一、一五九、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約 一一、七七四、〇〇〇、〇〇〇	約 一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年度	約 一七、五四一、九六六、〇〇〇	約 一、三九六、五〇〇、〇〇〇
一九三二—三三年度	約 三五、〇一〇、九二〇、〇〇〇	約 一、五七三、七〇〇、〇〇〇

即ち一九三二—三三年度軍事豫算を一九二六—二七年度のものに比するに、約二倍の増加であつて、蘇聯邦が、財政困難の裡に在つても、如何に軍備に力を用るあるかを窺ばる。

本軍事豫算には陸、海軍省費、特別軍隊費等を含んで居るが、軍需工業費は含んでるない。尙蘇聯邦に於ては、軍事費の一部例へば兵營の建築、射撃場の設備等は、地方豫算の負擔となしあるが故に、此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るであらう。尙又國防飛行化學協會（オソアヴイアヒム）よりの獻納、「シェフ」（「シェフ」とは保護者の意味であつて、共産黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が赤軍某々隊の「シェフ」となつて一部の給與等を擔任してる。）の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものである。

第二章　滿洲國

滿洲國軍は執政の統率する所であつて、之が統轄の爲中央機關として軍政部があり、以て陸海軍を指揮統督してる。陸軍側地方機關としては、奉天、吉林、黒龍江、熱河の各省に省警備司令部を設け、各、之を數警備地區に分ち、各地區に地區警備司令部を置き、別に興安省には東、北、南の各分省に警備司令部を置く。其總兵力約十萬であつて、現在戰鬪兵種は步騎砲の三兵種にして、戰略單位を步兵旅、騎兵旅、混成旅の三種となつてあるも、建軍以來日尙淺く未だ建設の途上に在るを以て、其内容實質的の檢討は之を他日に俟たなければならぬが、皇軍と協同し勤務に從ひ相當成績を擧げつゝある。

第三章　中華民國

支那の陸軍は由來軍閥の私兵と稱せられてるる。

而して之等軍閥は一に夫々の利害關係に因り集散離合して殆んど統制的勢力を見出し得ない情勢である。

第一節　兵　力

一、中央軍

直系　二八師　七旅　騎四旅　三十二萬六千

傍系　三十九師　一三旅　騎三旅　四十六萬七千

該部隊は大體に於て、河南、湖北、湖南、安徽、江蘇、浙江、江西の各省に駐屯し、別に北支に二箇師を派遣してゐる。

中央軍は「中央軍編制綱領」を定め、逐次に部隊を修編して軍の統一を企畫しつゝある。

陸軍部隊の平時編制は師を以て最高單位とする師に編制裝備の程度に基き甲乙丙の三種に區別してゐる。然れども未だ右の如く整備せられざるもの多く一師にして二萬内外の兵力を有するものあり、又五千に滿たざるものありこ雖も之を平均すれば大體一萬内外である。

要するに、支那軍が從來の不統一より脫却し、統一節制ある近代式軍隊に甦生せんとしあるは注意を要する。

二、舊東北軍（步兵十六師、騎兵六師、砲兵三旅十六萬と稱するも長城戰其他に依り兵力減少し、十二萬内外と推定せらる）

滿洲事變前に於ける東北軍の中、事變勃發當時關内にありし第一軍及第二軍並事變後奉天省より關内に逃げ歸れる舊奉天軍の一部を基幹とする。昭和八年三月張學良の下野に伴ひ表面は直接中央南京政府の統制に入るこゝ、なれるも陰に連絡して其團結の强化を計つてゐるが、近時蔣介石の施策逐次に功を奏し其將領間の反目漸く激しくなりつゝある模樣である。

三、北支雜軍

北支に於ける雜軍は宋哲元軍（三師　約四萬）龐炳勳軍（三師　約二萬五千）商震軍（約五師　三萬五千）が其主なるものである。

之等は舊東北軍こ共に中央軍の統制下にある。

但宋哲元軍は本年八月馮玉祥の擧兵失敗後其主力は察哈爾省内に入り不即不離の態度を執つて居る。

四、山西軍（閻錫山軍　八師　三旅　騎兵三旅　六萬五千）

中央軍こは不即不離の關係にある。

五、山東軍（韓復榘軍　五師一旅　騎兵一旅　五萬七千）

中央軍とは不即不離の關係にある。

六、第十九路軍（蔡廷楷軍　三師二旅　三萬八千）
福建獨立以來十師に改編中なりと傳へらる。
福建獨立運動の中核となつて居た。

福建雜軍　約五萬

七、廣　東　軍（陳濟棠軍　十師三旅　十萬　第一集團軍と稱す）
廣東政府派にして中央軍とは不即不離の立場にある。

八、廣　西　軍（李宗仁軍　六師　三萬五千　第四集團軍と稱す）
反蔣機運濃厚である。

九、四川雜軍　約四十萬
貴州雜軍　約三萬
陝西雜軍　約五萬
甘肅雜草　約八萬
雲南雜軍　約二萬

新疆雜軍　約三萬
總て中央政府の威令及ばざる地方に在るが新疆方面は赤化の機運濃厚である。

一〇、支那共產軍
中華ソヴエット共和國假政府が江西省瑞金に樹立されて以後、支那共產軍は國民政府公然の敵國として、蔣介石自らの運命を賭けたる累次に亙る討伐行動と必死の抗爭を續けありて、現在第五次討伐を受け中央軍包圍の經濟封鎖の中に在りて大なる勢力圈を確保してゐる。
三方面軍其他二十八個師に編制せられ總兵力約四十萬以上と推測せらる。內譯は概要左の通りである。

第一方面軍（朱德）　約十萬　瑞金を中心とする江西省東南部及江西省中部及江西、福建、廣東、浙江邊境。
第二方面軍（賀龍）　約八萬　湖南、江西の邊境四川の一部
第四方面軍（徐向前）約六、七萬　陝西、四川邊境
鄂豫皖省境紅軍（旲繼助）　約五萬　河南、湖北、安徽邊境
第　八　軍（李天柱）　約三萬　湖南、江西邊境

第二節　航　空

支那の航空は數年前迄は殆んど見るべきものが無かつたが最近列強の援助により驚くべき進歩を示しつゝある。而して支那航空勢力の實質は其の軍用なるこを問はず列強の航空勢力として觀察するを至當こする。而して目下列強中最大勢力を扶植しつゝあるは米國である。

一　航　空　兵　力

南京政府は滿洲事變殊に上海附近の戰鬪に於て苦杯を嘗めたる經驗より航空救國を高調し拜米主義こ相俟つて米國こ提携して中央空軍擴張を企圖する裏面米國に軍事上重要なる利權を提供し廣東空軍亦米國の後援に依り更に其擴張を企圖する等各地方空軍は名義上支那軍閥に屬するも實權は米國に歸しつゝありて單に支那航空こして輕視すべからざるものがある。

一、中央空軍

南京政府所屬の空軍は上海事變當時は陸上七隊、水上一隊であつた、事變中其主力は遠くに逃避し全滅を免れたが蔣介石は爾來空軍の内容刷新、兵力增加を策し國民の航空熱亦熾盛こなり空軍擴充の氣運を醸成した、米國は此機に乘じ南京政府こ航空密約を締結して航空三年計畫に著手せしむるこ共に、其指導に依り七隊を改變して三隊こし、餘力を抗州飛行學校に集中して空軍勤務者を根本的に訓練をやり直すこ共に空軍擴張の根源地こした。爾來著々其歩を進め新に飛行機を主こして米國より購入して内容の充實に努めた結果、目下約精銳百機を保有するに至つてゐる。今購入した機數を擧ぐれば次の通りである。

國別	昭和七年			同八年（八月迄）		
	機種	機數		機種	機數	
米	戰鬪機	四九		戰鬪機	六七	
獨	爆撃機	二九		爆撃機	二	
英	不明	三四		不明	一五	
伊		一〇				
佛		四				
合計	機種不明	一二六			八四	

改編の飛行隊は主力を南京に各、一隊を漢口、南昌に配置して時々兵匪討伐に協力せしめ抗州には約五十機を保有し、學生約二百名の操縦者、機關士の養成に努めてゐる。

航空三年計畫として傳ふる所に依れば昭和十一年末迄に增加する兵力は偵察機三百五十機、驅逐機三百機、輕爆撃機二百機、重爆撃機百機、合計約千機に及びその事である、其眞僞は兎も角現在より遙かに優勢こなる事は明確であつて右表より見るも米國機の進出は著いものがある。又數十名の米國人が抗州飛行學校に招聘せられ用兵及訓練研究の指導に當つてゐる。

二、東北空軍

學良の外遊、該航空本部長張煥相の逃亡に依り統率者を失ひ現在何應欽の手中に屬してゐるが、戰用に耐ふるものは二、三機に過ぎず大部は練習機であつて空軍こしての存在價値を失つてゐる。

三、廣東空軍

中央空軍に對抗し得べき空軍の尤なるものである、廣東政府主席陳濟棠に屬し上海事變中廣東空軍總司令部の創設こなり、其後內爭の爲擴張計畫も一時頓挫したが、陳の獨裁可能こなるに及び米國の後援に依り初め僅かに二隊に過ぎなかつたのが、現在では六隊約百十數機を有してゐる。又飛行學校飛機製作工廠等ありて悉く米人の指導を受け、同空軍の招聘せるもの數十名に及んでゐる。此の空軍は

更に昭和十年迄に六大隊(一大隊は三中隊)約二百五十機に擴張される計畫である。

四、福建空軍

元來僅かに海軍機若干を有するに過ぎなかつたのが、上海事變後十九路軍福建に移駐するに及び省政府こ共に空軍の擴充に力を盡して來たので、現在では十九路軍所屬三中隊計約五十機、福建海軍所屬約三十機合計少くも八十機は保有してゐる。

五、其他の地方空軍

山西、貴州、雲南には若干機、廣西には十數機あるも空軍の名實伴はぬ程度である。

二　民　用　航　空

支那に於ける民用航空は中國航空公司こ歐亞航空公司こに依りて支配されてゐるが、前者は米國系で後者は獨逸系である。

一、中國航空公司

昭和四年四月の創立に該り同五年七月改めて米支航空新契約の締結に依り米支合辦の內容こし

第一線　上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都

第二線　南京—徐州—濟南—天津—北平

第三線　上海—寧波—溫州—福州—履門—仙頭—廣州

の三線を計畫——先づ上海—南京—漢口（九一三粁）、上海—南京—濟南（一二二四粁）、上海—宣昌間（一二二四粁）、上海—南京—濟南

北平間の空輸を實施したが收支償はず毎月赤字を出しつゝ辛うじて經營して來た、偶〻滿洲事變に依

り航空熱再燃するや、米國は本公司の中に喰ひ入り本年夏季汎米航空會社は南京政府との協定に依り

中國航空公司の全株數の四割五分を買收したのであるが、支那側の持株は創設後逐次米人の手中に改

められたので結局殆ど全株を有するに至り、全く眞實權を握り名目のみ日支合辦といふ事になつてる

る、同公司が米人の手中に歸するや、其發展は目醒ましきものあり今夏迄に前記三線を完成し、更に

擴張計畫を立て、進みつゝある。

（イ）上海—宜昌—重慶線

毎週二回（上海—漢口間毎週六回）

重慶—成都は成都にある劉文輝との交涉不調の爲一時中止してゐる。

（ロ）上海—海州—青島—天津—北平線、第二線を若干變更せるもの一週三回

（ハ）上海—福州—履門—廣東線

本年七月八日以下一週二回、九月より旅客輸送を行つてゐる。

使用機はローニング（水陸兩用）機六、スチムソン機五機、豫備若干を合し十七、八機飛行士、機關士等は米人十數名がある、同公司は左記線を計畫豫定してゐる。

（イ）漢口—長沙—廣東線

（ロ）南京—濟南—天津線

一九三二年に於ては旅客三一五三人、貨物四八〇一四封度輸送の成績を擧げてゐる。

二、歐亞航空公司

獨逸ハンザ航空會社は其成立當時より對支航空路の建設に著意し、昭和三年以來北平及莫斯科に其代表者を駐在せしめて居る、昭和五年二月國民政府交通部と交涉を始め八月獨支航空契約を締結し、アジア大陸を橫斷する歐亞連絡を企圖し、左の三線を獨支合辦として開設する事とし、昭和六年二月からユンカー大型旅客機四機を以て上海—北平間の試驗飛行を行ひ、更に四月上海—滿洲里間の定期航空を行ふ豫定であつたが、滿洲事變の爲之を中止し、伯林、新疆、方面との連絡航空に歩を進めつゝあつたのである。

第一線　上海—南京—天津—北平—滿洲里（シベリヤ經由伯林）

第二線　上海—南京—北平—庫倫（シベリヤ經由伯林）

第三線　上海—南京—甘肅—新疆（シベリア經由）

昨年一月迄には同公司は上海—南京—河南—北平線及河南—蘭州線を經營して居たが、更に歐亞連絡の方策遂行に全力を盡すに決し、六月中旬伯林より二機上海に到著して試驗飛行に成功し爾來上海—蘭州—廸化間の定期航空（一週一回）を實施して來たが、更に塔城まで延伸の目的を達すべく準備中である。

尙本年度計畫線は左の如くである。

（イ）廣東—湖南—漢口

（ロ）北平—山西省經由—西安

以上の如く獨逸の航空勢力牢固として益、進展しつゝあり目下使用機はユンカー五機で獨逸人六名の空中勤務員を使用してゐる、一九三二年の成績は旅客五八九人、貨物一一三〇三封度といふ程度である。

之を要するに支那の航空は實質に於て主體は米國勢力であり一部は獨逸に屬するといふべきである。

第四章　北米合衆國

第一節　國防要領

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戰後其國防法に根本的改正を加ふると共に、敎育組織の統一、編制の確立竝護國軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長「パーシング」大將は、一九二二年七月二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

米國は開戰當初に於て平時常設の正規軍を動員して九個師團とし、之に護國軍十八師團竝編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守備し、其掩護の下に國內に於て大動員を行ひ、且此間各軍の軍事訓練を補足、完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防衞を陸軍に委し獨立して作戰す。元來國防は我の國土の保安のみを以て目的を達し得るものではない、從つて各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戰を敢行する云々。

右の所謂『國內の大動員』準備に就て述ぶれば、餘に戰時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戰時國防の尨大なる所要に應ぜんが爲、產業、資源及勞働等諸般の事項を網羅する周密なる產業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居る。

米國は其獨立戰爭以來義勇民兵制度を以て兵制の根本となしありて、終始一貫せる建軍の主義は左の如くである。

1　國防は擧國一致を以て行ふべく、米國市民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。

2　然れども之が爲國家の强制を以て軍隊を構成することなく、共建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に待つの趣旨に依り志願兵制度を採用して建軍し、平時は最小限度の精銳部隊を存置し、有事に際し所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依りて獨立戰爭以來各種の戰爭を經過したが、共都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し、兎も角も其目的を達成して來たのである。然れども其間、此種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の少數に依る補充難等の爲、可なり苦き經驗を嘗め、一部の間には强制徵兵制度の必要、正規軍兵力の增大等を高唱せられたることゝ一再にして止まらなかつたが、世界大戰に至る迄其實現を見なかつたのである。

然るに米國が世界大戰に參加するや、徵兵令を制定し、彈大なる徵兵軍の編成に成功して、戰前僅に十二萬に過ぎざりし正規軍より一躍三百五十有餘萬の杉大なる國軍の整備を爲したることは周知の事實である。此事實は英國が大戰參加後約一年半にして徵兵制度を布きたるに對比し、兩者の共通性を觀取するこゝ共に、米國が參戰直後之を實施し得たるは、米國の爲好都合たりしことを思はしむるのである。

徵兵制度が米國軍建設に偉功ありしこゝ上述の如くなりし爲、戰後兵制問題の論議に方り、累年繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犧牲心の本能的發露に期待せむとするの制度は危險にして、徵兵制度の優越を認め、參謀本部は固より上下兩院軍事委員會は、一般國民軍事訓練案を議會に提出するこゝ共に、大統領の徵兵標問題を提起した。然るに議會は『國民の全力を擧げて經濟方面に傾注せむ』こするの政策を標榜し、前述の提議を否決するに至り、米國は戰前の志願兵制に依る建軍の方式に復歸するこゝゝなつた。

米國陸軍は正規軍、護國軍及編成豫備軍より成る。

1　正規軍

正規軍は職業的軍人のみより成る常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體こなり、一部を以て護國軍、編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線出動部隊の骨幹こな

るのである。

2　護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備竝治安維持に任ずるものである。而して戰時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を經たる上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。從つて中央政府より每年各州に豫算を補助し、定數の護國軍を維持して其編制、裝備、敎育等皆正規軍に準據せしめ、以て戰時國防軍の第一線を形成せしむるのである。

護國軍將校以下は平素定業に服し(但一部は正規軍將校以下と同樣學校敎育を受く)、每年約百四十時間以上の訓練竝夏季十五日間の野營を行ふに過ぎないから、軍事的訓練は正規軍に比し遜色あるを免れないが、地位敎養ある有力者が擧つて入隊するから、精神的素質は優秀なものである。

3　編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戰時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編制せられたもので爾餘の戰時兵力は總て紙上の編制とせられ、戰時は鄕土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及敎育を完了する。從つて精神的素質は優秀なるも、軍事訓練の程度は謂ふに足らぬ。

米國陸軍の補充、服役は其種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍下士官兵は米國市民若は市民たるの意思を發表した男子にして、十八歲乃至三十五歲の志願者より體格檢査の上採用する。其服役は三箇年及一箇年の二種(一箇年服役志願者は少數)であつて、再服役は三箇年を一期として居る。

正規軍下士官兵は除隊後豫備役服務の義務はない。

護國軍兵は正規軍と同樣、米國市民若は市民たるの意志を發表した男子にして、十八歲乃至四十五歲の志願者より體格檢査の上採用する。其服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期として居る。

第三節　兵力及編制

平時兵力は左の通りである

1　正規軍

正規軍は步兵九師團、騎兵三師團及特種部隊(砲兵旅團、航空兵團等)より成り、其兵力は國防法に依り其最大限を定め、豫算に依り年々の兵力を規定せらるゝのであつて、其人員は左の如くで

ある。

國防法規定の兵力　將　校　一七、七〇〇
　　准士官以下　二八〇、〇〇〇
　　計　二九七、七〇〇

現在兵力（一九三二年七月一日）

　　將　校　一二、一八〇
　　准士官以下　一二〇、八六二
　　計　一三三、〇四二

2　護國軍

護國軍は歩兵十八師團（一部未完成）、騎兵四師團（基幹部隊のみ現存す）より成り、國防法規定の兵力は四二五、〇〇〇人であるが、如斯大軍を維持するは經費之を許さないので、從來より此定員に充たざること遠く、一九三二年七月一日に於ける現在兵力は一八七、四一三人である。

右は平時兵力の中本土以外に在るものとして比律賓、布哇及巴奈馬に各〻正規軍約一師團、「ボルトリコ」に歩兵一聯隊、「アラスカ」に歩兵一大隊、天津に歩兵二大隊（比律賓師團より派遣する）がある。

次に其戰時兵力は新動員計畫に依れば戰時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、米本國に於ける第一次動員兵力は約二百萬に達するもの〻如く、概ね左の部隊より成る。

1、正規軍　歩兵九師團、騎兵三師團
　　軍團及軍直屬部隊

2、護國軍　歩兵十八師團及騎兵四師團を基幹とするもの

3、編成豫備軍　歩兵二十七師團、騎兵六師團及特種部隊九箇

國防法に依れば、平時より二十七師團編成の企圖を有するも、護國軍と同樣、豫算の關係其他により未だ之を實現するに至らず、一九三二年七月一日現在に於ける編成豫備軍在籍兵力は一二〇、六一八人で、中一一五、七四六人は將校要員である。

以上歩兵五十四師團、騎兵十五師團を以て十八軍團、六野戰軍を編成する。

第四節　航　空

米國政府は平和克復と共に多數の航空專門家を英、佛兩國に派遣して、研究、調査に從事せしむると

共に、獨國航空工業の專資權を買收し、或は有爲なる專門技術者を傭聘して、自國航空工業の發達に資する等、凡ゆる手段を盡して、歐洲交戰諸國航空の精粹を吸收することに努め、又華府會議以來、比律賓及布哇に於ける空中威力の增進に著目する等、著々其充實に努力して居る、其他飛行諸「レコード」の獲得に、長距離飛行の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に、所謂「アメリカ第一」を標語として邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に、其進歩は驚くべきものがある。現に昨年九月四日には「ジヤームス・R・ウイデル」は每時平均速度三〇五・三三哩を出し陸上機の世界記錄を破り目下公認を請求中である。即ち或は鵬翼を連ねて世界を一周し、或は大西洋、太平洋橫斷に世界の先鞭をつけたるが如き、其進歩驚異すべきに足るものがある。又其陸、海軍航空擴張五箇年計畫の如き、航空に關する國民の意氣を語つて餘りあるものである。

尙一昨年秋頃より盛に自國勢力の支那進出を圖り、多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめてゐる。

一、航空兵力

航空隊及航空學校を有し、航空兵團に於て其業務を管掌してゐる。

陸軍の航空兵力は左の通りである。

1、一九二七年一月より實施に著手せる五箇年計畫陸軍航空擴張案

人員將校以下　約一七、五〇〇人

機數　一八〇〇

2、一九三二年六月末日現在　准士官以上　一、三〇五人

下士卒　一三、四〇〇人

合計　一四、七〇五人

3、一九三二年十二月現在正規軍航空部隊の兵力

一九三三年六月末

偵察飛行中隊　一四……二九七機

驅逐飛行中隊　一四……二九七機

攻撃飛行中隊　四……三七五機

爆撃飛行中隊　一〇……五七機

航空學校教導中隊　一一

氣球中隊　二

飛行船中隊	二
飛行機勤務中隊	一六
飛行船勤務中隊	一

右の外護國軍に偵察飛行中隊一カあり。目下若干中隊を爆撃中隊に改編すべく計畫中である。

4、一九三二年十二月現在陸軍航空機の總數

飛行機	約 一、八〇〇
飛行船	一四

次に陸軍航空擴張計畫(五箇年完成)の大要を述ぶれば次の如くである。

1、人員及器材

將校一、五一四、下士卒一六、〇〇〇(各隊内の飛行候補生二、五〇〇を含む)

常備飛行數一、八〇〇、訓練上必要なる飛行船及氣球

豫備役將校五五〇を現役に服せしめ、其任期は九〇%は一箇年、一〇%は二箇年以下である。

2、所要經費總額　約一億五千萬弗

3、航空勤務者制度の設置

4、航空次官局航空課の新設

又一九三三——三四年度の陸軍航空豫算は約二千七百萬弗である。

二、民用航空

1、米國政府經營の航空は、陸、海軍以外に森林巡邏飛行(使用機數四二)及酒密造監視、國境警邏竝天災に際し使用するもの若干がある。

2、民用航空は頗る盛であつて、一九三二年十月に於ける飛行機約一〇、六二六、操縱士約一八、八〇〇で公認飛行學校一二〇、主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、就中最も實用化しあるは郵便飛行にして、一九二二年紐育——市俄古間に實施せられたるを嚆矢とし、爾來年と共に發達し、目下郵便飛行は一三一條、其哩數約四、四〇〇哩に達し、旅客飛行も亦漸次殷盛となり、一九三一年に於ける輸送旅客數は七十萬に達し、又一九三三年七月に於ける飛行場及著陸場の數は二、一三六に及んで居る。特に、貨物輸送量の增大は著しく、昨年度前半期に於て既に一六一、七三四封度に達し、前年の全年度を超過して居る。

3、航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目醒ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海——南京——漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定すべく計畫してゐる。

最近飛行機製作數

區分 / 年度	種別	軍用 機數	軍用 金高（弗）	商業用 機數	商業用 金高（弗）
一九二五		四四七	五、一七四、〇二五	二六八	一、四九九、六三四
一九二六		五三二	六、一五四、七〇八	六〇四	二、七一六、三一九
一九二七		六二一	七、五二八、三八三	一五六五	六、九七六、六一六
一九二八		一二一九	一九、〇六六、三七九	三五四二	一七、一九四、二九八
一九二九		六七七	一〇、八三二、五四四	五三五七	三三、六二四、七五六
一九三〇		七四七	一〇、七二三、七二〇	一九三七	一〇、七四六、〇四三
一九三一		八七五	一二、八四七、六二五	一六四五	六、四四一、八二〇

第五節　化學戰準備施設

一、概說

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒「ガス」を主とする化學戰を以て最も經濟的且有效なる戰鬪法なりと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が敎育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る、米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒「ガス」制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることを公言せる如き、本施設に對する米人の意氣込を十分に窺ふに足るものがある。

二、米當局の毒「ガス」使用方針

1　化學戰部「ジョージ、ハント」大佐の口演要旨

毒「ガス」は極めて有效なると同時に比較的人道的の兵器であつて、將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。

2　前化學戰部長「フリース」少將の報告要旨

現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戰と同時に有ゆる人員、工業を擧げて動員し、國

家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器、如何なる交戰法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならない。而して化學的國防準備は最も經濟的にして且最も有效である。近時化學工藝は異常の進步發達を爲しつゝあるから、將來は兵器に一層急激なる變革を齎すべきや明である。而して彼の軍備制限會議も亦此變革を促進するに過ぎずして、戰爭の絕滅しない限り條約を以て特種兵器の使用を禁止せんとするが如きは、夢想に過ぎざるものと謂はなくてはならぬ云々。

三、研究及製造施設

米國は蘇聯邦と共に、毒「ガス」の研究を公然に而も組織的、徹底的に行つてゐる。其化學戰諸機關の編制は次の如くである。

- 陸軍省内―化學戰部
  - 評議委員會（官私の專門家より成る諮問機關）
  - 技術委員會（技術審議機關）
  - 本部
  - 「エッヂウッド」毒「ガス」工廠（研究及製造機關）
  - 「ガス」第一聯隊（三中隊）（運用研究機關）
  - 「ガス」第二聯隊（一中隊）
  - 「ガス」大隊（一中隊）（布哇）
  - 「ガス」中隊二（巴奈馬及比島に各、一）
  - 化學戰學校（教育機關）

此等の諸施設は戰時中完成せしものにして、其費用八千萬圓と稱せられ、「エッヂウッド」毒「ガス」工廠は研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

四、教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制、裝備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒「ガス」に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、步兵學校及其他の特科學校に於ても、夫々一部の教育訓練を實施して居る。其他軍團及師團に於ても、幹部以下に對し「ガス」教育を行ひ、之が普及、徹底を圖つて居る。

別に運用研究の機關として常設「ガス」第一聯隊がある。

外に豫備「ガス」聯隊二箇あり、每年一回夏季約二週間召集し、野營地に於て教育して居る。

五、化學工業動員準備

民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥、染料、寫眞用藥品、香料、調味品、人工繊維、食料色素等を製造すると共に、爆發物及毒「ガス」等戰用化學品の原料又は半製品を生産する。故に平、戰兩時に於て此等工業を最高度に發達、維持せしむるは、國防上竝産業上の見地より極めて緊要にして、之が爲既に數次化學工業展覽會を開催し、官民一致して本工業の助成、發達を圖ると共に、將來戰に際しては、此種工業に關する有ゆる人員、工場、設備、材料、製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めてゐる。化學工業動員準備に關しては、化學戰部内に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報收集に任ずる一課を設けて居る、其任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尚民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむると共に、其製造設備竝原料品、補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名竝專門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入、改良、進歩に資して居る。斯くて米國に於ける「ガス」及防毒面の利用は各方面に發達し、害虫驅除、船舶の消毒、坑内勞働者の炭酸「ガス」防護、警察、消防等に著々效果を擧げて居る。

第六節　陸軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年度	豫算總額	陸軍豫算
一九二八―二九年度	約　四、二五八、七九四、〇〇〇弗	約　三一〇、九〇三、〇〇〇弗
一九二九―三〇年度	約　四、四一七、三七〇、〇〇〇	約　三二九、三六七、〇〇〇
一九三〇―三一年度	約　四、五九〇、九一五、〇〇〇	約　三四〇、八〇〇、〇〇〇
一九三一―三二年度	約　四、六六七、八四五、〇〇〇	約　三四四、九四三、〇〇〇
一九三二―三三年度	約　四、七九八、〇〇〇、〇〇〇	約　三九六、〇七八、〇〇〇
一九三三―三四年度	約　四、二一八、〇〇〇、九〇〇	約　二七八、六〇七、〇〇〇

米國陸軍豫算中には巴奈馬地帶費、癈兵院費、一般土木費を含みあるも、本表に於ては之を除外し、純陸軍費と認むべきもの、みを計上した。

尚護國軍の爲各州の負擔する經費は約千五百萬弗である。

第五章　波蘭國

第一節　國防の特異性

波蘭は東は蘇聯邦に接し西に獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は人も知る如く世界赤化を唯一の國是として赤軍の充實擴張に没々とし、又西隣獨逸はヴエルサイユ條約に不服にして、國境の改訂を強調し就中所謂廻廊下地帶の恢復に餘念がない。

波蘭は此の兩雄邦の間に介在し國を完ふせんがためには一切を犧牲にして專ら國防に努力せざるを得ざる狀態であつて、僅々三千萬の人口を有するに過ぎぬに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其の陸軍費は年々國家總豫算の四十%以上に達しありて、苟も之れを怠れば國土分割の歷史を繰り返さゞるべからざる苦境に在るのである。特に蘇邦軍備の駸々乎として躍進し、且獨逸ヒツトラーの政權を獲得せる今日に於ける彼れの國防苦惱は想像に餘りありと言ふべきである。

第二節　平時兵力及編制裝備

陸軍總兵力は約二十七萬四千であつて、別に純軍隊と目すべき(裝備は寧ろ軍隊に勝る)國境警備隊約三萬、警察隊三萬二千、稅關監視隊五千六百がある。

部隊數は左の通りである。

軍團管區司令部

一〇(歩兵師團三を基幹とす)

歩兵師團	三〇
騎兵師團	一(三旅團)
獨立騎兵旅團	一二
野砲兵聯隊	三〇
特種砲兵聯隊	二〇
飛行旅團	三
飛行聯隊	六
戰車聯隊	一

第三節　兵役制度

必任義務兵制であつて壯丁適齡は二十歲とし、兵役區分左の如くである。

兵種＼役種	現役	豫備役	後備役
一般兵	二箇年	滿四十歲迄	滿五十歲迄
騎兵及騎砲兵	二箇年一箇月		

第四節　陸軍豫算

國防の特異性に述べたる如く陸軍豫算は國家總豫算の半に垂んとしてゐる。最近兩年に於ける豫算を例示せば左の如くである。

區分＼年次	一九三一—三二年	一九三二—三三年
國家總豫算	二、八五六、〇〇〇、〇〇〇（ゾロチ）	二、四五二、〇〇〇、〇〇〇（ゾロチ）
陸軍豫算	九〇八、〇二五、〇〇〇	八八六、五二〇、〇〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し三一——三二年度に於て三二%、三二——三三年度は三六%なり、然れども陸軍豫算を特に巨大にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及稅關監視隊費は、殊更內務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算する時は兩年度共に陸軍豫算は十億「ゾロチ」を越え正に國家總豫算の四十一%強を占めるのである。

第六章　英　國

第一節　國防要領

英帝國國防の大方針は『領土を保有し、其結合を鞏固にし、對外權利を維持し、且通商貿易の保護を主とする』に在る。之が爲必要なる範圍の制空及制海權の確保、屬領各部の獨立防禦及相互援助を策するを以て其綱領としてゐる。

右方針に基く國軍整備の要領は概ね次の如くである。

1、海軍政策　英本國は最強一國標準の海軍勢力を有し、根據地を整備して其移動能力を增大し、有事の際世界の海上に敵に先んじ優勢の海軍を集中し得しめ、各自治領は或は獨立海軍の建造を企圖し、然らざるも本國海軍費の一部を分擔して其海防を本國に委任し、又は臨機に海軍根據地構成を援助する等の形式に依り本國海軍に協力することゝなつてゐる。

2、陸軍政策　英帝國の領土防衞上、必要なる限度の陸軍を整備し、其相互的援助を確實にし、且國民軍事豫備教育の徹底を圖る等各種の施設に依て戰時陸軍の擴大を準備する。

世界大戰後志願兵制度に復歸せる結果、兵員充實の爲地方軍を改編して其裝備を正規軍と同樣となし、戰時兵力の增强に努め、以て大陸に於ける活潑なる運動戰を準備し、速戰即決を策してゐる、特に軍の機械化に依て其能力の向上を圖つてゐる。

3、空軍政策　英本國に對し空中攻擊を可能とする範圍内の列國中最强一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以て其防空を完全ならしめ、且陸、海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備し、尙民用航空を補助、奬勵して戰時の要求に應ずる擴張を準備してゐる。

第二節　兵役制度

英國の兵役は志願兵制度である。大戰間一時徵兵制度を採用したが、再び舊に復した所以は、同國古來の風習として强制を絶對に好まざる自由主義と、過去に於て義勇兵制を以て世に誇り來りたる自尊心とに依るものであつて、平時に在りては志願兵制度は最も其國情に恰適しありと認めて居る。

正規軍兵は十八歲以上二十五歲以下の壯丁より募集し、其服役期間は十二箇年である。之を現役、豫備役の二期に分ち、志願に依り其全期間を現役に服し、又服役期間二十一箇年に達する迄再服役を爲すことが出來る。現役、豫備役の各期間は募兵の狀況竝海外勤務の爲の派遣、交代等の關係を顧慮し、各兵種に依り多少の差あるも、大體現役七年、豫備役五年を通常とする、而して此現役七年は當初一年を教育に、爾後の六年を三年宛海外及本國に交代服務せしめんとするものである。

又地方軍兵は十七歲以上三十八歲以下の者より募集し、其服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を志願することが出來る、而して服役最終の年齡を三十八歲と規定して居る。

而して英國陸軍は之を正規軍・地方軍及豫備軍の三種に大別し、正規軍は常備團隊、豫備軍、補充豫備及民兵に、又地方軍は地方軍及同豫備に區分する。

1、正規軍

常備團隊は野戰軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯する外、印度其他の海外植民地等の守備に任じて居る。

2、地方軍

地方軍は戰時必要に應じ議會の協贊を經て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其訓練の回數は左の如くである。

第一年度　四十五回　外に野營八日乃至十五日

第二年度乃至第四年度　每年二十四回宛　外に野營八日乃至十五日

而して其募集、保持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けることになつて居る。尙最近正規軍の缺陷を補ふ爲め地方軍の任務擴張を行ひ、從來正規軍の負擔せし海岸防禦の責任の大部を地方軍に擔任せしめ、又地方軍の「誓約」に關する法規を改正し所要に應じて地方軍に屬する者を外征の爲正規軍の補充に使用し得る如くした。

3、豫備軍

正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵及海峽諸島及植民地民兵、地方軍豫備に區分せられ正規軍豫備は現役を終了せるものにして、一九三二年一月現在の兵力一二四、五〇九人である。將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものにて、一九二四年創設に係り、補充豫備の兵力一九三二年一月現在に於て一七、四八五を有してゐる。民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらるゝものである。

地方軍豫備は目下編制中である。

之を要するに、英國陸軍の組織は、前述の如くであるが、今や英國は、各國空軍及長射程砲等の發達に鑑み、其國防を地理的の恩惠にのみ委するを得ざるに至りしを以て、軍の機械化、空軍其他の整備乃至國民訓練に對し多大の努力を拂つてゐる。

第三節　兵力及編制

一九三二年度豫算面に依る英國陸軍の平時兵力は左の如くである。

正規軍	一二七、八〇〇人（英本國は五師團）
印度英人隊	五八、一一一人
地方軍	一三六、五〇〇人（一四師團）
計	三二二、四一一人

右の外動員部隊として左の如きものがある。

正規軍豫備軍	一二四、五〇〇人
補充豫備	一七、四八五人

尙英國は海外自治領及植民地に左の如き兵力（土民軍等を含む）を有して居る。

加奈陀	一二九、三九五人
濠洲	二九、七二六人
印度	一六八、六六〇人（英人隊を除く）

新西蘭	一七、五三六人
南阿	一、三九七人
愛蘭現役軍	六、二〇八人
計	三五二、九二二人

以上の外空軍約三萬二千(別に印度に二千)を有して居る。

第四節　航空

英國は世界大戰末期即ち一九一七年末、陸、海軍の航空を統一して獨立空軍の建設に決すると共に、翌一九一八年春空軍省を設置し、名實共に完全なる空軍を編成して戰場に活躍したのであるが、平和克復と共に、强大なる航空兵力の維持困難となつた爲、之を整理し、他の交戰諸國と同じく民間航空の發達を奬勵し、有事の際擴張すべき豫備員の養成に努力して來た。而して從來に於ける航空政策の方針は大體次の通りである。

1、平時空軍兵力は、海外守備に必要なる諸部隊の外、英本國領土には直接國土防衞用、陸、海軍協同用及之等補充に任ずべき諸部隊竝少數の豫備を保有す。

2、空軍諸學校の設備を完全にし、現役將校以下の教育練成に任ずると共に豫備員の訓練養成に努力す。

3、大に戰用航空諸器材を整備す。

4、大規模の航空研究及實驗所を整備して航空諸般の發達、進歩を計る。

5、國民に航空に關する知識を普及して、所謂空の國民たるの實を擧ぐ。

然るに一葦帶水の佛國が大戰後も引續き世界最强の空軍を擁するのみならず、益〻擴張の勢を示し、常に近く自國の上空を脅威するの狀況に鑑み、一九二二年保守黨内閣は空軍大擴張を計畫した。即ち當時飛行三十二中隊半の内、本國防衞の爲僅々十二中隊を保持するに過ぎなかつたが、其後逐次擴張せられ、一九三二年には八十八中隊半〔國内正規三十九中隊、海外二十三中隊、艦上飛行隊、十三中隊半、幹部隊五中隊及補助空軍八中隊〕を有してゐる。英空軍正規中隊の任務に依る區分次の通りである。

一、本國部隊		
爆撃中隊		一六
内譯	夜間（重）爆撃	五
	晝間（輕）爆撃	一一

戰闘中隊	一三
連絡中隊	一
陸軍協同(偵察)中隊	五
哨戒中隊(飛行艇)	四
計	三九
ロ、海外部隊	
爆撃中隊(輕)	一二
軍隊輸送中隊	二
雷撃中隊	一
哨戒中隊(飛行艇)	三
陸軍協同中隊	五
計	二三

備考 一、本表には艦上飛行隊(一三中隊半に相當す)を含まず。

二、不正規中隊一三は悉く爆撃中隊である。

三、自治領空軍は本表外こす。

外に氣球一隊こ牛津及劍橋大學に各大學飛行中隊こがあり、以て今日に及んで居る。

右の如く本國防衞に任ずる大空軍は、其大部を正規空軍こして完全に常設し、他の一部は地方軍こ同樣の制度を以て、一部分のみを常置して教育、訓練に任じ、且戰時の基幹部隊こし、殘餘は廣く民用航空を利用するここ、してゐるのである。

一、空軍兵力

空軍の現在兵力は兵員約三萬一千人(外に在印度約二千二百人)、飛行機約千五百機を有し、又其中隊數は前述の如くである。右の外、海外自治領には左の空軍兵力を有してゐる。

區分	兵員	機數
濠洲	八九二	七〇
加奈陀	一、〇〇五	六三
南阿	二八一	八〇
新西蘭	一二二	二一
愛蘭	一六三	二四

計

一九三二——一九三三年度空軍豫算は約一千七百四十萬磅である。

二、民用航空

本國防衛の見地より、空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮し、平時民間航空事業を奬勵發達せしめ、以て國防の一助たらしむる爲、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝあるが、本年度豫算にも六十六萬三千磅を計上してゐる、其概要を述ぶれば次の如くである。

1、民間航空輸送會社に對する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機と操縱者とを維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月一日より帝國航空路會社（Imperial Airways Ltd）を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任ぜしめ、十年間に百萬磅の補助金を下附し、毎年の最短飛行哩を四萬哩と定め、最初の四箇年は年額十三萬七千磅を補助し、第五年目より順次其額を減ずることに定めたが一九三二年度の補助額は五十六萬一千磅に達して居る。

更に英國政府は、英本國內飛行事業振作の目的を以て、一九二九年設立せられたる英國飛行事業會社（National Flying Service Ltd）に對し、今後十年間補助金を附與すべき旨、同年二月空軍省より之を公表し、一九三二年度に於ては各〻五千磅を支給した。

2、英、印間定期航空路の開設

一九二四年七月空軍大臣は英、印間航空路の開設に關し、下院に於て左の如く聲明した。

a、一會社を設立し、英、印間一週二回の飛行船定期航空路を開設す。

b、政府は會社に貸付金及補助金を給し、平時將校、下士の研究に供し、戰時は全部政府の使用に充つ。

而して本研究の爲竝英、印間航空地上設備の爲、三箇年繼續事業として、經費百二十萬磅を當時の追加豫算として提出し、一九二九年三月、帝國航空路會社の手によつて其事業を開始するに至つた。尙本航空路は將來新嘉坡に延長し、更に一は濠洲、一は極東の二路を開く企圖ありと謂はれて居る。

3、中華民國に於ける航空權獲得の企圖

英、印航空路の延長計畫に連絡し香港——奉天線の航空權獲得の企圖を有つて居る樣である。

以上の外、政府は懸賞を以て民間用標準飛行機の設計を募集し、或は燃料を節約して十分なる飛行能

力を發揮すべき輕飛行機の發達競技を行ひ、補助金（一九三三年度は二萬磅）を交附する等、種々の方法を以て民用航空の發達を奬勵して居る。其結果輕飛行機倶樂部は各都市に設立せられ、其數本國内のみにても既に五十（内十六及補助金を受く）に達し、屬領内のものを合するときは一四四となり、會員の數一萬餘に及び、今や飛行機操縱の如き一種の「スポーツ」と看做さるゝに至つた。

第五節　化學戰準備施設

一、概　說

英國は戰後に於ける軍備革新の根本方針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め、技術研究費を逐年增加し、現時は戰前の六倍以上に達して居る。就中化學兵器は特に之を重要視し、技術研究費の三分の一即ち每年約二百萬圓を之に充當し、其研究は大戰中の發明に係る防毒面浸透の程度を以て甘んずることなく、更に進んで各種劇烈なる種類の創案に努力して居る。

二、施　設

化學戰準備機關は陸、海、空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

1、調査部

陸、海、空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。

2、化學戰研究所

本部を倫敦に置き、「ポルトン」及「サツトンウオーク」に實驗所を有す。

本部には、陸、海、空軍代表者竝科學者を以て組織する化學戰委員會を設け、化學戰に關する顧問機關たらしむ。

兩實驗所は、共に化學兵器應用の諸研究竝試驗を行ふ。

3、化學戰學校

「ポルトン」に在り、一九二二年より開校し、隊附將校、下士に對し毒「ガス」防護法の教育を行ふ。

第六節　陸軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年度	豫算總額	陸軍豫算
一九二八―二九年度	約 八二二、〇〇〇、〇〇〇 磅	約 四一、〇五〇、〇〇〇 磅
一九二九―三〇年度	約 八二二、五八四、〇〇〇	約 四〇、五四五、〇〇〇
一九三〇―三一年度	約 七八九、四〇〇、〇〇〇	約 四〇、五〇〇、〇〇〇

一九三一—三二年度	約	約	三九、九三〇、〇〇〇
一九三二—三三年度	約	約	三六、四八八、〇〇〇
一九三三—三四年度	約	約	三七、九五〇、〇〇〇

右陸軍豫算中には、空軍費を含まざるを以て、一九三一—三二年度陸軍豫算に空軍費一千八百十萬磅を含するときは、約五千八百三萬磅に達し、一九一四年度（世界大戰前）陸、空軍豫算約二千八百萬磅に對照すれば、二倍強の增加となる。

第七章　佛國

第一節　國防要領

凡そ佛國國防の基調は其國の安全を保持し、國權を防護し併せて其海外發展を圖るにある。而して之が爲最も顧慮しあるは對獨國防なるも、其空海軍は對英、對伊の顧慮をも有する事勿論である。以下陸空軍の主要對象國たる、獨逸に對する國防の要領を極めて簡單に紹介する。

一、佛國は何故獨逸の復讐を恐れて居るか。

由來獨佛は犬猿の間柄に在る。世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも、獨逸を盟主とするゲルマン民族の一億に垂んとするに對し、佛國側の「ラテン」民族は六七千萬に過ぎない。而も現時に於ける情勢は世界大戰時に於けるが如く、他の强國が常に必ずしも佛國に加擔するものとして晏如として居ることは出來ず。加ふるに獨佛の國境は接壤してゐるから、佛國として獨逸に對する恐怖心を淸算することが出來ない。

二、佛國の對獨態度

右の如きを以て佛國は、其外交手段に於て先づ其安全保障を求むると共に對獨抑壓の政策を取り、內に於て軍備の充實を念とした。

「フオッシュ」元帥の主張に依る「ライン」を以て國境線とするの案は脆くも平和會議に於て敗れたが、佛國は或は英に或は米に安全保障を求めた。然しこれ亦滿足すべき結果を得ずして、纔かに一九二五年「ロカルノ」條約を以て先づ一段落を告げた。

世界大戰後軍縮の思潮は世界を風靡した。經濟的の不況も一度ならず襲來した。佛國は此二大難關に遭遇して、前者に對しては軍縮の前提は安全保障なりとして多少の軍縮を實施しつゝも尙容易に讓らず、後者に對しては當局の施設と國民の自覺とを以て漸く之を切り拔け、莫大なる飛行

機と五千餘萬の陸軍とを擁し、尙且多額の經費を費して最近東方國境要塞の築設を大部完了した。

一方獨逸に對しては平和條約に依り其軍備を徹底的に制限し、賠償金に依りて其經濟的勃興を抑へた。獨逸は現實的の要求と精神的の不快から、其壓迫を免るべく種々の運動をなし、賠償金問題は去る「ローザンヌ」會議にて大體清算せられ、軍備問題は一九三二年八月二十九日對佛覺書を送りて軍備平等權を要求し、或は去年夏四國條約案に依り、或は軍縮會議に於て不絕之を要求しありしも、佛國は常に之を拒否し、爲めに去年十月獨國は遂に軍縮會議を脫退するに至り、歐洲の不安は更に加はり、佛國は益〻國防の不安に驅られて軍備の强化に邁進すべきは言を俟たぬ所である。

第二節　兵役制度

國民皆兵を主義とせる佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戰爭後の創始に係るものである。即ち該戰役の大敗は職業的軍人の弊害を暴露したる結果、茲に武裝せる國民に依る陸軍、換言すれば對獨復讐の國軍を要求し、必任義務制の現出となつたのである。衞來佛國の兵役法は若干の改正を經て第二十世紀に入つたが、當時國際關係の平穩なる情勢竝平和主義の擡頭は、漸く當年の對獨復讐觀念を消磨せしめ、寧ろ社會政策的施設に重きを置くに至り、終に一九〇五年の兵役法の改正（三年兵役より二年兵役に改正）となつた。

然るに此兵役法の改正は、佛軍の素質を漸次低下せしめ、遂に二年兵役を以てしては國防を安全ならしむる能はざるを認めしむるに至つた。之に對し、獨逸は軍備擴張に次ぐに擴張を以てし、一九一三年頃に至つては、佛獨開戰の避くべからざる情勢となり、佛國上下をして一層危惧の念を抱かしむるに至つた。茲に於て佛國の輿論は再び對外硬に變轉し、一九一三年、三年現役兵制を採用することとなつた。斯くして大戰に參加したのであつたが、大戰終熄後は國際平和思想の勃興と戰後復舊及之に經綸せる財政難との爲、軍備縮少、整理の聲漸次大となり、兵役法亦其影響を受け、特に人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ、一九二三年春產業振興の爲、短期兵制採用に伴ふ教育施設に要する經費の膨脹をも忍んで、一年半在營を基礎とする兵役法の發布を見るに至つたが、一九二八年四月更に一年在營制へと進展した。今其兵役年限は左の如くである。

現　役（在營）　一年
歸　休　三年
第一豫備役　十六年　計　二十八年
第二豫備役　八年

從つて新軍制は其採用に伴ひ、必然起るべき諸種の缺陷に對し、軍の編制、教育、動員、國境掩護等を如何にすきやを十分に考慮して建てられたものであつて、其重要項目を列擧すれば左の如くである。

1、編制の改變

平時本國軍の編制を三十二師團より二十師團に減ず。

2、控置兵團の創設

常備兵力中本國の防備に任ずべき軍隊と海外屬領の守備に任ずべき軍隊とを判然區別し、後者を更に直接海外領土に駐屯する兵力と情況に依り之を增援すべき遊動兵力とに分つ。此遊動兵力は新軍制に依る創設であつて其兵力約六師團に相當する。

3、動員署の創設

動員署は動員の準備及實行に專任すべき特設の機關である。從來動員の計畫及實施は軍隊の專任する所であつたが、一年在營制採用の結果、部隊の定員及部隊數が減少し、且軍隊は教育、訓練に一層の努力を傾倒するの必要を生じた。然るに、部隊の定員減少は動員の實施を頗る困難ならしめ、部隊數の甚しい減少は、所要の戰時部隊の動員を不可能ならしめた。又軍隊をして教育、訓練に專念せしむる爲には、動員業務を軍隊から切り離す必要を生じた。

4、長期志願兵の增加

抑〻植民地守備の軍隊の要員、動員署の要員、軍隊に於ける教育及勤務の爲の下級幹部及下士補充の爲の要員は、常時所要の訓練を經たる兵卒を以て充當するを要するものであるが、一年在營制採用の結果、一般徵兵は右の技能を有せざるを以て、悉く長期志願兵を以て充當せねばならぬのである。故に新軍制に於ては十萬六千の長期志願兵を有し、其內約三萬を植民地軍隊の要員に、約一萬六千を動員署の要員に、殘り約六萬を本國軍隊の教育勤務要員及下士補充の要員に充當してゐる。

5、軍屬、傭人、憲兵の增加

軍屬、傭人の增加は軍隊の雜務を減じ、憲兵の增加は軍隊の衞戍勤務を輕減するもので、是亦一

年在營に伴ふ重要施設である。

以上の改革は、在營年限を短縮し、隊數を減少したるに拘らず、初度費以外毎年の經常費に於ても約六億一千七百萬法の增加を示してゐる。

尙國家總動員準備業務の基礎法として、政府は國家總動員法案の制定を企圖し、近く之が制定公布を見るであらふ。

第三節　兵力及編制

平時の兵力を以て編成せらるゝ常備兵團は左の如くである。

步兵師團	二〇（舊編制は三十二師團にして目下改編の途中にあり）
騎兵師團	五
總豫備	控置兵團約六師團其他若干
空軍（航空の部參照）	

新編制に依る平時兵力は將校約二萬八千、下士兵五十三萬二千であつて其徵集區分は左の如くである。

一年次の壯丁	二四〇、〇〇〇
長期志願兵	一〇六、〇〇〇
土人兵	一七五、〇〇〇
外人兵	一六、〇〇〇

第四節　航空

佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し、空中防禦の安全を緊要とするのみならず、對英政策の後援としても、亦空中威力の强大を要求するものがあるとなし、戰後財政頗る困窮せるに拘らず、世界大戰の際の大擴張航空部隊を平時依然として保有し、且莫大の經費を投じて、大に民用航空を奬勵し、有事の日直に之を軍用に利用し得るの方策を講じゐる。

而して多年の懸案であつた空軍獨立問題は、一九二八年九月之を解決し、陸、海航空は固より、他の一切の航空をも全部統一して航空大臣の隷下に屬せしめたが、一九三二年末の大統領令に依り艦載航空は海軍大臣の主權下に置かれ且非艦載海軍協同航空及獨立水上航空も某條件の下に何れも海軍の處理下に入る事となり海軍航空は事實上航空省の主管を脫することゝなつた。

佛國は國土防空に大なる考慮を拂ひ、昭和六年佛國陸軍の者宿ペタン元帥を國土防空總監に任じ、防空上必要なる三軍統轄の權能を與ふる等、航空防空に就きては陸軍と相竝で重要視して居る。

一、空軍陸上部隊の兵力及編制

1、佛國航空省に屬する飛行機は約三千機にして其内空軍陸上部隊の兵力は偵察七一、戰鬪三〇、爆撃三二、計一三三中隊竝氣球一八中隊より成る。而して之を左の如く飛行一四聯隊と獨立五大隊竝氣球二聯隊等に編成して居る。

平時兵力及編制

偵察飛行聯隊	八(内「モロッコ」及「シリア」に各一聯隊)	
同獨立大隊	五(内「アルジエリア」に三大隊、「チュニス」に一大隊)	
戰鬪聯隊	三	
輕爆撃聯隊	一	
重爆撃聯隊	三	
氣球聯隊	二	
其他獨立隊	六	

2、空軍の現在兵力と將來の擴張計畫(單位中隊)とを示せば左の如くである。

區分		擴張兵力	現在兵力	增加兵力
陸軍部		一四七	一二九	一四
海軍部		五四	二三	三一
計		二〇一	一五二	四五

3、空軍陸上部隊人員は約三萬人である。

4、一九三二年——一九三三年度航空省豫算は約十八億二千萬法にして、一月から年度末三月迄の追加豫算を算入すると總額約二十四億三千萬法となる、此中には多少の民用航空に屬するものあるも其大部分は軍事航空豫算である。

佛國は戰時空軍の膨脹を豫見し地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務の一部に充當せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者政府補助操縱學校及民間操縱學校に勤務する操縱士竝飛行製作工場に勤務する操縱士は、其年齡及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は、陸上航空部隊内に維持せらるゝ制度を實施してゐる。

尙民用航空の發達を助長する爲に一九三〇年四月私有航空機の購買及維持補助規定を發布し、爾後省令の改變を行ひ、民用機購買の補助及維持の補助に區分し、表面軍事徴發等の義務を課することなく航空工業の保護奬勵、私有航空の文化的發展を期しつゝあるが、軍事的利用の一例としては一九三一年九月二十日より同月三十日に亙る間佛國東部地方空地連合演習に於て、其空軍は此種民用機より成る三隊を編成し、連絡通信任務に服せしめしが如きである。

之を觀るも佛國は航空兵力を充實して、世界第一の榮冠を永久に確保し、他國の追隨を許さゞらんことに努めつゝある如くである。

二、民用航空

佛國民用飛行の創始は一九一九年に其曙光を見、爾後政府の保護、奬勵と當事者の努力とに依て顯著なる進歩の道程を追ひ、一九三一年度に於ける民用航空の爲の豫算は五億一千三百萬法にして、一九一九年度の三千七百萬法に對し、實に十四倍强の增加である。かくして一九二六年迄は不振の狀態にあつた民用航空は、當局の各種振興策、使用機の改善、安全問題の研究、輸送料金の低下、航空路の擴張、補助金の增加等により、頓に隆盛に赴き、一九三〇年末に於ては民間操縱士約一、一〇〇民用飛行機約一、二〇〇を有するに至つた。

而して主要航空路の延長は、一九三〇年に於て約三九、〇〇〇粁にして、定期航空輸送飛行總距離約九、二三九、〇三五粁、輸送旅客數二八、六七二人、輸送貨物約一、五九一、〇七〇瓩に達して居る。

第五節　化學戰準備施設

一、概　說

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、「フォッシュ」元帥の『毒「ガス」の使用を禁じ得るものこせば戰爭勃發をも禁止し得べきなり』との言に徴するも明である、唯目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの狀況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施て居る。

二、施　設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、敎育等を陸軍に依托して居る。

1、陸軍省軍用化學課―「オーベルビリエー」試驗所（研究部／製造部／敎習所）／「ガス」敎導隊

防護法及攻撃的用法の試驗、研究及教育に任ず。

2、「ガス」防護材料監査部

防毒具の整備、檢査竝關係將校、下士の教育に任ず。

3、右の外化學戰委員會（內閣的のもの）により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

第六節　陸軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年度	豫算總額	陸軍豫算
一九二七—二八年度	約 三九、五四〇、〇〇〇、〇〇〇 圓	約 五、〇七四、〇〇〇、〇〇〇 法
一九二八—二九年度	約 四二、四四五、〇〇〇、〇〇〇	約 六、〇三〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二九—三〇年度	約 四五、二六六、〇〇〇、〇〇〇	約 六、三五五、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約 四九、八三〇、〇〇〇、〇〇〇	約 七、五四九、〇〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年度	約 五〇、一四五、〇〇〇、〇〇〇	約 七、八六〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三二—三三年度	約 五四、七六七、〇〇〇、〇〇〇	約 五、二〇五、〇〇〇、〇〇〇

一九二八年、佛軍に於ては航空省の獨立を見たるを以て、一九二九—三〇年度に於ては、右表陸軍豫算中に、假りに空軍費の二分の一を、一九三〇—三一年度に於ては、陸軍關係の空軍費約十二億七千萬法を、又一九三一—三二年には前年度と同比率の陸軍關係空軍費約十三億七千萬法を假りに加へてゐる。次に一九三二—三三年度豫算は四月一日より十二月末迄の九月分を基礎とし て一年分に換算したものであり、空軍費を含んでゐない。而て一九三三—三四年度豫算は一、九六八、二三〇、〇〇〇法である。

尙佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の內に約二百二十四億法の巨大なる國債費の存在せるを忘れてはならない。從つて陸軍豫算（空軍陸上部隊費を含む）の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當でない、他の諸國と雖、無論國債費はあるが、其額に至つては格段の差であつて、佛國の如きは實に國費の約半額を之に充當して居る。尙佛國は一九三〇—三一年度より三箇年の繼續事業として、國境要塞費約三十億法を支出して居る。

第八章　獨　國

獨國は『國防の自由なくば榮譽なし』として軍備の平等權を要求し、一九三二年十二月原則として平等權を認めしめ、其後軍備平等原則の即時實現を要求したが、英、米、伊の支持を得た佛國側は、之に對し獨逸の軍備平等權は認めるが、之は列強の軍備漸縮によりて實現を期する、之が爲四箇年の試驗期を設け其間「ヴエルサイユ」條約に依る獨逸の軍備制限を其儘とし、且獨逸の實行を監視する爲軍備監督制度を設け違反行爲なきやを確め、其後四箇年間に列強の軍備を漸減すこの說を主張し、事實上獨逸の要求を拒絕せるを以て、獨逸は遂に軍縮會議を脫退し、次で國際聯盟をも脫退するこ共に其當否を國民投票に問ひたるに、其結果は國民の絕對支持を受くるここを明にした。而して今次脫退の眞因が軍備監督案に在るを見る時、表面平和條約の制限を實施しつゝ、一朝有事の際大陸軍の建設を策しつゝあるは明であるが、開戰をも辭せず今直ちに軍備擴張に著手するこは思はれない、そして其豫想敵國を何れに定めあるやは玆に改めて言ふまでもない。斯く觀じ來るこき、共和國獨逸に於ける國軍建制の基調は、『獨立國家こして其體面を維持するに足る軍備を確保するこ共に、他日其國力の回復せる曉に於て攻勢作戰も亦敢て辭せず』こいふに歸著する樣である。

右の如き條約の制限こ自國の發展こ相反する二要求に基き、獨國當局は其國軍を左の要領に依て建設せんこして居る樣に忖度せられる。

現在の國防軍十萬及警察隊十五萬は主こして幹部に使用し、戰時數百萬の在鄕歷戰者こ青少年訓練を終れるものを召集し、立ちどころに偉大なる野戰軍を編成す。

右の方針に從ひ、獨軍の建設は左の諸點に著眼して行はれつゝあるものこ判斷せられて居る。

1、多數の馬匹を繫畜するここ

幸ひ條約には馬匹繫畜數に關する制限なきを以て、獨逸は右の方針に鑑み多數の馬匹を繫留しあるもの、如くである。

2、武器、彈藥、材料の貯藏に努力するここ

武器、彈藥、材料は條約に從ひ、或は之を破壞し或は之を聯合軍に引渡し、其總額莫大に上つて居るので、名實共に多數の戰用兵器を有して居ない筈である。殊に民間散在兵器は國內の秩序を紊す原因こなるものなるが故に、政府は極力之を買收又は押收したのである。然しながら、前述の方針に從ひ、政府は極力規定以外の兵器を貯藏し、又縱ひ平時貯藏數少きも同國の工業力は戰時速に之が充實を期するここが出來る。

3、力を幹部教育及警察隊訓練に用ふること

4、統帥及訓練を統一し精鋭堅實なる軍隊の練成を期すること

數に於て制限せられたる獨軍が軍隊價値の向上に努力することは勿論のことであつて、且革命以來の國情之を要するが爲である。國防省内に統帥部を設け、曾ては獨逸新軍の事實上の建設者たりし「ゼークト」將軍をして獨軍の統帥、教育、人事を統一せしめ、將軍は事實に於て獨軍最高指揮官となりしが、同將軍退職後と雖其後任者は依然此趣旨を繼承して居る。

5、通信隊、自動車隊等の施設に努むること

6、航空機其他新式兵器材料の發明製作に努力し特に空軍再建の準備をなすこと

數に於て制限せられたる獨軍が、其國民の天稟たる科學知識を傾けて、新式有效の兵器、器材を發明し、之を實地に應用して居ることは疑ふ餘地のないことである。現に彼の「ツエッペリン」伯飛行船は、高率の稅金に惱みつゝある獨國民の醵金により作られたものである。又「ユンカー」飛行機會社のD、二〇〇〇號、「ドルニエー」會社D・O・Xの如き、何れも世界に誇る大型飛行機であつて、製造技術に於ては何れの國の追隨をも許さないのである。

殊に昨年航空省を新設し之が大臣には「ナチス」黨の大立物にして大戰中最も勇敢なりし空中戰士たる「ゲーリング」大尉を任命し更に之を一躍名譽歩兵大將に陞任せるが如き獨當局の眞意那邊に在るかを察知するに難からざる次第である。

第二節　兵役制度

獨國在來の一般兵役義務制は平和條約に依りて全然禁止せられ、志願に依りて軍人を徵集し、努めて其現役期限を長くし、以て在鄉軍人の增加を防止し、戰時獨軍の擴張を至難なる如く規定せられて居る。其梗概を述ぶれば左の如くである。

志願兵の檢査は毎年數回に亙り實施せられ合格者は四月、十月の二回に入營する。應募者は滿十七歳より滿二十三歳に至る間の者で、成るべく滿十八歳より二十歳迄の者を採用することに規定せられて居る。下士兵の服務年限は十二年であつて、毎年の募集人員は滿期除隊に依りて生ずる缺員と、服務期間故障に依り生ずる缺員とを補充するに要する人員であるが、近年失業者の激增と國防思想の向上とに因り志願者營門に殺到する景況で採用人員の十數倍に上るを通常とする、之が爲各隊では夫々嚴選の結果素質優良なる者のみを採用し得る狀況に在る。

「ナチス」黨の綱領には『我等は傭兵制度の廢止と國民軍の創設とを要求す』と云ふ條項があるが、一九

三三年初頭「ヒットラアー」組閣以來、或は政府の發表として公然國民皆兵制に依る民兵を主張し、或は國防法を改正して兵卒の義務及身分を明確ならしめ、又同法中より十二年在營の如き字句を除去する等人をして國民皆兵制移行の準備をなしつゝあるを思はしむるものがある。

三年前元統帥部長「ゼークト」大將は長期志願兵（六年）に依る少數精兵軍の價値大なるを強調したことがあつたが、之は主として共產主義者等の軍隊に介入することを不利としたので當時に於ける獨逸の國情に即したものと思はれる。

第三節　兵力及編制

一、正規軍

獨國陸軍の兵力、編制を知らんと欲せば、先づ平和條約が彼に課したる軍備上の制限を一覽するを要する。今其要點を擧ぐれば、

1、獨國の常備軍は十萬に限定せられ將校の數は四千を超ゆべからず

2、參謀部及軍事行政機關は常備軍十萬を維持するに必須の最小限に規定せらるべからず

3、兵器、軍用材料竝軍用工場等は嚴に其數を限定せらる

4、義務徵兵制度を廢し志願兵制度に依らざるべからず

等である。

此新軍十萬は步兵七師團と騎兵三師團に編成せられて居る。而して其配置は獨逸舊軍の歷史を尊重し、且戰時擴大する野戰軍の基幹部隊たらしむる目的を以て、平時に於ける分散配置の弊を忍びつゝ、恰も舊獨軍の縮圖の如く、舊衞戍地、舊兵營に分散配置せられて居る。

革命後の過渡期に制定せられたる國防軍の諸制度は、徒らに社會民主的の理想に趨り、軍の要求に合致せざるものも少くなかつたが、其後古來養はれ來つた軍の傳統的精神と歷史とに從つて、漸次諸制度を改廢し、國防軍條例を確定し、現在在營期間に於ける選擧權の行使を中止し、革命後一時權威を擅にしたる兵卒會議も其存在を失ひ、軍紀は再び確立し、更に一九三〇年讀法を改正して軍隊の中正不偏を強調する所があつたが、昨一九三三年所謂國民革命後更に國防法を改正し下意上達委員選擧等の規定を排除し又國防軍の中央集權を確立し、これにより動員準備を容易ならしむると共に前述の如く國民皆兵制移行の準備を始めたものと思はれる。

二、軍隊類似機關

前諸項に述べたる如く平和條約規定の國防軍兵力は甚だ尠く、戰時要員の養成も亦著しく制限せられ

て居る。從つて獨國は之のみを以ては其國防を全うする能はざるのみならず、平時國内の秩序維持にすら支障を生ずる如き狀態であつた。是に於て獨國當局は各種の手段を盡して此缺を補はんとして居る。

其最も顯著なるは警察隊であつて、該隊は一九二一年「ブーローニュ」會議に於て聯合國側より許可せられ、其兵力は十五萬である。其内容は概して舊獨軍に屬したる歷戰の將士より成り、其編制、敎育等は總て軍隊に準據せしめ、其裝備の如きは全く軍隊と同一にして、小銃は勿論機關銃、裝甲自動車等を有し、恰も一種の豫備軍を形成しある狀態である。

「ナチス」黨には突擊隊及親衞隊なるものがあり、其數詳ならざるも優に百萬を超へ政治鬪爭團體たると同時に國防豫備軍として練成せられて公然武裝をして街路を練り步いて居る。

又從來鐵兜團、「キツフホイザー」團、獨逸將校同盟、其他各種の在鄉軍人團竝之に屬する青少年團等あり、鐵兜團の如き團員百萬以上を有し一昨秋伯林に於ける大會の際の如き會する者實に二十萬（國防軍總兵力の二倍）に上つた。此等團體員中の一部は今や「ナチス」突擊隊に合流したのであるが、大部は尙純然たる國防豫備軍として軍事能力の維持擴張に努めて居る。

又軍隊類似機關と稱するを得ぬが、一昨一九三二年九月には「ヴエルサイユ」條約の禁止にかゝはらず、公然内務省管轄として獨逸青年訓練所管理局なるものを設置し、最近迄現役たりし優秀な將軍を其長とし青年に對し心身の鍛鍊、團體訓練を施すこと、なつたが、昨年は更に失業救濟の目的を以て强制勞働法を定め、青年を集團宿營勞役に從事せしめ主として規律訓練と國防意識の向上に努力して居る。

爰に注意を要する點は、平和條約により制限せられ、世界軍縮の先驅として制限せられたる獨國の現軍備が尙正規軍十萬、警察隊十五萬、合計二十五萬の大なる平時兵力を有することである。

第四節　航　空

「ヴエルサイユ」條約に依れば獨逸は航空隊を保有することを禁ぜられて居る。然し獨逸側では、將校が「スポーツ」として飛行機に搭乘するのは敢て禁ずべきものでないと主張して飛行將校二百名を要求し、一九二六年夏、聯合國大使會議決議の結果、遂に三十六名を許可せらるゝことになり、警察隊に於しも航空に關する警察任務達成の爲航空知識を要すこの理由で、是も亦公然五十名の飛行士を養成することを認められゝに至つた。

又商業飛行機製作に關する九箇條の制限規定は、一九二八年春之を解かれ、獨逸の航空界は航空政策

の適當なること、及其國の惠まれたる航空地理的位置さに依り、其活動頗る目醒しく、其民用航空の發展なること注目に値する。

獨逸の商業航空は、航空省の所管に屬して居る、即ち左の如き系統である。

航空省
- 第一局　空中輸送及び航空法
- 第二局　技術
- 第三局　經營
- 第四局　空中競技及び教育
- 第五局　防空

獨國航空輸送は一九一九年に開始せられ、其後一九二六年に至り、各會社が國内の競爭を避け、資本を集め、以て外國の輸送會社に對抗せんが爲、統一して「ルフト・ハンザ」航空輸送會社を創立し、政府の指導、補助と相俟ち著々實績を擧げ、航空路を國外に伸展し、又輸送上に於ても各種の新機軸を出して居る。其他航空協會等の機關を組織して航空の發達に努力して居る。其系統は次の如くである。

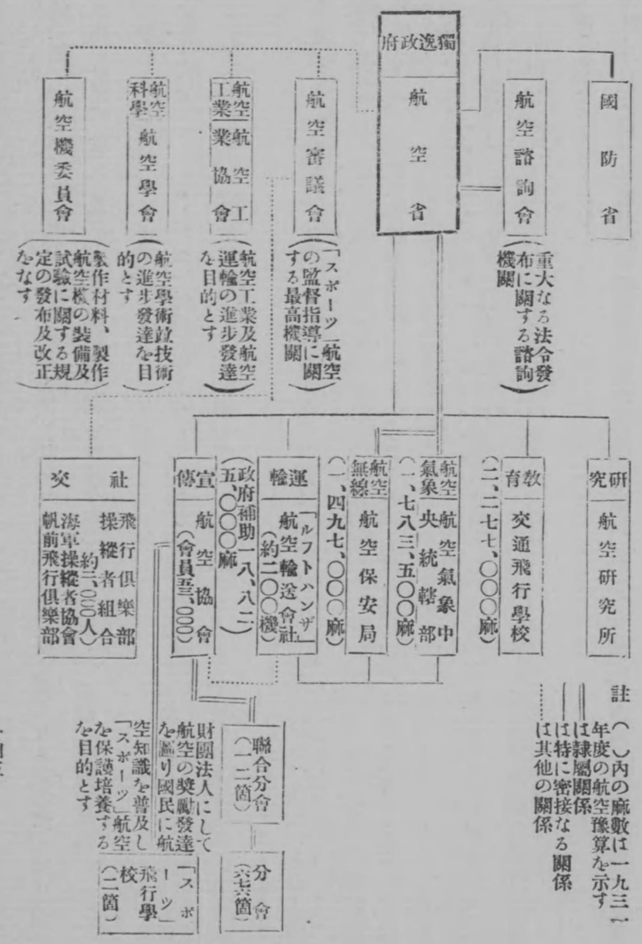

前述の如く、獨逸は軍事航空の禁止を受けつゝあるも、國内に於て既に優秀なる商業飛行機を製造するの外、國外に於て工場を有し、軍用機整備の準備をなし得るを以て、適當なる武裝裝備によつて直に優勢なる空軍を得るのである。

操縱者は目下「ルフト・ハンザ」會社に勤務中のもの約二百名、其他八百名以上あり、尙此外に舊軍人及警官操縱者あり、其養成は主として交通飛行學校に於て行ふの外、「スポーツ」飛行學校に於ても實施せられて居る。

以上記述せし如き組織と航空工業並一般工業の發達とを見れば、將來の發展恐るべきものあると共に、獨逸の航空界は、表面に現れた以外に潛在的勢力の偉大なるものあるに想到することが出來る。特に「ツェッペリン」の世界週航の成功は、Dox D2000 等巨大飛行機の出現と共に將來の航空上に一大變化を來すであらう。

尙獨逸は最近中華民國に於ける空輸企業權の獲得の爲努力し、一九三三年五月より伯林——モスコー——上海の航空を開始した、其他英領印度及植民地を經て日本に達する航空路の開拓を試み、一部の成案を得たる如くである。

一九三二年に於ける歐洲内定期航空の概況は航空路延長 八、一三〇粁毎日の平均飛行距離 四六・〇〇

〇粁にして輸送量は、人員 八六・五七八人、貨物二、二七〇・一二二瓲である。又歐洲外航路に於ては航空路延長一、一二七・三六三粁にして輸送量は人員四、〇五二人、貨物一三〇・〇八七瓲である。

又一九三一年度民用航空豫算は約四三、〇〇〇・〇〇〇瓦にして、此豫算は表面上の數字に過ぎず、他に州、市、町、村、資本家等よりの出資莫大である。

第五節　化學戰準備施設

獨逸は一九一九年一月以來「ヴェルサイユ」條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壞されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造することは容易である。且現在に於ても祕密裡に研究を繼續しあることは明にして、殊に防護法に就ては工場衞生に關聯し「アウェル」、「ドーレーガー」等世界著明の防毒面會社を有し、軍隊消防隊は勿論市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。

第六節　陸軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年度	豫算總額	陸軍豫算
一九二七―二八年度	約 九、三一五、八〇八、〇〇〇 圓	約 四八四、四一〇、〇〇〇 圓
一九二八―二九年度	約 九、七〇五、九二六、〇〇〇	約 四九二、九六〇、〇〇〇
一九二九―三〇年度	約 一〇、〇九七、一四八、〇〇〇	約 四八八、五〇〇、〇〇〇
一九三〇―三一年度	約 一二、〇七九、一〇〇、〇〇〇	約 五一三、二〇〇、〇〇〇
一九三一―三二年度	約 一〇、六五四、〇〇〇、〇〇〇	約 四九二、二六九、〇〇〇
一九三二―三三年度	約 八、二二〇、〇〇〇、〇〇〇	約 四八六、〇九〇、〇〇〇

獨國警察隊は其數十五萬に達し、軍隊に準ずるものと認められてゐるが、其經費が詳でないから本表から除外した。

第九章 伊國

第一節 國防要領

伊國陸軍は、世界大戰後久しく編制改正問題に惱んだが、一九二三年初、其決定を見、改正を實行した。今其陸軍政策とも目すべきものを摘記すれば左の如くである。

1、國内の安寧秩序維持に十分なること

2、戰爭に際し機を失せず其準備を完了するに要する最少限度の人員を有すること

3、動員に際し成るべく迅速に動員軍の編成集中を行ひ得ること

4、動員完了迄一時國境防備に當るに十分なること

伊國に於ては、國家動員令は一九二六年既に法律として公布せられ、之が機關として中央に國防最高會議、國家總動員準備委員會、國防會議事務局、經濟省内産業動員局があつて、夫々總動員施設を研究準備し、地方には管區を設けて業務の實施を便ならしめんことを期して居るのみならず、最近に於ては特別のものを除く國民全體に對し、戰時第一線軍の戰鬪能力を保持增進する爲の必要なる義務及罪則を規定する法律案を出した。之を要するに、伊國は夙に總動員の必要を痛感し、且之が組織を具體的に進めつゝあつて、殊に國家の全勢力を平時組織より戰時組織に移すことを法律を以て規定して居る如きは、大に徹底した遣り方であると謂ふべきである。

尚ほ最近「ム」首相が陸、海、空の各大臣をも兼攝するに至れるは彼が將來國防省建設に一歩を進むる

の前提なりやとも見られ、彼が「ファシスト」國家完成の爲軍と「ファシスト」とを益〻緊密に融合せんとする方針に出づるものと觀測せらる。

第二節　兵役制度

伊國の兵役制度も亦國民皆兵、義務の平等を原則として居る。伊國の新徴兵令は一九二三年の改正に係り、其在營年限を一年半と規定して居る。伊國が新徴兵法に依りて右の在營年限を決定するに至りたる經緯は、國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある經過を示して居る、即ち左の如くである。

伊國は大戰前各兵種共二年在營制を採用して戰役を經過し、休戰後一九一九年十一月、一たび一年在營制を採用したるも、遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身「ボノミ」、陸相に就任するや、國家財政の狀態と大戰の教訓とに鑑み、最小の經費を以て最大の戰時兵員を得むが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設と相俟て、武裝國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅令を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して經過し、終に翌一九二一年再び一年在營に復したが、教育の困難と、戰鬪力の不十分は依然たるものあり、其結果在營年限を十四箇月とするに至つた。次で一九二二年秋「ムッソリーニ」內閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育上の顧慮竝戰鬪力の保持上一年六箇月在營制を定め、新徴兵令の發布を見るに至つたのである。其後一九二七年八月徴兵令の一部に改正を加へ、家族の狀況に依る特種の者に對し、在營期間を短縮する恩典を與へた、然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

第三節　兵力及編制

伊國陸軍の平時兵力は左の如くである。

一、本國軍

將校	約　一五、〇〇〇
准士官以下	約二三五、〇〇〇
憲兵	約　五〇、〇〇〇

計　約三〇〇、〇〇〇

右の兵力は、軍團十二、歩兵師團三十、輕快師團二、「アルプス」旅團三に編成せられ、戰時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられて居る。

二、植民地軍

植民地軍は左の如くで、伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。

「トリポリタニア、チレナイカ」	伊國人及土人約	四〇、〇〇〇
「エリトリア」	同右	約	四、〇〇〇
「ソマリア」	同右	約	四、〇〇〇
其他		約	二、〇〇〇
		約	五〇、〇〇〇

計

三、右の外武裝團體として陸軍的色彩を帶ぶるものに

稅關兵團	約	二六、〇〇〇
警察隊	約	一五、〇〇〇

護國義勇軍

約三九二、〇〇〇（此内三六萬は常勤せず必要に際し何時たりとも召集に應ず）

等がある、護國義勇軍は所謂「ファッシスト」の軍隊であつて、「ムッソリーニ」内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたるものである。創設當時は「ムッソリーニ」の私兵であつたが、現今に於ては私兵の域を脫し其經費は正規軍同樣國庫の負擔する所である。今や治安の維持と共に國民の秩序節制を正し、國土防空に任ずる外、作戰軍に直接參加し、軍事豫備敎育及青少年訓練に任ずる等、經濟的軍備の見地より益〻之を擴大してゐる。該隊は滿二十一歲以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵に區分し、軍隊組織と爲し、常時は高等司令部、聯隊本部の幹部のみを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器、被服を貸與して勤務に服せしめ、又敎育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同樣に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは今日逆睹し得ないが、其人員の多きを見るとき、決して之が存在を無視することは出來ない。

第四節　航空

現首相「ムッソリーニ」は、在野當時より伊國航空界の不振を慨しつゝあつたが、一度政權を得るに及び、一九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て自ら其議長と

なり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。

一、空軍兵力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二（約二、二八〇〇機）、氣球中隊八、飛行船中隊六を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが豫算等の關係上、計畫を完成するに至らず、更に左の如く新空軍の編成を企圖し目下其途上にある。

主力軍	四二大隊
陸軍協同隊	一五大隊
海軍協同隊	四聯隊

植民地は別に定む。

而して現在に於ては飛行一二三中隊（約一、五〇〇機）氣球二中隊、人員（約二萬四千人）である。

曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの狀況にありしに拘らず、今日既に英、佛等先進國を凌駕せんとするの形勢に在るは、吾人の大に參考とすべき處である。

一九三一―三二年度に於ける航空豫算は約七億五千四百萬利で前年度に比し約百三十萬利の増加である。

る。

二、民用航空

伊國に於ける民用航空は、其軍事航空の濫刺たるに比し、從來遲々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り、其面目を一新せんとするに至つた、現に一九三一年一月、政府が大水上機十二機の一編隊を以て、南大西洋横斷を敢行し更に一九三二年一月二十四機を以て北太西洋横斷に成功したるが如き、其氣運を察知するに足る。

民用航空發達の景況は左の如くである。

年次	航空路延長（粁）	總飛行距離數（粁）	旅客數	輸送量（瓲）
一九二六年	三、八四四	五二三、一二二	五、一四二	四六、四七〇
一九二七年	四、六六四	一、三二七、五五七	一二、五〇六	一四一、五七一
一九二八年	一一、二六九	一、九九一、八〇九	一五、五九〇	二四九、〇三六
一九二九年	一三、三三二	三、〇〇八、九五六	二五、〇三四	五二一、一七八
一九三〇年	一四、四二八	四、四三八、九一二	三八、三六一	六八〇、一五二
一九三一年	一八、一六〇	四、三九九、八七一	三三、六五〇	七〇七、〇〇三

因に政府の定期航空事業に對する補助金は、初度施設のものを除き、一九二五年度五千六百萬利にして、一九二六年度以降は年額約一億利なりしも一九三〇年度は六千百萬利に又一九三一年度は七千一百萬利に減少せしめたり。

第五節　化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に殘されたる唯一の戰法は毒「ガス」に在りとの議論漸く熾烈にして、熱心に研究を行つて居る。其施設は陸軍大臣に隷する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及「ガス」教導隊を同研究所に附屬して居る。

尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬し醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

第六節　陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年度	豫算總額	陸軍豫算
一九二八―二九年度	約　二〇、一六四、〇〇〇、〇〇〇円	約　二、六五五、〇〇〇、〇〇〇円
一九二九―三〇年度	約　一九、四四六、〇〇〇、〇〇〇	約　二、七一六、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇―三一年度	約　一九、五八五、〇〇〇、〇〇〇	約　三、一七七、〇〇〇、〇〇〇
一九三一―三二年度	約　二〇、四六四、一九七、〇〇〇	約　二、九八九、五一五、〇〇〇
一九三二―三三年度	約　二〇、六一四、〇〇〇、〇〇〇	約　二、六四三、六〇〇、〇〇〇

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

1、空軍省豫算は別に計上しありて、一九三二―三三年度に在りては、約六億九千六百萬利である。

2、憲兵の行政、司法及警察執行費は、內務省豫算に計上してある。

3、植民地陸軍の費用は、植民地省豫算に計上してある。

4、護國義勇軍、稅關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。

附錄　極東の情勢に就て

極東に於ける帝國内外の情勢を觀るに、帝國は今より重大なる非常時に直面してゐる。事新しく玆に述ぶる迄もなく一九三五年三月には國際聯盟脱退の效力は發生する。同年には華府竝倫敦條約改訂問題が起る、又蘇聯邦の第二次五年計畫は漸次進捗して其極東兵備の完成は益〻帝國に對する脅威を增加する等國際的非常時が玆二三年を高潮時として到來する。帝國と密接なる關係を有する蘇支米等の諸國は此機を目標として著々國力を充實し戰備を整へる等痛切に非常時の深刻さを想はせるのである。

蘇聯邦に就て

蘇聯邦の極東政策は實にピーター大帝以來の傳統的國是であつて、露西亞帝國が蘇聯邦となつた今日に於ても何等の變更なきものであることは、彼のレーニンが揭言した「吾人の運命は東方に於て決す」なる一言に依て明瞭にされてゐる處である。今次滿洲事變に於ける彼等の態度、不侵略條約の提議、或は北滿鐵道讓渡の提議等に依りて直に以て蘇聯邦の東漸放棄等と即斷するものがあることは甚しき謬見であつて、正に彼等の術策に陷つたものと觀るべきである。

蘇聯邦の國内情勢に就ては玆に改めて述ぶるまでもなく、萬事を放擲して五年計畫の完成に邁進してをるのであつて、現下直に外國と事を構ふるの不得策から打算した對外平和政策であることは常識的に首肯し得る處であるが、尚之を若干具體的に事實を指摘して裏書するならば次の如くである。

1　第一は極東に於ける軍備の充實である。

滿洲事變後日蘇滿關係の複雜化に伴ひ、蘇聯邦が極東軍備の充實に努力しあるは事實であるが、兵力の增加は固より、其編制裝備の改善に、將た國境方面に於ける軍事施設に、顯著なる進展を示してゐる。

極東蘇領の赤軍は最初三師團と騎兵二旅團であつたが、一九二九年の東支事件以來一師團を增加して極東軍を編成し、而もクラスノヤルスク以東を管理せしめて更に其兵力を增加し、其後も依然其編成を解かず東方經略の後據となしてゐたが、滿洲事變後更に西伯利及歐露から兵力を增派せられ、最近に於ては步兵約十師團、騎兵約二師團を算するに至り、其總兵力は十數萬に達するもの、如くである。尚ゲペウの兵力も著しく增大して一萬五千以上に達し國境の警備は固より、國内の取締りも至嚴となつた。

加ふるに從來次等裝備であつた極東軍は、一等裝備に改編せられて、其人員を整備し裝備を改め、特に步騎兵師團には機械化部隊の配屬を見、又戰車竝飛行機も著しく增加せられて其數飛行機三五〇、戰

車、三百以上に上り、尚陸續增加の模樣である。殊に飛行機は最新式の機種を以て更新せられ、且最近超重爆撃機（搭載重量約七噸にして航續距離約二、五〇〇粁に及ぶと稱せられ優に我が帝都を空襲し得る）數十臺を整備し、本國に於ける航空勢力至短時間の移動性と相俟つて、極東に於ける制空權の獲得を企圖してゐるのが候はれる。

其他滿洲國との接境地中樞要の地區、即ちボグラニチナヤ東方地區、黑龍江及松花江合流點附近、武市附近及滿洲里西方ボルヂヤ附近には、極めて堅固なる永久要塞地帶を鋭意構築中なるもの、如く最新式ベトン製築城、鐵條網等が發見せられる。之等は勿論防勢的な施設と見做し得ざるにあらざるも、近代築城が常に攻勢的據點として利用せられ、或は集中掩護陣地として、偉大なる役割を果すことに留意を要する。超重爆撃機の整備の如き、如何に好意的に見るも防勢的兵器とは說明することは出來ない。其他赤軍除隊兵のコルホーズ移民は、既に三乃至四萬に達し滿洲國との國境地帶に配置せられ、一朝有事の際は直ちに動員し得る如く準備せられてゐる。

又機械化兵團、化學戰部隊等も多數整備せられてゐる樣子であるが、此等は何と解釋しても、紛明しても、純然たる攻撃兵器であつて、彼等の眞意の奈邊にあるかは明瞭である。

2　第二は蘇聯邦の國內整備五年計畫の完成作業である。

此五年計畫たるや、本年一月スターリンが「蘇聯邦の國防成れり」と豪語したる如く純然たる國防充實の作業であつて、而も其重點は國防力の東進であり、極東戰爭準備の擴充であることは多言を要しない所である。

軍需工業の中心點を西伯利に確立し、ウラルのクズネツクの石炭とを巧に活用せんとするが如き、ザバイカル、ウスリー鐵道の複線工事、バイカル湖迂回鐵道の建設乃至は赤軍除隊兵の極東移住强制等悉く作戰原點の東方推進であり、推進路の整備であることを想はせる。

3　第三としては最近報導せらる・所の米蘇復交、ウスリ鐵道の複線工事、浦鹽要塞の改築浦鹽港に潛水艦數十隻の整備等の事實である。此等は世界經濟會議の決裂、米國の市場情勢等米國の弱點を巧に捕へ、利益を以て親善關係を復活し、以て我が帝國の國際危機たる一九三六年に於ける國際情勢を有利に指向せんとする深謀であると觀らるゝ。

4　第四は支那邊疆に對する赤化工作である。現在支那の領土であつて而も全然支那の威令行はれざる邊疆に蒙古、新疆等がある。而して此等地方に於ける蘇聯邦の勢力は實に想像以上であつて、殆ど蘇國の屬國化してをるものもある。外蒙古共和國の如きは其顯著なるものである。新疆方面に於ける赤化の情況は漸次外蒙と同樣に進展の道程にあるもの、如くである。即ち盛に軍器を送りて國內

擾亂を企て白色分子の驅逐を策し、或は赤化教育を完備したる蘇炳文等の敗殘既赤化兵を同地に送る等、手段を選ばず一路邊疆赤化に邁進してをる。抑〻蘇聯邦の他國赤化工作の眞目的は、玆に述ぶる迄もなく外蒙共和國の如く其本國背反に依り蘇聯邦の一共和國となすにあることは固よりであるが、其過渡期に於ては赤化擾亂要すれば思想戰乃至武力戰の爲赤軍の作戰根據地たらしめんとするものである。以上邊疆地方の赤化工作は獨り支那のみならず、日滿議定書に依り滿洲防衞の任務を有する我が帝國の爲に甚大なる脅威であつて、實に滿洲國を包圍するの態勢を示してをるのである。

支那に就て

日支事變當面の相手國たる支那との間には、本年五月局地的ではあるが北支停戰協定成立して表面的には一段落を告げたかの如くであるが、支那は依然として「一面交涉、一面抵抗」を標榜して眞に明確な政策轉換の何物をも見せないのみならず、去年七月乃至九月に實施した所謂廬山會議に於ては、暫く隱忍對日緩和の方針を取り、此間國力の充實、國内の整頓を圖り、近く來るべき支那としての好機を俟つて對日强硬策に轉換すべきを決定した旨報じてをる。以下少しく廬山會議に就て述べる。

蔣介石は七月乃至九月の間に於て三回に亙りて政治竝軍事に關係ある要人を江西省廬山に集め、内外重要諸問題の研究をなし、概ね次の如き事項を決定したと云ふことである。

1　蔣介石獨裁下の軍事委員會の權限を擴大し、陸海軍元帥制を回復し、三年計畫を以て國防力の整備を完成す。

イ　蔣介石直系の陸軍兵力現勢約三十師を六十師に增加

ロ　空軍として飛行機千五百臺を新に整備

ハ　藍衣社を軍隊化し且全國的に之を普及速成する爲青訓工作の擴大

2　外交方針として三年間抗日策の緩和に依り以て日本の壓迫より離脫すると共に、他面國際聯盟其他の諸國に依存して日本を壓迫し、同時に其等の援助に依りて國力の充實を圖る。

3　借款政策としては各國毎の個別的主義を採り、各國資本家より成る所謂數國借款團主義を排撃し以て日本の加入を絶對的に拒否する。

4　又經濟政策としては統制經濟計畫を實行し、全國經濟會議を擴充して經濟建設の最高機關たらしめ、以て全國の經濟竝其關係事業等企畫の根源となすと共に、國際技術合作も本會議を通じて遂行せしめ、別に經濟部を新設して鐵道、郵便、船舶等各種收益事業を其管理下に置き以て財政、經濟萬般の統制發展を企劃する等。

以上に依て觀るに廬山會議の結果は軍事的獨裁者たる蔣介石と、財政の主宰たる宋子文とが密接に合作し、外國の支援に依り非常時を乘り越へ、三年間に國力竝軍備を充實整備し、其曉に於て徹底的抗日に轉ぜんとする計畫なることは著明であつて、吾人は彼等の所謂三年後なる意味を愼重に注意し大に準備することに努力せなければならぬ。

支那に對しては概ね以上に依りて盡きてをるわけであるが、尙吾人の注意すべき事實を一二附加して參考に資したい。

其第一は棉麥借款の問題である。本件は之を單なる經濟的事實として簡單に看過することは大に注意を要する處であつて、支那は固より極端な獨裁政治を敢行してをるのであるから、本借款に依りて得たる財物は獨裁者たる蔣介石の意圖の如く、軍備、國內整備等上述廬山會議の決定遂行に用ひらるゝことは明なることであつて、單なる棉麥物件でなく抗日兵器であることに著目するの要がある。

第二は最近著しい發達を報ぜられてをる商業用航空路の開發である。民間航空の發展は國土を開發し所謂文明の促進に資する固よりであるが、之を只單に文化事業として關心を拂はぬことは甚しき錯誤である。民用航空は軍事航空の豫備隊であり其缺を補ふものであることは、國際軍縮會議の論議を俟つまでもなく明瞭なる事實であつて、方に民用航空問題は軍事航空と同一なる價値と觀るべきである。

戰時其飛行機は軍用として、其操縱者は飛行將校として、其發著場は軍用飛行場として何等の設備も附加することなく轉換し得るものである。況んや支那に於ては此事業は易々たる茶飯事であることに注意するを要する。

以上に依りて支那が一九三六年を目指して如何に其計畫を樹て、之に向ひ一路完成に邁進してをるかを察することが出來る。而して彼等が傳統の以夷制夷主義に基き他國に便乘したる場合、而も其國力、兵備を整備したる曉に想到するとき、吾人は決して既往の支那と同一に觀ることは許されぬであらう。

米國に就て

米國と帝國とが極東の問題に關して事毎に意見の疎隔を見ることは攷めて玆に述ぶる迄もないのであるが、今次日支事變乃至帝國の聯盟脫退通告後に於ける著明なる事項を擧ぐれば次の如きものがある。

1　滿洲國承認問題
2　海軍條約改訂問題
3　對支發展

滿洲國承認問題

本年五月北支に於ける停戰協定の成立を見たが、本事變の根本である滿洲國の承認には何等の曙光も見出せない。否殆ど全世界が不承認を稱へてをる。就中此關係は爾他國際聯盟依存至上主義諸國と異り、米國は自己の打算から割出して根柢的且國策的に反對してをる點は特に注意するを要する。

海軍條約改訂問題

國防の安全を期し得ざる條約の撤廢は既に帝國國民の聲であり、帝國の方針であり、且又(既に國際聯盟軍縮會議に於て發表せられた處である。即ち屈辱的軍縮條約改廢は國家主義に醒めたる皇國日本の確乎不動の叫なのである。而して我が皇國日本の行手を遮ぎる者は條約國たる英米であることは既定の事實であると共に、既に彼等は公然と其旨を聲明した處である(本年五月米海相は「若し日本が海軍力の均等を主張することがあれば米國は絶對に贊意を表することは出來ぬ」と聲明を發表してをる)。而も實質的に英米特に米國の條約改訂期を目標とする海軍擴張計畫は著明の事實である。

對支發展

廣東に對する米國の策動

世界經濟會議の停頓竝殖民地を有せざる米國の市場關係及米國自體の產業狀態等よりして、米國が經濟的に四億の大衆を抱擁する支那に對して甚大なる關心を有し鋭意其努力を集中することは蓋し多言を要しない。其最近に於ける情況を示せば次の如くであるが、其結果が如何なる情勢を形成するや、我が帝國の國防に如何なる影響を與ふるや、我が經濟發展と如何に交錯するやを特に指摘し、讀者の注意を倍加したいと思ふ。

米國の對支活動中特に注目すべきは航空勢力の扶殖であつて、既に述べた如く航空勢力扶殖は支那に對する軍事的援助であり、有事の場合に於ける彼等の極東根據地の擴充であることに誤りはない。

米國は南京政府の一敵國たる廣東に對しても、陳濟棠の政治顧問及軍事顧問等(米軍人)を通じて種々策動の歩を進め、曾に陳濟棠を援助して軍備の充實を圖るのみならず、或は抗日機運を利用して對日宣戰を煽動し、或は反蔣氣分に乘じ米國を背景とする西南政府の獨立運動に狂奔する等の暗躍を續けて來たことは著名の事實である。

尙最後に米國の極東兵備に就き一言せんに比島は米國の東洋政策上　前衞たるの要衝を占めてをる。即ち米國は比島に據りて東洋に於ける米國の繼威を確立するのみならず米國の所謂經濟的帝國主義の

擴充に努力しつゝあるのである。

然れども比島兵備を後援するものに、グワム島施設竝に布哇の諸施設あるを忘れてはならぬ。

尚進んで容易に極東兵備に轉換し得る米本土にある米國軍備特に米海軍竝米空軍の存在するに留意し置くの要がある。又アラスカは邊陲に位置し、對極東作戰基地として重大なる價値なきも、航空機の根據地として一顧するの要がある。

比島兵備の重重なるものは在比陸軍兵力、要塞施設及米國亞細亞艦隊である。

陸軍兵力 陸軍は比島軍管區司令官の下に比島師團及特科部隊駐屯し其內には飛行聯隊一（偵察、驅逐、爆撃各一中隊）化學戰部隊一中隊等ありて優良裝備である、其總兵力は米人隊約五千、土人隊約六千五百、計約一萬一千五百、其他に警察隊約六千五百を有してゐる。

要塞施設 比島の要塞はマニラ灣口要塞（コレギドル島を中心とする）とスビツク灣要塞の二とす、前者は米國亞細亞艦隊根據地カビテ竝首都マニラを防衛するため施設せられたるものにして難攻不落の稱がある。

海軍 在比海軍は即ち米國亞細亞艦隊であつてマニラ灣を根據として東亞の海面を遊曳してゐる、その兵力は、

巡洋艦　一　砲艦　四
河用砲艦　八
驅逐艦　一三
潛水艦　六
各種母艦　三
ヨツト　一
雜役艦　一〇

尚米國は諸列強と同じく支那に於ける米國市民竝其權益を保護するため左の兵力を駐屯せしめてゐる。

天津　正規軍　將校以下約七〇〇
北平　海兵　約五〇〇
上海　海兵　約一千五〇〇

結言

極東に於ける各國就中蘇、支、米の狀況右の如く、何れも一九三六年前後を目標として有ゆる方面に對し著々對日戰爭準備乃至勢力扶殖に努力を傾注して居り、帝國としては到底晏如たるを得ない情勢である。此現況に於て帝國は有事の際噬臍の悔を胎さゞる丈の準備は如何なる犧牲を忍んでも之を爲さねばならぬことは勿論である。而も此危機たるや一二年の後に迫つてをるのであるから、之が準備は少しの遲疑も澁滯も許さない。此準備ありて始めて禍を轉じて福となし、戰爭を未然に防止し得るであらう。最近滿洲國の獨立承認、上海竝北支停戰協定の成立、國際聯盟の脫退等に依り事變は一段落を告げ、非常時は解消せりとの聲を聞くのであるが、併し乍ら此等のことは一として解決したものはなく悉く未解決の問題であつて、云はゞ一時休戰の狀態にありと觀るべきであり、事實は未だ事變中なのである。彼の三十年戰爭或は七年戰爭の如きも、常に戰爭狀態が連續してをつたわけでなく、戰爭と平和即停戰との交錯の持續であつて、今次事變の現狀と同一であつたのである。方に現情勢も當分斯くの如き狀態が續くものと覺悟せねばならぬ。之を以て吾人は益々擧國一致小成に安ずることなく、堅確なる精神を渝らず把持し、甦生したる皇國日本の實を發揮することに精進すると共に、有形無形有ゆる戰備を整ふることが刻下の急務である。

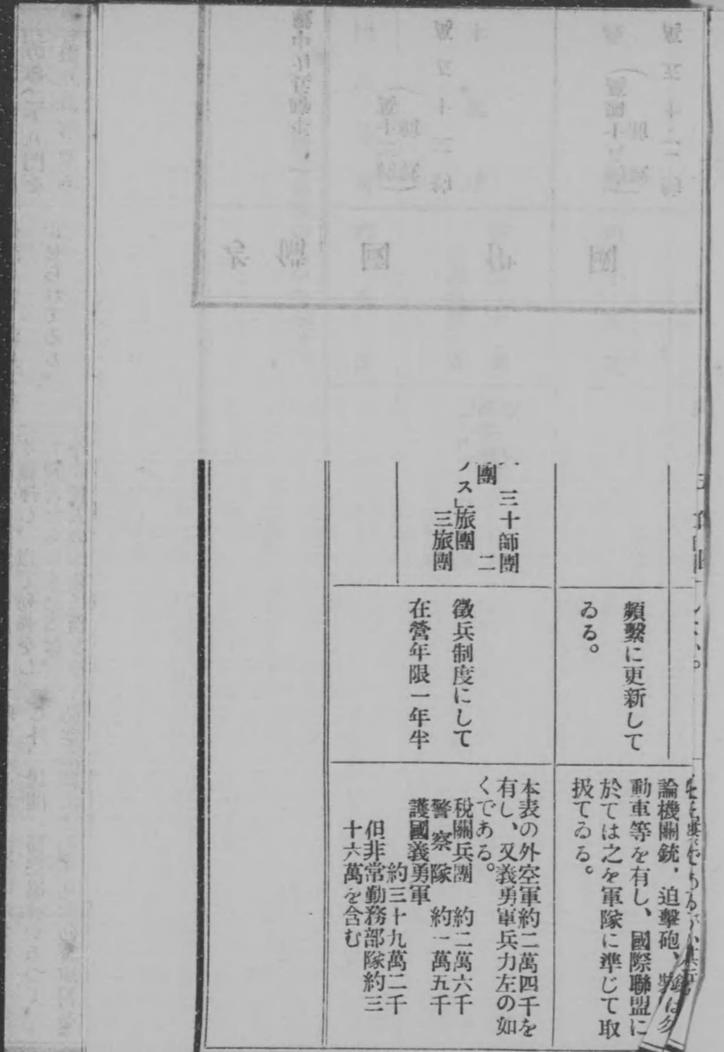

	頻繁に更新してゐる。	論機關銃、迫擊砲、[illegible]動車等を有し、國際聯盟に於ては之を軍隊に準じて取扱てゐる。
三十師團 二團 ノス」旅團 三旅團	徵兵制度にして在營年限一年半	本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍兵力左の如くである。 稅關兵團　約二萬六千 警察隊　約一萬五千 護國義勇軍　約三十九萬二千 但非常勤務部隊約三十六萬を含む

附表其一

列國陸軍軍備一覽

區分／國名	日本	蘇聯邦	中華民國	米國	英國	佛
平時兵力	約二十三萬（大正十一年軍備整理前約二十九萬）	約百三十萬（戰前約百三十萬）	約二百萬 外に支那共產軍約四十萬	約三十二萬（戰前約二十三萬四千）	約三十四萬（戰前約三十八萬八千）	
內譯 種別		正規軍及民兵軍基幹部	中央政府及各軍閥に屬し正規軍と認むべきもの	正規軍	正規軍	在本國軍
兵力	約二十三萬	約四十七萬	約二百萬	法定數 約二十九萬八千 現在數 約十三萬三千	十二萬七千八百 外に在印度約五萬八千	約三十五萬五千
團隊數	十七師團	步兵 正規二十九師團 民兵四十七師團 騎兵 正規十師團 民兵三師團 獨立旅團八	百五十師團 五十四旅團 騎兵五師團 騎兵十旅團	步兵九師團 騎兵三師團	英本國 步兵七十聯隊 騎兵十二聯隊 砲兵百三十七中隊 在印度 步兵四十五大隊 騎兵五聯隊 砲兵六十五中隊 海外（印度及自治領を除く） 步兵二十二大隊 騎兵三聯隊 砲兵二十二中隊	步兵二十師團 騎兵五師團
兵役制度在營年限	徵兵制度にして在營年限左の如くである。一般兵 約二年 但步兵科兵（戰車兵を除く）にして青年訓練修了者の在營期間は六箇月以內之を短縮することを得 輜重兵特務兵 約二箇月 看護兵 一年半 磨工兵 一年半 補助看護兵 三箇月	徵兵制度にして在營年限左の如くである。正規軍、民兵軍基幹部、國家保安部軍隊二年送軍隊は及護（國家保安部軍隊中國境、海岸警備隊に服務する者は三乃至四年）、民兵軍交代部は步、砲兵は八箇月、騎兵は十一箇月	傭兵制度にして在營年限は一定しない。	志願兵制度にして三年在營（契約に依り一年の者あるも少數）	志願兵制度にして步兵に在りては最小限七年在營	徵兵制度にして在營年限一年（外に長期志願
摘	約二十三萬は一營人員最も多き兵力である。は幹部候補生及を含んでゐない	一、兵卒は正規共入營前に於を通じ二箇月を受ける。二、本表の外空約二萬三千を	本表の外多數の軍隊と略、同有し、軍隊に改こと屢々である。固より算定する	一、正規軍中步團は比律賓、馬に駐屯して二、護國軍法定三年臨時最小と規定せられ年迄に其實現未完成である三、別に編成豫萬を有してゐ	本表の外空軍（別に印度に約自治領及植民地（土民軍等を含ゐる。 加奈陀 約 濠洲 印度 約 新西蘭 南阿 愛蘭 計 約三	本表の外左の部一、空軍陸上部空軍三師團と
				法定數 四十二萬五千（臨時規定額最小限二十五萬） 現在數 約十八萬七千	法定數 約十七萬 現在數 約十三萬六千五百	
				步兵十八師團（一部未完成） 騎兵四師團（基幹部隊のみ現在す）	十四師團 騎兵二旅團 防空三旅團	
				志願兵制度にして服役期間は一年及三年の二種がある、每年百四十四時間以上の營內教育及十五日間の野營を行つてゐる。	志願兵制度にして服役期間は四年、每年八日乃至十五日間の野營及二十四回乃至四十五回の教練を受ける。	

	聯邦	中華民國	米國	英國	佛國	獨國	伊國	備考
	約百三十萬（戰前約百三十萬）	約二百萬外に支那共産軍約四十萬	約三十二萬（戰前約二十三萬四千）	約三十四萬（戰前約三十八萬八千）	約五十六萬（戰前約八十四萬）	約二十五萬（戰前約八十四萬）	約三十五萬（戰前約三十萬）	一、平時兵力中戰前兵は一九一四年前後のものを示す。
	交代兵	中央政府及各軍閥に屬し正規軍と認むべきもの	正規軍	正規軍	在本國軍	正規軍	本國軍	
	部隊 約六十萬		護國軍	地方軍	在海外軍	警察隊	植民地軍	
	特別軍隊 國家保安部隊 約十五萬	約二百萬	現在數 約十三萬三千	現在數 約十三萬六千五百	約二十萬五千	約十五萬	約五萬	
	護送軍隊 約九萬		法定數 約二十九萬八千	法定數 約十七萬				
	空軍陸上部隊 約二萬三千	備兵制度にして在營年限は一定しない。	志願兵制度にして三年在營（契約に依り一年の者あるも少數）	志願兵制度にして歩兵に在りては最小限七年在營	徵兵制度にして在營年限一年	頻繁に更新してゐる。	徵兵制度にして在營年限一年半	
	正規二十九師團 基幹部、國家保安部軍隊は及護送軍隊は二年（國家保安部軍隊中國境、海岸警備隊に服務する者は三乃至四年）、民兵軍交代部は歩、砲兵は八箇月、騎兵は十一箇月	百五十師團 五十四旅團 騎兵五師團 騎兵十旅團	歩兵 九師團 騎兵 三師團	英本國 歩兵七十聯隊 騎兵十二聯隊 砲兵百三十中隊 在印度 歩兵四十五大隊 騎兵五聯隊 砲兵六十五中隊 海外（印度及自治領を除く） 歩兵二十二大隊 騎兵三聯隊 砲兵二十二中隊	十四師團 騎兵二旅團 防空三旅團	歩兵 二十師團 騎兵五師團 外に控置兵團約六師團及騎兵、砲兵の總豫備部隊竝植民地軍隊	歩兵 七師團 騎兵 三師團	歩兵 三十師團 輕快師團 二 「アルプス」旅團 三旅團	
	騎兵 正規十師團 民兵四十七師團		護國軍 歩兵（一部未完成） 騎兵 四師團（基幹部隊のみ現在す）	十二萬七千八百 外に在印度約五萬八千	志願兵制度にして服役期間は四年、毎年八日乃至十五日間の野營及二十四回乃至四十五回の教練を受ける。	徵兵制度にして在營年限一年	約三十萬 內憲兵約五萬	
	獨立旅團 八		志願兵制度にして服役期間は一年及三年の二種があり、毎年百四十四時間以上の營內教育及十五日間の野營を行つてゐる。		徵兵制度及志願兵制度	徵兵制度にして在營年限一年半		
	本表の外多數にして軍隊と略、有し、軍隊にここに屬でであり固より算定す	本表の外空軍有し、又義勇くである。 稅關兵團 警察隊 護國義勇軍 約三 但非常動員 十六萬を含	本表の外左の一、空軍陸上自治領及植民（土民軍等を含 二、護國軍法三年臨時最ご規定せら年迄に其實未完成であ三、別に編成萬を有して	本表の外左の一、空軍三師團（人員約三萬二、北亞弗利助兵約一萬三、憲兵及遊	獨逸警察隊は訓練の程度正特に裝備に於論機關銃、追動車等を有し於ては之を軍扱つてゐる。			

英	本國
米	護國
佛	在本國軍
獨	正規軍
伊	本國軍
聯邦	正規軍
中華民國	中央政府及各軍閥に屬し正規軍と認むべきもの
聯邦	特別軍隊
聯邦	交代兵
英	地方軍
米	正規軍
佛	在海外軍
獨	警察隊
伊	植民地軍
聯邦	空軍陸上部隊
聯邦	護送軍隊
聯邦	部隊

列國陸軍軍備一覽

平時兵力	内譯 種別	内譯 兵力	團隊數	兵役制度 在營年限	摘要
二十三萬 (正十一年軍備整理前二十九萬)		約二十三萬	十七師團	徴兵制度にして在營年限左の如くである。 一般兵 約二年 但步兵科兵(戰車兵を除く)にして青年訓練修了者の在營期間は六箇月以內之を短縮することを得 輜重兵特務兵 約二箇月 看護兵 一年半 磨工兵 一年半 補助看護兵 三箇月	約二十三萬は一年を通じ在營人員最も多き場合に於ける兵力である。尙本數字には幹部候補生及短期現役兵を含んでゐない。
百三十萬 (前百三十萬)	正規軍及民兵軍基幹部	約四十七萬	步兵 正規二十九師團 民兵四十七師團 騎兵 正規十師團 民兵三師團 獨立旅團八	徴兵制度にして在營年限左の如くである。 正規軍、民兵軍基幹部、國家保安部軍隊及護送軍隊は二年(國家保安部軍隊中國境、海岸警備隊に服務する者は三乃至四年)、民兵軍交代部は步、砲兵は八箇月、騎兵は十一箇月	一、兵卒は正規軍、民兵軍共入營前に於て、二箇年を通じ二箇月の軍事教育を受ける。 二、本表の外空軍陸上部隊約二萬三千を有してる。
	民兵軍交代部	約六十萬			
	特別軍隊 國家保安部軍隊	約十五萬			
	特別軍隊 護送軍隊	約九萬			
	空軍陸上部隊	約二萬三千			
二百萬 (支那共産軍約四萬)	中央政府及各軍閥に屬し正規軍と認むべきもの	約二百萬	百五十師團 五十四旅團 騎兵五師團 騎兵十旅團	傭兵制度にして在營年限は一定しない。	本表の外多數の土匪團ありて軍隊と略〻同樣の實力を有し、軍隊に改編せらるゝこと屢〻であるが、其兵力は固より算定するを得ない。
三十二萬 (前二十三萬四千)	正規軍	法定數約二十九萬八千 現在數約十三萬三千	步兵 九師團 騎兵 三師團	志願兵制度にして三年在營(契約に依り一年の者あるも少數)	一、正規軍中步兵各約一師團は比律賓、布哇及巴奈馬に駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小限二十五萬と規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが未完成である。 三、別に編成豫備軍約十二萬を有してゐる。
	護國軍	法定數四十二萬五千(臨時規定額最小限二十五萬) 現在數約十八萬七千	步兵 十八師團(一部未完成) 騎兵 四師團(基幹部隊のみ現在す)	志願兵制度にして服役期間は一年及三年の二種がある、毎年百四十四時間以上の營內教育及十五日間の野營を行つてゐる。	
三十四萬 (前三十八萬八千)	正規軍	十二萬七千八百 外に在印度約五萬八千	英本國 步兵七十聯隊 騎兵十二聯隊 砲兵百三十七中隊 在印度 步兵四十五大隊 騎兵五聯隊 砲兵六十五中隊 海外(印度及自治領を除く) 步兵二十二大隊 騎兵三聯隊 砲兵二十二中隊	志願兵制度にして步兵に在りては最小限七年在營	本表の外空軍約三萬二千(別に印度に約二千)及海外自治領及植民地に左記兵力(土民軍等を含む)を有してゐる。 加奈陀 約十二萬九千 濠洲 約二萬九千 印度 約十六萬八千 新西蘭 約一萬八千 南阿 約一千 愛蘭 約六千 計 約三十五萬三千
	地方軍	法定數約十七萬 現在數約十三萬六千五百	十四師團 騎兵二旅團 防空三旅團	志願兵制度にして服役期間は四年、毎年八日乃至十五日間の野營及二十四回乃至四十五回の教練を受ける。	
			步兵二十師團	徴兵制度にして…	本表の外左の部隊がある。

正規軍及民兵基幹部隊	約四十七萬										
民兵交代部隊	約六十萬										
特別軍隊	約十五萬	(ヂ・國家保安ヂ・)部軍隊									
	約九萬	(ヂ・國家保安ヂ・)護送軍隊									
空軍陸上部隊	約二萬三千										
歩兵	百五十師團	正規二十九師團	民兵四十七師團								
騎兵	五十四旅團	正規十師團	民兵三師團	獨立旅團八							
騎兵	五師團										
騎兵	十旅團										
中央政府及各軍閥に屬し正規軍と認むべきもの	約二百萬										
支那共産軍約四十萬	二百萬										
正規軍	約二十九萬八千	現在數約十三萬三千	法定數	歩兵	九師團	騎兵	三師團	志願兵制度にして三年在營(契約者あるも少數)に依り一年の	備兵制度にして在營年限は一定しない。		
護國軍	法定數四十二萬五千(臨時規定額最小限二十五萬)	現在數約十八萬七千		歩兵	十八師團(一部未完成)	騎兵	四師團(基幹部隊のみ現在す)				
正規軍	十二萬七千八百	外に在印度約五萬八千		英本國	歩兵七十聯隊	騎兵十二聯隊	砲兵百三十七中隊	在印度	歩兵四十五大隊	騎兵五聯隊	砲兵六十五中隊
海外(印度及自治領を除く)	歩兵二十二大隊	騎兵三聯隊	砲兵二十二中隊								
志願兵制度にして歩兵に在りては最小限七年在營											
地方軍	法定數約十七萬	現在數約十三萬六千五百		十四師團	騎兵二旅團	防空三旅團					
志願兵制度にして服役期間は四年、毎年八日乃至十五日間の野營及二十四回乃至四十五回の教練を受ける。											
三十四萬(前二十八萬八千)											
在本國軍	約三十五萬五千			歩兵二十師團	騎兵五師團	外に控置兵團約六師團及騎兵、砲兵の總豫備部隊竝植民地軍隊					
在海外軍	約二十萬五千			徵兵制度にして在營年限一年(外に長期志願兵約十萬六千)							
五十六萬(前四十四萬)				徵兵制度及志願兵制度							
本國軍	約三十萬	內憲兵約五萬		歩兵三十師團	輕快師團二(「アルプス」旅團三旅團						
植民地軍	約五萬										
十五萬(前十萬)											
正規軍	約十萬			歩兵七師團	騎兵三師團	志願制度にして十二年在營					
警察隊	約十五萬			類繫に更新してゐる。							
二十五萬(前十四萬)											

徵兵制度にして在營年限左の如くである。
正規軍、民兵軍、國家保安部軍隊二年送軍隊は及護(國家保安部軍隊中國境、海岸警備隊に服務する者は三乃至四年)、民兵軍交代部は歩、砲兵は八箇月、騎兵は十一箇月

一、兵卒は正規軍、民兵軍共入營前に於て、二箇年を通じ二箇月の軍事教育を受ける。
二、本表の外空軍陸上部隊約二萬三千を有してゐる。

本表の外多數の土匪團あり て軍隊と略、同樣の實力を有し、軍隊に改編せらるゝ こと屢であるが、其兵力は固より算定するを得ない。

一、正規軍中歩兵各約一師團は比律賓、布哇及巴奈馬に駐屯してゐる。
二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小限二十五萬と規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが未完成である。
三、別に編成豫備軍約十二萬を有してゐる。

本表の外空軍約三萬二千(別に印度に約二千)及海外自治領及植民地に左記兵力(土民軍等を含む)を有してゐる。

加奈陀	約十二萬九千
濠洲	約二萬九千
印度	約十六萬八千
新西蘭	約一萬八千
南阿	約一千
愛蘭	約六千
計	約三十五萬三千

本表の外左の部隊がある。
一、空軍陸上部隊
空軍三師團と獨立一旅團(人員約三萬)
二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬四千
三、憲兵及遊動憲兵約四萬

獨逸警察隊は編制、裝備、訓練の程度正規軍に準じ、特に裝備に於ては小銃は勿論機關銃、迫擊砲、裝甲自動車等を有し、國際聯盟に於ては之を軍隊に準じて取扱てゐる。

本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍兵力左の如くである。
稅關兵團 約二萬六千
警察隊 約一萬五千
護國義勇軍 約三十九萬二千
但非常動務部隊約三十六萬を含む

本時兵力中戰前兵は一九一四年前後のものを示す。

列國新兵器整

空

國名	日本	蘇聯邦	米國	英
航空の概況	大正一四年の軍備整理に依り飛行一〇中隊、氣球一中隊を增加したが、固より不十分にして尙大に充實の要がある。	全航空部隊は革命軍事會議内の空軍本部之を統轄し、國内に多くの飛行機製造工場を起し、外國より飛行機を購入する等、鋭意之が整備に努めつゝある。而して政府は國防飛行化學協會を設置し、航空及化學戰に對する官民の努力は特に顯著にして、全國の老幼男女を會員に加入せしめ、屢〻航空週間を催して資金を强徴し、又外國就中獨國會社と契約して國内國外に亙る定期航空路の開設を圖り又民間航空飛行隊管區本部を設置し民間航空事業を國家に於て統一し其進歩發展を企圖する等其努力顯著にして、世界航空界に於ける蘇聯邦の地位は、遠からず躍進的に向上するであらう。	世界大戰後直に多數の航空專門家を英、佛に派遣して其研究、調査に從事せしむると共に、戰爭間偉大の進歩を遂げたる獨國航空が、偶〻媾和條約に依て至大の制限を蒙り、航空工場及人員が失業せんとしたるに乘じ、莫大の費用を投じて獨國航空工業の專賣權を買收し或は有爲なる專門技術者を傭聘する等有ゆる手段を盡して歐洲交戰諸國航空の精粹を吸收するこゝに努め、嘗て世界周航飛行に成功したる外、大西洋は勿論太平洋の橫斷飛行にも成功する等、世界航空記錄中其大多數は米國の手に保持しある現狀である。	世界大戰の末期列强に率先して陸、海軍所屬の航空を統一し、空軍省を設置したるは周知の處にして、以て航空の整備、充實に對する抱負の一端を知るこゝが出來る。 戰後常備空軍部隊を國防上の必要限度に止め、戰時に於ける擴張を準備する爲民間航空の發達を奬勵するゝ共に、豫備員の養成竝器材の整備に力を傾注するの方針を樹立し來つたが、佛國が依然
陸軍所屬飛行機數		二千五百機以上 （約一割の海軍機を含む）	約千八百機	約千五百機 （空軍省所屬の
中隊數	偵察 一一 二六中隊 戰闘 一一 爆撃 四	陸上飛行部隊約二〇〇中隊 偵察 一四 戰闘（省略） 一四 爆撃 一〇 攻撃其他	偵察 一四 五三中隊 攻撃 四 驅逐 一四 爆撃 一〇 學校（教導中隊） 一一 飛行艇中隊 二 氣球中隊 二 飛行機勤務中隊 一六 飛行艇勤務中隊 一 右の外護國軍に偵察飛行中隊一九	正規 國内 三九 八八中隊 海外 二三 幹部隊 五中隊
豫算	不	合計 二四二中隊 外に氣球一〇中隊、航空船三中隊	約二千七百萬弗 （一九三三一三四年度）	約一千七百四 （一九三二一三三

國

飛行に成功したる外、大西洋は勿論太平洋の横斷飛行にも成功する等、世界航空記錄中其大多數は米國の手に保持しある現狀である。

英國

世界大戰の末期列強に率先して陸、海軍所屬の航空を統一し、空軍省を設置したるは周知の處にして、以て航空の整備、充實に對する抱負の一端を知ることが出來る。

戰後常備空軍部隊を國防上の必要限度に止め、戰時に於ける擴張を準備する爲民間航空の發達を奬勵すると共に、豫備員の養成竝器材の整備に力を傾注するの方針を樹立し來つたが、佛國が依然尨大なる空中勢力を擁しある現狀に刺戟せられ、國民一般に國防の危機に覺醒して一九二三年空軍の大擴張を可決し、前勞働黨內閣すら之を放棄せざるのみか、却て益、其實行に力を注ぎ、今や空軍勢力八十九中隊の整備を目標として擴張中である。

約千五百機
（空軍省所屬のもの）

正規	國內	三九
八八中隊	海外	二三
幹部隊		五中隊
補助		八中隊

約一千七百四十萬磅
（一九三二—三三年度）

佛國

戰後財政頗る窮乏せるに拘らず、東隣諸邦特に獨逸に對し空中防禦の安全を確保し、併て對英政策の後援として依然尨大なる空軍を整備し、銳意其進歩發達に努力してゐる。而して英、伊、兩國の獨立空軍制に倣ひ航空省獨立の必要を高唱し、幾多研究、論議の後遂に一九二八年十月航空省を設け空軍は獨立したが、陸海軍航空は從來の如く陸海軍の要求に依り專屬的に之と協同する如く定めてある、又一九三一年末タルヂュー內閣の時、一旦陸海空の三軍を統一する國防省成立したが、幾何もなく復三軍に分れた。

約三千機
（航空省所屬のもの）

一五六中隊	偵察	七一
	戰鬪	三〇
	爆撃	三二
海軍用		二三
氣球中隊		一八

空軍費
約十八億二千法萬法
（一九三二—三三年度）

獨國

獨逸は峻嚴なる講和條約に依り軍事航空を禁止せられある爲、銳意民間航空の發達に努力し、新式航空機の研究、民用航空の組織等に關し畫策すると共に、國內は勿論中歐、蘇聯邦竝北歐の外、更に遠く極東竝米地方へ向ひ航空路開拓に努力してゐる、而して獨逸が其周隣諸國に有力なる航空工場を保持し、竊に自國航空工業發展の爲其勢力を扶植しあるは注目を要する所である。殊に飛行船の發達、進歩は遂に一九二九年世界週航の成功を齎した。

民用航空豫算
約四千三百萬麻
（一九三二—三三年度）

伊國

現首相「ムツソリーニ」政權を得るや、平素の抱負に基き空軍の大擴張を行はんと欲し、自ら航空高等委員會議長となり、一九二三年四月擴張案を議決し、軍事航空長官及軍事外航空長官を共に航空高等委員會の隷下に屬し次で一九二五年空軍を獨立せしめ、一九三〇年迄に飛行一八二中隊、氣球八中隊、飛行船六中隊を包含すべき擴張計畫を立

約千五百機
（空軍省所屬のもの）

現在數（一九三〇年末）

新空軍編制	偵察	三六
主力軍	戰鬪	二八
一二三中隊	爆撃	三一
	機種不明	一四
氣球	練習	一四
新空軍編制		二中隊
主力軍		四二大隊
陸軍協同隊		一五大隊
海軍協同隊		四隊

約七億五千二百萬利
（一九三一—三二年度）